

平成 30 年

# 富岡町議会会議録

第 2 回 定例会

3 月 6 日開会～3 月 9 日閉会

富岡町議会

## 平成30年第2回富岡町議会定例会会議録目次

### 第1日 3月6日（火曜日）

○議事日程 .....	1
○本日の会議に付した事件 .....	4
○出席議員 .....	6
○欠席議員 .....	6
○説明のため出席した者 .....	6
○事務局職員出席者 .....	7
開    会    （午前10時00分） .....	8
○開会の宣告 .....	8
○開議の宣告 .....	8
○議事日程の報告 .....	8
○諸般の報告 .....	8
○会議録署名議員の指名 .....	8
○会期の決定 .....	8
○諸報告 .....	9
○請願の委員会付託 .....	13
○議案の一括上程 .....	13
○提案理由の説明及び一般町政報告 .....	13
○一般質問 .....	19
遠    藤    一    善    君 .....	19
渡    辺    正    道    君 .....	26
堀    本    典    明    君 .....	36
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	44
○散会の宣告 .....	46
散    会    （午後2時09分） .....	46

### 第2日 3月7日（水曜日）

○議事日程 .....	49
○本日の会議に付した事件 .....	50
○出席議員 .....	51
○欠席議員 .....	51

○説明のため出席した者	5 2
○事務局職員出席者	5 2
開    議    (午前10時00分)	5 3
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○会議録署名議員の指名	5 3
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	5 3
○散会の宣告	1 0 1
散    会    (午後 2時22分)	1 0 1

第3日 3月8日(木曜日)

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 6
○欠席議員	1 0 6
○説明のため出席した者	1 0 6
○事務局職員出席者	1 0 7
開    議    (午前10時00分)	1 0 8
○開議の宣告	1 0 8
○議事日程の報告	1 0 8
○会議録署名議員の指名	1 0 8
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○散会の宣告	1 6 6
散    会    (午後 2時37分)	1 6 6

第4日 3月9日(金曜日)

○議事日程	1 6 9
○本日の会議に付した事件	1 6 9
○出席議員	1 6 9
○欠席議員	1 7 0
○説明のため出席した者	1 7 0
○事務局職員出席者	1 7 1
開    議    (午前10時00分)	1 7 2

○開議の宣告 .....	1 7 2
○議事日程の報告 .....	1 7 2
○会議録署名議員の指名 .....	1 7 2
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決 .....	1 7 2
○委員会報告 .....	1 8 4
○動議の提出 .....	1 8 8
○閉会の宣告 .....	1 8 9
閉    会    （午前11時22分） .....	1 8 9

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

## 平成30年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成30年3月6日(火) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 請願の委員会付託

日程第5 議案の一括上程

- 議案第 5号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 8号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例について
- 議案第 9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例について

- 議案第16号 不動産の取得について
- 議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第2号)
- 議案第26号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第27号 平成30年度富岡町一般会計予算
- 議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第35号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第36号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 工事請負契約について
- 議案第40号 工事請負契約について
- 議案第41号 工事請負契約について

日程第6 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 7 一般質問

日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 5 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 30 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 7 号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 8 号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例について
- 議案第 9 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例について
- 議案第 16 号 不動産の取得について
- 議案第 17 号 平成 29 年度富岡町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 18 号 平成 29 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 19 号 平成 29 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 平成 29 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 平成 29 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 平成 29 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 平成 29 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 24 号 平成 29 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 25 号 平成 29 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 29 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 30 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 28 号 平成 30 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 30 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算



- 議案第 30 号 平成 30 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 30 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 30 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 30 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 30 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 30 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 36 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 工事請負契約について
- 議案第 40 号 工事請負契約について
- 議案第 41 号 工事請負契約について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第 4 請願の委員会付託

日程第 5 議案の一括上程

議案第 5 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 30 年度の町税等の減免に関する条例について

- 議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 8号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数に関する条例について
- 議案第 9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例について
- 議案第16号 不動産の取得について
- 議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第27号 平成30年度富岡町一般会計予算
- 議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 35 号 平成 30 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 36 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 工事請負契約について
- 議案第 40 号 工事請負契約について
- 議案第 41 号 工事請負契約について
- 日程第 6 提案理由の説明及び一般町政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
- 議案第 5 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

○出席議員（14名）

1 番	渡 辺 英 博 君	2 番	渡 辺 正 道 君
3 番	高 野 匠 美 君	4 番	渡 辺 高 一 君
5 番	堀 本 典 明 君	6 番	早 川 恒 久 君
7 番	遠 藤 一 善 君	8 番	安 藤 正 純 君
9 番	宇佐神 幸 一 君	10 番	高 野 泰 君
11 番	黒 澤 英 男 君	12 番	高 橋 実 君
13 番	渡 辺 三 男 君	14 番	塚 野 芳 美 君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町	長	宮 本 皓 一 君
副 町	長	高 橋 浩 一 君
副 町	長	滝 沢 一 美 君
教 育	長	石 井 賢 一 君

會計管理者	三	瓶	直	人	君
參事兼 總務課長	伏	見	克	彦	君
企画課長	林		紀	夫	君
稅務課長	小	林	元	一	君
健康福祉課長	植	杉	昭	弘	君
住民課長	齊	藤	一	宏	君
參事兼 生活環境課長	渡	辺	弘	道	君
産業振興課長兼 農業委員會長 事務局長	猪	狩		力	君
復興推進課長	黒	沢	真	也	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君
參事兼 郡山支所長	菅	野	利	行	君
いわき支所長	三	瓶	雅	弘	君
總務課課長補佐	遠	藤	博	生	君
教育總務課 課長補佐兼 學校管理係長	飯	塚	裕	之	君
代表監査委員	坂	本	和	久	君

○事務局職員出席者

議事會事務局局長	志	賀	智	秀
議事會事務局係局長	大	和	田	豊
議事會事務局主任	藤	田	志	穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回富岡町議会定例会を開会いたします。

---

○開議の宣告

○議長（塚野芳美君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長（塚野芳美君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（塚野芳美君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る2月27日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から9日までの4日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、平成30年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成30年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

次に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただきます報告といたします。

また、陳情書1件、要望書1件を受理しております。この写しをあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

10番 高 野 泰 君

11番 黒 澤 英 男 君

の両名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9日までの4日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9日までの4日間と決定いたしました。

---

#### ○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） おはようございます。それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

29監第20号、平成30年3月6日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、堀本典明。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。(1)平成29年11月、12月、平成30年1月分、(2)一般会計及び特別会計、(3)歳入歳出外現金。

2、検査の時期。平成29年12月20日、平成30年1月22日、2月19日。

3、検査の結果。(1)収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。(2)違法または不適切と認めて指示した事項、なし。(3)検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

別紙は、朗読を省略いたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） おはようございます。報告第1号、平成30年3月6日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)3月定例会の会期及び日程について、(3)

その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③請願について、④陳情について、⑤その他、定例会等の開会時刻について。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成30年2月27日午前9時15分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。人事案件1件、条例の新規制定案件3件、条例の一部改正案件9件、条例の廃止案件1件、財産(不動産)の取得または処分案件1件、工事請負等の締結案件3件、補正予算案件10件、当初予算案件9件、合計37件。(2)3月定例会の会期及び日程について、3月定例会の会期日程については、会期を3月6日から9日までの4日間とすることに決し、議長に答申した。(3)その他、①一般質問について、一般質問の通告3名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原因のとおり決した。③請願について、「鮭増殖施設の早期復興整備に関する請願書」、紹介議員、遠藤一善。上記の請願書を審査した結果、産業復興常任委員会に付託し、3月定例会会期中に審査することに決した。④陳情等について、「待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情書」、以上1件の陳情等について審査し、全議員に周知することに決した。⑤その他、定例会等の開会時刻について、郡内他町村の定例会等の開会状況を踏まえて、今後の各会議の開会時刻について審査したが、意見の一致を見なかったため継続審議とすることに決した。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君)登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長(堀本典明君) おはようございます。報告第2号、平成30年3月6日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。審査報告書、本委員会には、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第193号の編集について、(2)その他、第4回、(1)とみおか議会だより第193号の最終校正について、(2)その他。第5回、(1)視察研修の受け入れについて(群馬県明和町議会広報委員会)、(2)その他。第6回、(1)視察研修の受け入れについて(宮城県七ヶ浜町議会広報編集特別委員会)、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過は記載のとおりでありますので、ご一読お読み取りください。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより193号の編集について。とみおか議会だより第193号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。巻末「ちょっとひとこと」は、11月15日に操業を開始した万象ホールディングス(株)富岡工場工場長、八乙女正昭氏に寄稿をしていただくことに決した。とみおか議会だより第193号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。第4回、(1)とみおか議会だより第193号の最終校正について、議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。(2)その他、「とみおか議会だより編集マニュアルについて協議し、原案を作成した。第5回、(1)視察研修の受け入れについて(群馬県明和町議会広報委員会)、とみおか議会だよりの概要、発行までのスケジュール、編集方法などを説明した。質疑応答では、表紙の選定方法や紙面構成の決め方などさまざまな点について意見交換を行った。第6回、(1)視察研修の受け入れについて、これは宮城県七ヶ浜町議会広報編集特別委員会、とみおか議会だよりの概要、発行までのスケジュール、編集方法などを説明した。質疑応答では、一般質問の編集スケジュールや住民参加企画の必要性などさまざまな点について意見交換を行った。

○議長(塚野芳美君) ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君)登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長(宇佐神幸一君) おはようございます。報告第3号、平成30年3月6日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理(平成29年11月・12月・平成30年1月分)



について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、お手元に記載したとおりでございますので、ご一読ください。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成29年11月・12月・平成30年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について生活環境課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。建屋滞留水処理の進捗状況について説明を受けた。議員からは、建屋滞留水のくみ上げ処理が原子炉の冷却に影響を与えないよう慎重な作業の実施を求める意見が出された。これまで発生した事故原因を調査し、事故のリスクを抽出しているとの説明を受けた。議員からは、事故リスクの抽出結果については、上層部だけでなく、現場作業員までしっかりと情報が共有できる体制を構築する必要があると指摘があった。3、その他、営業損害超過分の支払いについて説明を受けた。議員からは、東電の営業損害超過分に対する説明が大変わかりにくく、事業者が混乱していると指摘した上で、各事業者にしっかりと説明する責任があると訴えた。東京電力ホールディングス（株）が町に通報連絡したもののうちトラブルに関する通報のみどの段階で問題が発生したのか調査し、3月8日までに回答するよう求めた。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告をしておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

---

○請願の委員会付託

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、請願の委員会付託を行います。

事務局長の朗読を求めます。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 本請願は、富岡町議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、請願第1号 「鮭増殖施設の早期復興整備」に関する請願書については、去る2月27日の議会運営委員会において審議をしていただき、産業復興常任委員会に付託し審査をいただくことといたします。

以上をもって請願の委員会付託を終わります。

---

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

---

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成30年第2回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

かけがえのない多くの命が失われ、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と避難生活を強いられることとなった東京電力第一原子力発電所事故から間もなく7年の歳月が過ぎようとしております。町民の皆様の長きにわたる避難生活による心身のご苦労に対しまして改めて心よりお見舞いを申し上げます。

さて、昨年4月1日の居住制限区域、避難指示解除準備区域の避難指示解除から今月末をもって1年となります。この間、災害公営住宅の建設や駅前交通広場の供用開始、産業団地整備の準備などの復興事業を精力的に推し進めるとともに、夏祭りやえびす講市、ふれあい町民号などの震災前に実施していたさまざまな事業の再開も同時に行っていました。今月26日には、富岡労働基準監督署とハローワーク富岡が町内での業務を再開されることとなっており、徐々に震災前の町の姿を取り戻しつつあります。あわせて、当町の真の復興に向けて欠くことのできない帰還困難区域の復興再生に向けて特定復興再生拠点区域復興再生計画の承認申請を2月19日に行ったところであり、今年年度内に承認をいただける見通しであります。新年度からも引き続き帰還困難区域の復興再生に積極的に取り組んでまいります。また、復興拠点再生計画をご確認いただく過程において、JR夜ノ森駅の利便性を高める観点から、駅西側の高津戸地区との連絡自由通路についてご意見をいただき、同計画に掲げておりますが、この件についてJR東日本水戸支社に要望を行ってまいったところ、このたび前向きな回答をいただいたところであります。夜の森地区の復興に向けて明るい材料となることから、JR夜ノ森駅の東西連絡自由通路の設置のための検討に着手し、実現に向けて今後の協議を進めてまいるとともに、可能な限り復興拠点再生計画の前倒しを図る考えでありますので、ご理解願います。

このような中、平成30年度の一般会計当初予算につきましては約158億円を計上しております。4月からの町内での学校再開や認定こども園の準備、産業団地の造成工事着手などまだまだふるさと富岡の再生に向けては道半ばであり、加えて当面避難先での生活を継続せざるを得ない町民の皆様に対しても、多面的な支援の継続が必要となります。議員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、12月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、表彰式及び賀詞交換会についてご報告いたします。平成30年富岡町表彰式及び賀詞交換会につきましては、去る1月19日午前10時より富岡町文化交流センター学びの森において、議員の皆様初めご来賓の皆様ご臨席のもと約200名のご参加をいただいて開催したところあります。

次に、東日本大震災慰霊祭についてご報告いたします。富岡町東日本大震災慰霊祭につきましては、来る3月11日、富岡町総合福祉センターにおいて開催いたします。既にご案内申し上げますが、議員の皆様のご臨席賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰還困難区域の復興・再生に向けた特定復興再生拠点区域復興再生計画についてご報告いたします。先月9日の議会全員協議会においてご確認いただきました特定復興再生拠点区域復興再生計画は、関係省庁並びに福島県、また関係する団体の

ご意見をいただき国に申請いたしました。現在は、国において計画認定審査をいただいているところであり、近々にも認定の通知があるものと考えております。来年度からは、計画に基づいた特定復興再生拠点区域の復興・再生への取り組みが始められることとなり、私は本町の復興・再生のステージがまた一段上がることと大変うれしく思うとともに、復興・再生への取り組みをしっかりと進めてまいらなければならないと身の引き締まる思いであります。また、特定復興再生拠点区域等できなかった区域の復興・再生については、帰還困難区域を抱える近隣町村と連携し、確実に取り組みが始められるよう引き続き強く国に訴えてまいらなければならないと改めて決意したところでありますので、帰還困難区域全域の復興・再生が果たせるよう今後も議員各位のご協力をお願いいたします。

次に、さらなる生活環境の充実や本町の未来を切り開く取り組みについてご報告いたします。議員各位のご理解とご協力で町内において計画しておりました災害公営住宅154戸が完成し、入居が始まっております。今後は、完成した災害公営住宅の入居状況や民間賃貸住宅などの供給状況などを見定め、必要に応じ新たな災害公営住宅の整備や町営住宅の供給などを検討してまいります。また、本町の未来を切り開いていくためにも、まずは雇用の創出が必要であるとの考えから、町内事業者の事業再開や新たな企業の誘致基盤の整備が必要であるとして、産業団地の整備事業を本格化させました。本年度においては、計画の約9割の事業用地を取得することができ、来年度からの造成等工事着手の見通しが立つ状況となってまいりました。今後は事業計画や事業費などをしっかりと精査し、早期の整備に努めてまいるとともに、並行してあらゆる手段を講じ企業誘致の取り組みを進めてまいります。生活環境の充実につきましては、時間の経過とともに新たに表面化する課題に対応するなど継続した取り組みが必要と考えます。本年度立ち上げましたくらし向上委員会のご提言や町民の皆様の多様なご意見を参考とさせていただきつつ、官民を問わず、あらゆる団体や事業者との連携によりさらに充実を図る取り組みを続けてまいります。

次に、情報発進力の強化についてご報告いたします。今年度は、これまで同様お知らせ版を含め広報とみおかを毎月2回発行するなど町民の皆様との情報共有を細やかに行っており、町政懇談会を初めとして、町民の皆様との意見の交換をさまざまな場面で行ってまいりました。また、町ホームページの充実や富岡アプリ、フェイスブック、ラインアットなどさまざまな媒体方法を通じた幅広い情報の発信にも努めてまいりました。あわせて、昨年4月1日以降は、県内外の市町村自治会、大学や企業などの町内視察を積極的に受け入れ、本町の現状を確認いただく取り組みも努めております。今後はこれらの取り組みをしっかりと続け、さらに充実させるなどして、本町に関心を持っていただくよう努めてまいり、交流の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、税務課所管の業務について申し上げます。平成29年度分の確定申告相談会につきましては、2月15日から3月15日の間で大玉村、三春町、郡山市、いわき市及び町内の5カ所で開催しております。また、平成30年度の町税等につきましては、帰還状況及び事業再開の状況などを勘案して、現在の内容を一部改めつつ、引き続き減免することとし、本定例会に平成30年度の減免条例案を上程して

おります。

次に、住民課所管の業務についてご報告いたします。3月1日現在の町内居住者は321世帯458人であり、国の機関の町内での再開なども踏まえ、今後も町内居住者数の増加が見込まれております。また、昨年末に発表された高速道路無料期間2年延長に伴うふるさと帰還通行カードは、対象者約1万5,000名に対し、本庁、両支所合わせて約5,400件の申し込みを受け付けております。現在手元にカードが届くまで約2カ月程度要する状況であることから、本年7月からの完全カード化移行に向け速やかにお申し込みいただくよう広報などを通じて広くお知らせしてまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の一部負担金及び介護保険の被保険者に対する利用者負担の減免措置につきましては、国の財政支援制度に合わせて先月対象者に対し本年7月31日までの減免証明書を発行したところであり、それ以降の減免継続につきましても、国が示す制度に合わせて実施してまいります。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、町内の除染及び家屋解体についてご報告いたします。現在町内では、国、県により夜の森桜並木沿線の先行除染やご相談をいただいた建物周りのフォローアップ除染及び里山除染などが実施されております。今後も継続して町内放射線量の低減に努めてまいります。また、避難指示解除区域において、家屋解体工事の申請期限につきましても、今月30日までとなっております。申請漏れなどのないよう町広報や折り込みチラシを同封するなど関係者への周知に努めております。

次に、放射線リスクコミュニケーション活動についてご報告いたします。町では、長崎大学との包括連携協定に基づいて、町内で生活する町民宅を訪問し、放射線に対するご意見、ご不安などをお伺いして専門家の立場よりアドバイスを行っております。また、昨年12月からは、これまで訪問した町民を対象に少人数の車座集会を開催し、放射線に関する勉強会のほか、町内生活でのさまざまな情報交換を行っております。今後も長崎大学の協力のもと、町民との対話を大切に活動をしてまいります。また、12月定例会において議決をいただいた非破壊式放射能測定器2台を本年2月より役場1階町民ホール及び富岡町交流サロンに設置いたしました。今後も引き続き、自家消費野菜等放射能測定体制の充実化を図り、放射線への不安解消に努めてまいります。

次に、生活環境課所管の業務について申し上げます。富岡町消防団の活動についてご報告いたします。1月14日、「さくらモールとみおか」駐車場において、平成30年度出初め式を実施し、引き続き富岡川河川敷において放水訓練を行いました。7年ぶりに町内で再開できたことにつきまして、関係各位のご協力に深謝するとともに、町消防団が意識高揚し、町内の防犯、防火機能がさらに向上するよう努めてまいります。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、プレミアム付商品券事業についてご報告いたします。本事業は、事業者の町内事業再開及び町民の帰還促進を図るため、本年度初めて取り組み、7,834セットを販売し、多くの町民の方にご利用いただきました。現在町内の事業者及び町民

の数がふえてきていることから、本事業の効果があったものと評価しており、より一層の地域経済の活性化を図るため、来年度の継続につき関係機関との調整を鋭意進めております。

次に、複合商業施設運営事業について申し上げます。「さくらモールとみおか」は、昨年のグランドオープンから利用者が70万人を超え、今年31日、翌4月1日の2日間にわたり1周年記念イベントの開催を予定しております。また、平成31年度中に開館を目指す屋内遊び場を中心とする地域交流館については、土地、建物所有者との契約準備が調い、本定例会において不動産取得に係る議案を上程しております。

次に、桜まつり事業について申し上げます。桜まつり開催日は、4月14日を予定しており、会場は昨年同様富岡第二中学校校庭及び沿道の桜並木等になります。また、翌15日は、富岡第二中学校前の町道を歩行者天国として開放する考えであり、現在桜まつり実行委員会を中心にイベント内容の検討を進めております。

次に、生活交通整備事業について申し上げます。現在路線バス急行いわき富岡線において、町民から要望が寄せられており、早朝の富岡駅前発と夕方のいわき駅前発について、4月からのダイヤ増設に向け事業者が調整を進めております。また、震災前に上手岡方面と富岡駅前を結ぶ重要な交通手段であった路線バス富岡川内線につきましても、4月からの運行再開に向け福島県の公共交通網整備計画に基づき、事業者が国に申請を行ったところです。

次に、農業復興事業について申し上げます。本年度の営農再開状況につきましては、水稻、牧草、ワイン用ブドウのほか、新たにタマネギなどの栽培も始まっておりますが、全ての作物についてモニタリング検査を実施し、放射性物質は基準値以下の結果となっております。また、農地所有者を対象としたアンケート調査や行政区単位での農家座談会などにより農地の利用意向の把握を行っており、集約した調査結果につきましては、農業アクションプランに基づく各事業に反映し、関係機関と連携しながら農業復興の具現化に取り組んでまいります。

次に、鳥獣対策事業について申し上げます。町内におきましては、鳥獣対策実施隊により本年度既に約340頭を捕獲、駆除しておりますが、現在避難12市町村と情報を共有しながらイノシシ等の緊急排除計画の作成を行っており、猟友会、県、双葉地方広域市町村圏組合などの関係機関と連携を図りながら本計画に即した事業を展開し、被害の軽減に向けた効果的、効率的な鳥獣対策を検討してまいります。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、ため池放射性物質対策事業についてご報告いたします。居住区域に近いため池6池の放射性物質対策工事を3工区に区分して入札を実施しております。1工区は本年12月末まで、2、3工区はともに本年9月末までをそれぞれ工期として設定しており、本定例会による議決を経て工事着手する予定であります。

次に、林道災害復旧工事事業についてご報告いたします。本事業につきましては、本年度末までの完了を目指しておりましたが、降雪等の影響を考慮し、予算の繰り越し手続を行っております。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。本年1月22日から開始した事業地内の保留地の分譲は、6区画中4区画について申し込みがあり、処分の手続を進めております。2月には、曲田土地区画整理審議会を開催し、現計画の精査により一部変更を要することとなった道路等に伴う必要な仮換地及び保留地の変更を承認する旨の答申をいただきました。また、工事につきましては、駅前交通広場に隣接する駐車場等の整備を行っております。今後も平成32年度の完了を目指して計画的に事業を進めてまいります。

次に、道路整備事業についてご報告いたします。JR常磐線をまたぐ曲田土地区画街路4号線については、JR水戸支社で跨線橋工事の上部橋桁仮設を行っております。現在橋桁の組み立てを行っており、3月下旬には既道の上部にかかる桁を送り出し、次年度中には全ての桁仮設を終了できるよう調整してまいります。一方、施工ヤードの確保のため、迂回道路を設置しながら施工していることから、通行の際にご不便をおかけしておりますが、これからも安全第一で工事を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、防災集団移転事業についてご報告いたします。本事業につきましては、移転元地で行われている県事業との調整や移転対象者の方の再建状況により事業計画の見直しを国と調整しておりましたが、1月26日付で終期を平成30年度末とした事業計画が承認されました。今後も津波被災者の生活再建支援に努めてまいります。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、平成30年富岡町成人式についてご報告いたします。本年度は、1月7日、震災後初めて町内での成人式を挙行いたしました。議員各位を初め、多くのご来賓臨席のもと、新成人182名のうち全国各地から98名が出席、厳粛な雰囲気の中で20歳の輝かしい一步を踏み出され、新成人代表の方より成人式を地元の富岡で迎えることができた喜びと社会に貢献できる人材になるよう努力するという力強い誓いの言葉をいただいたところであります。

次に、学校再開についてご報告いたします。富岡第一中学校につきましては、4月の学校再開に向け全面的な改修工事が終了し、現在必要な備品等の搬入、設置を行っております。現時点での入学予定者は、小学生14名、中学生2名となっており、先月入学予定者と保護者に対する学校説明会を開催したところであります。今後とも三春校とあわせて子供たちが安全、安心に学べる環境を整備していきたいと思っております。4月6日、富岡第一中学校体育館において学校再開セレモニー並びに入学式を予定しております。議員各位のご出席をお願いいたします。

次に、富岡町図書館の再開についてご報告いたします。4月1日の再開に向け、館内の蔵書10万冊の点検及び約1万冊の入れかえとあわせて利用者カードの発行準備を行っているところです。また、富岡第一中学校の学校図書館とも連携を図り、相互に図書利用ができる図書館とするための準備を進めるとともに、富岡町文化交流センターとあわせ、日中に限り土日も開館することとしており、多くの方々のご利用を期待しております。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。人事案件1件、条例の新規制定案

件3件、条例の一部改正案件9件、条例の廃止案件1件、財産の取得及び処分案件1件、工事請負契約の締結案件3件、平成29年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計10件、平成30年度一般会計当初予算案件など計9件、合計37件であります。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げます町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、7番、遠藤一善君の登壇を許します。

7番、遠藤一善君。

〔7番（遠藤一善君）登壇〕

○7番（遠藤一善君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1件目ではありますが、追加除染についてであります。（1）といたしまして、現在環境省は、アスファルト舗装部分につきましては線量の高い部分の剥ぎ取りの除染を部分的に行っております。そのような中で、桜並木の歩道及び道路部分のさらなる放射線量の低減を目指す必要があると考えております。やはり桜並木は、町長の報告にもありましたように、今年度は1日ということで歩行者天国ということもありますが、これから桜をどんどん観光を進めていくためにも、線量を徹底的に低減した状況ということが必要と考えておりますが、町としてはどうお考えかお聞きいたします。

続いて、（2）、避難指示解除後の重要な観光資源であります困難区域内の桜通りであります。現在徹底先行除染が進んでいるわけでありましてけれども、ここも同じように帰還後のことを考えますと徹底除染が必要であると考えております。その中で、現在の先行除染におけるアスファルト舗装部分の除染方法はどのようになっているのか。そして、その除染方法による結果はどうなっているのかを質問いたします。

以上、（1）、（2）、ご回答よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 7番、遠藤一善議員の一般質問にお答えいたします。

1、追加除染について。（1）、環境省は、アスファルト舗装部分の剥ぎ取り除染を部分的に行っているが、桜並木の歩道及び道路部分のさらなる放射線量の低減を目指した除染を行うべきと考えるが、



町の考えは。(2)、避難指示解除後の重要な観光資源である帰還困難区域の桜通りは徹底除染が必要と考えるが、先行除染におけるアスファルト舗装部分の除染方法及び結果につきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

現在帰還困難区域内では、桜並木沿線を中心とした先行除染が実施され、道路など舗装面の除染については、避難指示が解除されたエリア同様高圧洗浄やショットブラスト等々といった工法により実施されております。桜並木周辺道路については、これまでの除染により表面線量で1時間当たり0.3から0.4マイクロシーベルト程度、地上1メートルで0.3マイクロシーベルト程度まで低減しておりますが、舗装面クラック部分や歩道ブロック継ぎ目、また透水性舗装の道路につきましては、これまでの除染結果により低減率が低いことがわかっております。これらの部分については、これまでも部分的に再舗装を行うなど線量低減に努めているところです。町では、これまでも独自の走行サーベイや歩行サーベイの結果により公園施設周辺や子供たちが利用する学校施設周辺などについては特に最優先で線量低減を図っているところです。議員よりご質問いただきました夜の森桜並木周辺は、今後除染、インフラ復旧完了後避難指示が解除されれば避難前同様多くの人が集う憩いの場として、また当町の重要な観光資源として広く発信していくものであるとともに、先人より授かった当町の宝でもあり、復興のシンボルでもあります。現在周辺地区は、除染作業が継続実施されておりますので、今後ある程度の面的除染が完了した時点において町独自のモニタリング調査を実施するなど除染後の状況をしっかりと確認し、放射線量の低減を強く国に求めてまいります。町といたしましても、これまで同様帰還困難区域を含む町全体の放射線量低減に向け引き続き取り組んでまいる考えでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時59分）

---

再 開 （午前11時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

再質問に入ります。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ただいま答弁のありました件につきまして再質問させていただきます。

まず初めに、(1)の部分なのですが、(1)の部分は、桜並木の歩道、道路というところがあるわけですが、実際に昨年発表になりました帰還の意向調査のところでも帰還する場合に必要な施策ということで、これは帰還の意向を「戻りたいと考えている」という回答のみなのですが、やはり人数の多い4番目にさらなる放射線量の低減ということが出ております。そして、「帰還の判断がつかない」と回答した人の上位3番目に放射線量の低下の見通し、除染効果の状況ということが出ておまして、まだ住民の帰還ということを考えてときの住民の意識としては、放射線量をまだまだ下

げてほしいということがあるということがまず前提にあるということでお答えをいただきたいと思えます。

実際、日中避難指示が解除になった部分の桜並木の歩道とかアスファルトの道路部分なのですが、当然現況で全面張りかえとかそういうことはないわけですが、道路も今までもいろいろ話があった中で透水性のアスファルトというものは、なかなか線量が落ちていないという話を聞いているのですが、実際にこの解除になった部分で透水性のところの状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

アスファルト舗装の中でも透水性舗装の部分というものの低減率は、おっしゃられましたように余り低減効果が出ていないということで、そういった部分につきましては環境省で部分的に舗装の打ちかえということで実施しております。その結果、周囲の道路の放射線量と遜色しない程度に低減されたと判断いたしましたらば、その時点で除染の効果があつたと判断して除染を終了しているという状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ありがとうございます。

やはりどうしても部分的という形にならざるを得ないというのが今の環境省の状況だと思うのです。今透水性の部分がほかの部分と同じになったらという話が出たのですが、いわゆる透水性ではない普通の密度のある舗装の部分は、それであればどうなっているのでしょうか。線量の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

環境省で具体的なその数値、ここまで下げれば大丈夫ですといった数値を示していない以上、町として具体的にここまで下げればということは申し上げにくいところでございますので、周辺のそのほかの道路、そういったところの放射線量と比較しましてそれと同程度になったと判断されればそれで除染が完了したと判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今のほかと比較して同程度というところのほかに、この桜並木の場合、桜並木だけではないのですが、歩道があります。先ほどの答弁にもありましたが、皆さんご存じのとおり、特に桜が植えてあるところの歩道は、桜の根っこによって亀裂等発生しているわけですが、亀裂のところとかも部分的にやっているということなのですが、その亀裂の部分もなかなか取り切れていないと感じているのですが、その辺に関してはどういう見識でしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

部分的に亀裂が何カ所も入っているようなところがありましたら、基本的にはその部分部分ごとにやるというような方向性でございますが、そのあたりの費用とか作業の効率性とかそういったものを勘案したときにある程度全面でやったほうが効率的だと判断されればそういった工法も取り入れていると環境省では申しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 環境省は、あくまでも効率とか周りの状況ということで言っているわけですが、やはりさらなる低減を目指したということでは、アスファルト舗装それなりの面積できちっと、例えば先ほど今まで剥ぎ取りとか部分的に取ったりとか上をショットブラストでやっているとなっているわけですが、やはりきちっと面的に大きな面で除染をし、剥ぎ取るなり削るなりして、やはりさらなる低減をしていくという方法を考える時期に来ているのではないかなと思うのですが、その辺に関しましてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

現在行われている方法ですと、やはり継ぎはぎということで見た目もそんなによろしくないような形になるかと思われますので、そのあたりも考慮に入れた上で全面舗装ということも、舗装やり直しといったようなことも考えに入れて今後協議を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 町長の答弁も関連ということで、(1)、(2) 関連だったわけですが、(2) の部分に入ってくるわけですが、特に観光資源として有用であるということは、町と私も気持ちは一緒だということが理解はしております。

その中で、先行除染を行っている帰還困難区域の中の道路の状況は、もとの状況からしますと大分アスファルト部分の状況が違うのではないかなと思うのですが、現在先行除染している中で帰還困難区域の中のアスファルト面の道路の状況、歩道の状況も含めてアスファルト面の線量の状況は、周辺のことがあるかと思うのですが、とりあえず今除染をしている状況ではどんなような結果になっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

先ほど町長答弁にもございましたとおり、除染が完了したところ、まだ完了していない部分もございますので、完了した部分で申し上げますと、地上1メートルで1時間当たり0.3マイクロシーベル

ト、道路表面で1時間当たり0.3から0.4マイクロシーベルトというような結果が得られております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 線量の目標というものは、なかなか難しい、長期的な問題があるわけですが、やはり帰還困難区域の中も多分まだ切れているところとか割れているところはないで、全体ということでは言っているのだと思うのですけれども、当然こちらの避難指示になったところの状況を考えますと、帰還困難区域の中もそういう亀裂とか水がしみていくような状況のところでは、線量が高い部分が残るということが起きると思います。これは、長期的にやっていかなければいけないということで、きょうあしたにやるということではないと思うのですが、環境省がどこまでやってくれるのかということはあるのかと思うのですけれども、最終的には全面直して、剥ぎ取りなりアスファルトのオーバーレイなりして全体の線量を下げるという方向性に持っていかなければいけないのかなと思うのですが、環境省自体は一体どこまでやってくれるのかというのはあるのですが、環境省への注文の中で全体をやっていく、例えば歩道を全部やってもらおうというような可能性というものは現時点ではあるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

環境省では、あくまでも宅地の線量を下げると及び道路の線量を下げるということで、その線量に着目をして、全体をまとめてやるというような考え方には至っていない、そういう考えには立っていないということで、その部分部分を除染すること、舗装面を剥がして除染することによってそういった高い部分を下げていくという考え方に立って除染を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） やはり安心して町民、そして町民ではない方にもこの桜の観光資源にたくさんの方が来ていただくためには、風評も含めて相当いろいろ考えた上での結果が必要になってくるのかなと思います。帰還困難区域の中の国の復興拠点が決まれば、5年後を目指してということがあられるわけですが、5年を目指したときには、みんなが納得できるような状態になっているという桜の観光資源が必要かなと思うのですけれども、そうなってきた場合に環境省とのやりとりですとできる、できないを繰り返していてもなかなか資源としての活用性がちょっと弱いのかなという気がするのですけれども、どこかで町が全面の剥ぎ取り、これは線量を下げることプラス観光資源としての質の向上ということもあろうかと思うのですけれども、そういうことをしていく時期が必要になってくるのかなと思うのですけれども、それに関しましては町はどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、舗装の全面張りかえの件につきましてお答え申し上げます。

なかなか事業といたしまして、全面の復旧というものは現在ですと災害復旧場所は必ず災害で認められるものですから、復旧してまいりたいとは考えますけれども、そのほかの部分で壊れていない部分ということにつきましては、今のところ事業等でも見合う事業がございませんので、なかなか厳しいというところではあると考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件なのですが、今までも通学路であったり、それから公園などというものは人が多く集まるあるいは子供たちが通うということで、これらについては普通の道路よりも低減を図るために環境省には強く今までも言ってまいりました。そういう意味では、町として独自に歩行サーベイをしております。そういうことで、これらが高い部分があるということであれば当然環境省にもこれらの低減を図るように要望しますし、それから継ぎはぎになっているという今ご指摘であります、どうしても歩道あるいは道路面のクラック部分等々については、そのままでは線量が低減しないということで打ちかえをしているというような状況であります。これ見た目虫食い状態で大変悪いということでしょうが、町としても今後交流人口ということを見込む関係上、これらについてはいずれ打ちかえる時期というものが来るのだと思いますが、今の現状の段階ではこれに見合う財源の確保がなかなか厳しいものもありますから、町独自でということにはいかない状況であります。そういう意味では、今後とも環境省に強く要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今町長並びに復旧課長からも現在の復旧という形の中で財源がなかなか難しいということがあろうかと思うのですが、この先帰還困難区域の中の桜通りも含めて解除になるところに向かっていったときに、5年ぐらいの期間があるわけで、その中で富岡町の帰還困難区域から桜通り、今避難指示解除になっている二中のところの桜通りも含めて、これは大きな一つのシンボルになってくと思うわけですが、そのシンボルになるときに何かやったところ本当にやったのかなとかやったところとやっていないところがあるのではないかなと見目で判断されるということも風評被害ではあるわけですが、極力風評被害をなくしていくという方向に行けば、5年後、ちょっと先を見据えた、長期的に見据えて町の全体計画としてやっぱりここに持っていくのだという形で進めていくことも必要なかなと思うのですけれども、中期的な見通しの中でそういう形でやっていくという考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今ご質問いただいていることにつきましては、路面の復旧というようなことを中心にご質問いただいておりますが、前段で放射線量の低減ということがあって、それをもとに桜並木の活用をどうするのだということの観点で言えば、まずは桜の保全ということをまず基本に考えていかなければならないと思います。加えて桜並木、それから周辺の夜の森公園だったりつつみ

公園だったりというものを一体的に活用できるように、散策、周遊ができるような誘導の仕方というところも一つ考えていかなければならない。加えて、桜並木現在樹勢が非常に落ちているというか、樹勢が弱っている状況でございますので、その原因が根方の部分固められている、根張りの部分のスペースがない、枝張りのスペースがないといったところもございますので、そのところは道路通行環境であったり、それから周辺の生活環境を確保するという観点だったりということも含めて確保していくということが必要だと思います。それらをする中で、観光資源、それから周遊、散策が安全にできるというような観点から、段差解消であったり、継ぎはぎで段差が出るということもございませぬので、そういう観点で路面を補修したり路面をリニューアルしたりという考え方はあるものだと思います。

ただ、今までお答えしているように、現段階では路面を全体的に打ちかえるというような事業がなかなか見つかりませんので、このことについては帰還困難区域の整備をする中で会議体をつくって、国、県と町で会議体をつくって推進会議をしていく。そういう中で町の考え方を整理して国、県、町でしっかりと考えいくということになろうかと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） なかなか現時点でできないということなのではございますけれども、やはり中期的に考えていって、最終的に環境省がやらないのであれば中期で町の予算なり考えを達成するために予算も組んでいくということが必要になってくるのかなかと思ひますけれども、中期的に最終的に環境省がどうしてもやらない場合には、町でやらなければいけないのかなかと思ひます。そういう中期にわたった予算を考えていくというような方向性に関しましては、町にしっかりと考えていただきたいと思ひますが、その辺の町でやる時が来るのかなかということに関してある程度中期的な予算を考えていくという計画に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 放射線量を低減するという観点からの路面打ちかえというよりは、観光資源、それから地域の資源である桜並木を有効的に活用していく、活用しやすい状況にしていくという観点で歩道整備であったり車道部の路面舗装の打ちかえであったりということは、場面、それから時期によって考えていかざるを得ないところだと思います。考えていくべきところだと思いますので、中長期という観点で言えば予算を確保していく、それから計画的に路面の打ちかえをしていくということは大事なところだと思いますので、その方向でさまざま検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ありがとうございます。

この桜の観光資源をいかにしていくかということは、非常に重要なことだと思いますので、ぜひともこの先行と特定復興拠点が完成するところを目標にぜひともきちっとした形で線量の低減、そしてアスファルト面、歩道面の低減をして、もちろん宅地面は当たり前ですけれども、そういうことを一層進めていただきたいということを要望いたしまして私の一般質問を終了したいと思います。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、渡辺正道君の登壇を許します。

2番、渡辺正道君。

〔2番（渡辺正道君）登壇〕

○2番（渡辺正道君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

来る3月11日をもって震災・原発事故から7年の歳月が流れ、復旧途上の我が富岡町で今後予想される町内人口数、交付金の減少等厳しさを増す町政運営の中でどのような財政計画を持ち行政執行を事業の必要性、緊急性、その効果を検証しながら行っていくのか。特に今回は、本町の行政財産において、利用再開した施設やまだその用途が示されていない施設が残っています。今回は、以下の点について特に質問させていただきます。

まず1番、本町の行政財産のうち主な公共用財産について。(1)、震災以降新たに取得したものや帰還困難区域内の財産を除いた学校、町営住宅、公園、集会所等主な公共用財産の震災・原発事故以来の被害状況を含めた現状について簡潔に伺いたい。

(2)、これらに対する東京電力への賠償請求の有無、進捗について伺いたい。

(3)、28年3月策定の富岡町帰町計画では、将来人口目標を3,000から5,000名としています。そのような状況下で震災前と比べ入園、就学児童の減少は避けて通れず、未使用となっている町内の町立幼稚園、保育所、小中学校施設の転用を念頭に今後の予定（解体を含む）、利活用について伺いたい。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、渡辺正道議員の一般質問にお答えいたします。

1、本町の行政財産のうち主な公共用財産について。(1)、震災以降新たに取得したものや帰還困難区域内の財産を除いた学校、町営住宅、公園、集会所など主な公共用財産の震災・原発事故以来の被害状況を含めた現況について簡潔に伺いたい。(2)、これらに対する東京電力への賠償請求の進捗について伺いたいにつきましては、関連がありますので、一括でお答えいたします。

帰還困難区域を含め、町が所有する公有財産は124件ほどありますが、そのうち町民が共同利用する公共用財産は92件であります。公共用財産のうち道路や屋外のスポーツ施設、公園などにつきましては、基本的には除染、改修を行い使用していく考えであります。また、全ての建築物につきましては、その損傷程度や建築年数などのほか、将来的な施設のあり方といったことも考慮して修繕、解体を判断してまいります。

さて、ご質問の帰還困難区域を除いた震災以前からある主な公共用施設の現状を申し上げますと、まず町営住宅につきましては帰還困難区域を含めた全棟の状況調査が終了しており、避難指示解除区域内の全158戸のうち王塚第2団地の12戸、第3団地の4戸を残し解体申請を行っております。

次に、集会所につきましては、総務課所管と産業振興課所管を合わせて避難指示解除区域内に14施設がありますが、上本町構造改善センターを除き、本年度内には修繕が完了いたします。なお、上本町構造改善センターにつきましては、平成31年度に改修を予定しております。

次に、学校教育施設についてであります。富岡第一中学校は年度内に改修工事を終え、4月に再開となりますが、その他の学校、幼稚園につきましては、児童生徒数などの状況を見て判断してまいります。

次に、社会教育、社会体育施設では、平成28年度に学びの森の改修を完了しております。また、総合スポーツセンターの各施設も本年度でほぼ全ての改修が完了する見込みであり、ふれあいドーム、総合運動場については平成30年度に改修工事を実施、グリーンフィールド富岡、合宿センターについても被害調査を実施し、今後改修などを考えております。

その他、保育所、児童館、東風荘などにつきましては、富岡保育所を除いて解体を視野に考えております。なお、これら公共財物の賠償につきましては、賠償基準が示されていなかったことから、現在のところ賠償請求はしておりませんが、昨年11月に公共財物の賠償に関する基本的な考えの案が東京電力より示されました。現在東京電力において、福島県や他の被災市町村から考え方の案に対する意見の聞き取りを行い、最終的な調整を行っており、今年度中には改正案が示されるものと考えております。引き続き改正案の内容を精査し、適切な賠償がなされるよう取り組んでまいります。

次に、(3)、28年3月策定の富岡町帰町計画、将来人口目標を3,000から5,000名としている。そのような状況下で震災前と比べ入園、就学児童の減少は避けては通れず、未使用となっている町内の町立幼稚園、保育所、小中学校施設の転用を念頭に、今後の予定（解体を含む）、利活用について伺いたいについてお答えいたします。町内の幼稚園、小中学校などの学校施設については、各施設とも平成28年度に被害調査を実施しており、現在は簡易な修繕などを行いながら施設の維持に努めているところであります。これらの施設をそれぞれの地区で再開するには、帰町の状況を見きわめる必要があります。その間長期放置による劣化や老朽化なども考えられるため、再開する場合は既存の施設を利用するのではなく、新設の施設などでの再開を重視したいと考えております。そのため、今後に予定される三春校の閉鎖や特定復興再生拠点区域復興再生計画などによる夜の森地区の復興状況など富岡町全



体の帰町状況を見きわめつつ、同時に町内の学校のあり方などについても検討を加え、施設の使い方、方針を決めていきたいと考えております。富岡保育所につきましては、平成31年4月の幼保連携型認定こども園として供用開始を目指し、来年度に改修を行う予定であります。また、夜の森保育所につきましては、全面改修から38年経過しており、また施設の被害状況も大きく、半壊の罹災判定がされていることから、未就学児を受け入れる施設として使用することは適さないと判断し、解体を視野に考えているところです。

いずれにいたしましても、町としては大きな宝である子供たちの利用する施設については、安心、安全な環境を最優先に施設整備などを進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 細部にわたり町有財産の数、今さらながら私お聞きして管理の多さと管理の大変さを感じているところでございますが、特に細部にわたって質問するつもりはございませんが、まず3番の町長答弁の中でも学校に関しては、修繕管理を行っている旨の答弁がありましたが、特に二小、二中に関しては、どのような管理体制というか、建物、周辺、校庭、備品等を含めてどのようなサイクルといいますか、時間的流れで、財産管理という意味ではなくて、その建物の管理をしているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐でよろしいですか。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

答弁にございました建物の維持修繕という部分につきましては、現在行っておりますのは、二小、二中も含めてでございますけれども、例えば校舎が破損してしまい人が侵入する、けものが侵入する、そういった部分につきましては随時修繕という形でやっております。

それから、校庭など環境の面、外目から見た環境の面もございしますが、こちらにつきましては昨年度除草をしたりですとかあとは伐採などを行って維持管理をしているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

その建物の外貌といいましょうか、周辺、外回りについてはわかるのですが、恐らく二小、二中等の建物の内部の状況は今現在どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） お答えいたします。

校舎内または体育館内につきましては、ほぼ震災当時のままでございまして、備品等につきましても一切処分等などは行っていない状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

今さらながらちょっと僕も驚いているのですが、あくまでも管理できない状況に富岡町は陥っていたのは重々理解できますが、教育施設という観点からも、たくさんの備品等もありますから、その片づけ、清掃等は長時間を要するのは理解できますが、恐らく中には私想像するに、当然子供たちの以前の備品であったりとか危険物といえますか、例えば理科実験室の薬品類であるとかあとは燃料等その辺の管理もそのままなのでしょうか。確認の意味でもう一度お答え願います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど私のほうで備品などの財産等につきましては、手をつけていないということでございますが、それ自体間違いではございませんでしたが、児童生徒さんの持ち物といえますか、学用品、こちらにつきましては平成25年度から27年度までの間で実施しておりまして、計10日間、約550名程度の皆様により持ち出しを行ったところでございました。あと残りますのは、今おっしゃられたまさに備品財産、それから薬品等でございますが、そちらにつきましては薬品だからとか燃料だからといって特段取り扱いを、こう言うてはなんですが、厳しくしているということではなく、ほかの財産同様手をかけていない状況でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

いけないでしょう、それは。結局机、椅子と、ちょっと表現の仕方が変ですけども、机、椅子とやっぱり危険物であるとか例えば犯罪に使用されるような管理というものは、本来の学校であれば校長先生初め教頭先生、教職員で管理するのですが、その状態がちょっと管理の状況をきちっと把握していないというのは、ちょっと私首をかしげてしまうのですが、その辺は早急に対応するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） この件についてお答えいたします。

渡辺議員のおっしゃるとおり大変危険なものにつきましては、校長に命じて月1回、2回程度の巡回をさせております。その中で、理科の薬品については、富岡一中はもう今現在処分終わりましたけれども、一小も過日処分いたしました。二小、二中につきましては、旧薬品庫の施錠については必ず確認するように言っております。なお、危険物についても同様に保管する保管庫の施錠については十分に確認しております。なお、先ほど課長補佐が言いましたように、今現在外部からの侵入並びに雨風等の侵入についてを中心をやっております、薬品、危険物についても今後今ご指摘がありましたことについては早急に対応していくように努力してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） 過日行われた全員協議会において、西原の富岡幼稚園、保育所において、何

かケーブルの盗難事件があった旨の報告があったのですが、同様に二小、二中と、一小でも結構です、一小までを含めた窃盗というような刑事事件に相当するような事案は発生していないのか。窃盗に限らず、器物破損とかガラス窓の損壊とか壊されたとか侵入事例みたいな事案は発生していないのでしょうか。その辺もう一度お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 今の質問にお答えいたします。

ガラスの破損等については、以前に報告がありまして、すぐに修繕した状況はあります。校長からの報告の中には、内部に侵入されていたという報告はございません。また、教育委員会でも定期的に内部に入って確認はしておりますが、今のところ外部から入ったという状況は見受けられませんでした。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 今の教育長の答弁は、幼稚園、小中学校の分ですので、保育所の分に関しまして健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 今お話がございました保育所関係でございます。保育所関係につきましては、先日委員会でご報告させていただいたとおり、外部の電源ケーブルについては盗難をされておりますが、内部への侵入の形跡は全くございませんので、それについては安心していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

それではもう一度、大体建物の現状についてはおおよそ理解できたのですが、恐らくこの二小、二中初め、震災前に耐震工事をしているはずですが、これは、3番の後ほど再質問させていただく（3）に関連するので、確認の意味で申し上げておきます。

あとこの1番の中で、町長答弁の中にもありましたが、解体予定の建物も何例かあるわけですが、ここから先に関してはちょっと私も不勉強で適切な行政用語といえますか、それを適宜申し上げることはできないのですが、抽象的な言い方になってしまいますが、結局大きな事業、構築物、小学校、中学校を建てるに当たっては、何らかの形で国からの交付金であるとか補助金を得ているわけですが、返済、償還義務が残っているような建物等は解体との整合性がとれているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 補助金等を充当しまして建設した建物等につきましては、補助金の適正化法、正式には補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というもののの中で、その使用の目的外使用ですとか不正な補助金の取得あるいは耐用年数未満のものへの処分、そういったところに

ついて定めがございまして、それぞれに建築年数等によりまして処分できる年次というものが定められております。その場合に、仮に50年のものを40年で解体ということであれば、その10年分についての補助金の返還が求められる場合もございまして、これは一般的な部分でございまして、今般の原発事故に伴う、それに由来する建物の解体処分ということにつきましては、その部分が免除されている状況でございまして、ご報告いたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） わかりました。明確なお答えありがとうございます。

続いて、2番に関してですが、まず東京電力に対しては、今年度内に東京電力から賠償素案が提出される旨の答弁がありました。決算書等を見ると、東京電力からの賠償金という名目で入金されて、その辺との兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ご質問の予算書等に載っております賠償につきましては、行政賠償という呼び方をしております。行政運営に当たる経費、それから土地の借り上げですとかそういったものについての賠償金ということで、公共財物、土地、建物、そういったものの価格に対する賠償というものは基準がまだ示されていないと、3月には示されるのではないかとこのところでございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

今後東京電力ではカテゴリーが余り広いので、今回は簡易な質問だけにさせていただきますが、結局この公共用財産、例えばもうわかりやすく言えば小学校、中学校等の構築物に対する賠償請求のたたき台となるのは、私たち一町民が賠償請求している土地、家屋と同じように、固定資産税の評価の減価償却を勘案して請求するようになるのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 先ほども説明の中でありましたけれども、ですからその基準がやっと示されたところで、今調整中ということですよ。その辺をもう一度丁寧に説明してください。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 東京電力から11月に案が示されておりますが、主な概要を申し上げますと、土地、建物、工作物などにつきましては、帰還困難区域にあるものについては全損の扱いということで、時価相当額ということをおっしゃっておりますが、減価償却、年数を経過して償却した平成23年3月11日時点の時価相当額をもって全損扱いで賠償すると。それから、解除された区域につきましては、その時価相当額に使用料率というものを掛けまして建物の時価相当額から公共行政財産を使用する際の使用料の取れなかった部分について賠償するという考え方でございます。

それから、動産については時価相当額をもとに避難指示期間に応じた価値の減少分を賠償するというようなことで、大筋ではそういったところで示されているところでございます。細部にわたりました。

て町からは、例えば美術品等の賠償はどうなるのかとか細かい部分についての意見交換をさせていただいて、東電においては現在それら各町の意見を取りまとめているという段階でございます。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時02分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前に引き続きまして、2番、渡辺正道君の再質問を続行いたします。

2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） それでは、東京電力の賠償の件について引き続き再質問させていただきます。

まず、過去の全員協議会、議会等でよく先輩議員が広域連携性の必要を訴えております。その中で、前向きな地域全体の発展かつ前向きな連携が必要というような執行部からの答弁が多々ありました。その中で、賠償の件に関しまして、まず1つは、2017年の6月、浪江町の町有地に対して賠償金の支払いがあった。そういう新聞報道がありました。あと過日ことしの1月に入りまして双葉町は24年3月、町有地や公共用施設の賠償請求をし、本年度内に算出方法を提示する旨の要旨の新聞報道がありました。その中で、どうしても声高に広域連携というものを訴えるといえますか、前向きにという答えの中で、実際その辺は東京電力の賠償に関しては、先ほどから何度も申し上げているとおり、公共用財産、公用財産は、これはひいては町民一人一人の財産でもありますから、きちっと対処していただかなくては困る。その中で、広域性というものを考えたときに、他町、被災立地町村との連携がもう一度原点に戻って再確認すべきと考えるのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） ご質問ありました浪江町の賠償の件でございますが、昨年6月、浪江町に25億円の賠償がされたということが報道されました。その際、町としましても、浪江町あるいは東京電力に対してどういった基準でこの賠償がなされたのかという問い合わせはいたしておりますが、その中で明確な基準がないままに浪江町に支払いをしたというようなことございました。この件を受けまして、東京電力ではその基準の作成ということを打ち出してまいりまして、本年1月に富岡町に対してその基準の案というものを提出してきたわけでございますが、双葉町においても1月というお話ございましたが、被災12市町村全てに対してその案を東京電力では提示をし、そしてそれに対する意見の聴取を行い、現在その最終案といえますか、改正案をまとめているという状況でございます。

この件について、広域的に連携をして取り組むべきというような趣旨のご発言もございましたが、本町でも既に17億円程度の行政賠償の請求は行っておりますが、現在合意に至っているのは8億円程度ということでございまして、双葉町については震災直後に財産台帳からその賠償額といえますか、

500億円というような大規模な財産の賠償請求をしておりますが、これについては基準がないということでもうすでに支払われてはございません。そういった中での浪江町ということがあったので、大きく報道で取り上げられたというところがございます。今後東電から改正案が示されると思いますが、それにつきましてはまた被災町村でも連携をしながらそこについての疑義、そういったものについて東電に問いただしてまいりたいとは考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

おおよそ今の答弁で理解できましたが、今年度内に東京電力から指針が示されるということなのですが、これは賠償という専門性の高い事案だと思いますし、富岡町執行部初め役場職員の皆様が東京電力にいろいろな形で請求をしていくわけでしょうが、あくまでも東京電力が提示した素案、向こうのスキームに乗ってこちらが対応するということなのですが、専門性もかなり高いと思うので、その中に町には恐らく顧問弁護士はいるとは思いますが、いわゆる三士業、弁護士であるとか司法書士であるとか税理士であるとか、そういう専門性の高い方を入れたような係をつくってきちっと他町との連携をとりながら東京電力に対応していくという考えはないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 議員おっしゃられるとおり、非常に専門性の必要なところではございますが、現在のところでは町の財政係が窓口ということで対応させていただきたいと考えてございます。

そういった中で、議員からもありましたように、弁護士ですとか行政書士、そういった専門性のある方に一部依頼をしますとかそういった方向で考えてはございますが、必要に応じて職員としてそういった方が採用できるかどうか、これもわからないところではございますが、そういった方面も考えに入れつつ対応してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。その復興と賠償というものは、僕両輪だと思っていますので、ぜひとも町民理解が得られるように円滑に進めていただきたいと思います。

それで、3番について再質問させていただきます。昨年やはり富岡二中隣の桜並木を使って、総理大臣もご臨席いただいて桜まつりが開催されたわけですが、どうしても第二中学校の校舎自体の用途がまだ判然と決まっていない状況で、やはり学校施設は地域の住民にとって身近な公共施設で、地域のシンボリックな存在なわけです。ですから、またマスコミの話を引き合いに出すのも不謹慎ですが、一昨日だったと思いますが、大熊町の15歳未満ぐらい、小学校に子供が戻ってかつての教材であるとかを懐かしんで持ち帰るシーンが放送されておりましたが、あの子たちが少しコメントしておりましたが、いずれは大熊町に帰ってきたいというような話をしておりましたが、やはり若い世代が戻ってこない、戻ってくる一つの事例として、全ての小学校、中学校を残せ、壊せと今はこの判断はできない

でしょうが、ぜひとも桜まつり、あの日だけ校庭を有効に使うのではなくて、建物自体もトイレ、更衣室等、体育館等、利用価値はまだまだあると思うのですが、直近に迫っておりますが、その辺の利用は来月、来年度の桜まつりではどのような利用計画というか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 次の桜まつりに関しての富岡第二中学校近辺の利用につきましては、中学校の校舎並びに体育館が状況が当時のままということでございますので、その使用については考えてございませんが、なお桜まつりにつきましては、町政報告にもございましたように、4月の14日、15日という形で校庭とそれから300メートルの桜の並木を使って実施するという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 今の件についてお答えします。

先ほど備品等の整理、処分についての回答しましたが、教育委員会といたしましては、年次計画で実施しておりました。平成29年度に一中内の整備、今年度富岡第一小学校内の整備を終えております。30年、31年で二小、二中の整備を検討しております、その中で先ほど薬品、危険物についても処分する予定でしたが、先ほど指摘がありましたように、危険なものについては早急に処分したいと考えております。なお、今年度まだ二中の内部については、今の状況をお話ししますと、昨年度中に富岡二中の先生方に入っただき、必要なもの、不必要なものについて分けてはあります。処分していいものについては、廊下に出しておりますし、残すべきものは1室に施錠して保管しておる状況ではあります。ただ、今の現状の中で、1週間前ほど私学校の中に入ってみました、校舎内を開放できる状態にはまだありませんので、早急に備品の処分した上でそれについての検討をしていければと思っています。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。教育長の答弁は、1番と今の僕の桜まつりの答弁とちょっと重複するところがあるのですが、理解できました。

それで、実際ピンポイントで二中に限ってはまだ内部清掃が滞っているというか、まだ途中だということなのですが、やはり私がここでもう一度確認したいのは、文科省の廃校プロジェクトというホームページがありました。それを何げなく見てみると、いわゆる廃校となった教室等々をいわゆるIT企業家に貸し出すであるとか創業支援のオフィスにするであるとかあと食品、特産品の加工場にするであるとかあとは医療施設、診療所、あとは建築関係の現場事務所として貸し出す等々のいろいろな事例が載っておりました。それ全てが成功しているとは申し上げませんが、これは今の富岡町としてもどこの校舎を使ってこれをやりましょうよという私はこの場で提言はできませんが、町長初め執行部の中で全て解体ありきというのは、先ほども言いましたが、若い児童、子供たちにとっては、シ

ンボリックと、どうしても残してほしいというわけではないですけども、心のよりどころとなるところが大きいので、その辺のその事業を考えながら、事業といいますか空き教室を利用しながら、今後空き教室をそのような形で利用してみようという考えはあるのかなのか、その辺をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 廃校の利用について、私も同じホームページを見させていただきまして、今後の学校のあり方についての一参考にさせていただきました。なお、今現状では、ちょっと説明いたしますと、来年4月1日現在で富岡町に住所を有する児童生徒数の数が推計ですが896名おります。震災前の約6割強という状況まで減ってきております。ですが、帰還困難区域の住所に有している子供は、この全体の3分の1強おりますので、約300名前後の児童生徒が帰還困難区域に住所を有していることを考えますと、今復興再生区域の整備が始まった時点でのことも考えたときに、今すぐに二小、二中をどうするかということについては、なかなか答えるのは難しい状況にはあろうかと思っています。そういう意味で、年次計画でまず整備を進めながら帰還の状況等を鑑みてという回答をさせていただきました。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。

最後になります。28年9月、富岡町原子力災害広域避難計画というものがあります。その中に一時集合場所というその場所は特定していませんが、帰町した町民の災害時に一時避難という形で場所を設置するという内容の計画、書面だったと思うのですが、その中で実際その計画にのっとって町としては一時避難場所としてどこかの場所を既に選定もしくは準備しているのか、その辺を確認したいのですが。

○議長（塚野芳美君） そういう聞き方ではなくて、言いたいのは恐らく二小、二中也含んでいるのかということを知りたいと思うので、今の聞き方ですと通告内容と外れていますので、もう一度聞き直ししてください。

○2番（渡辺正道君） 続けますが、済みません、その中に二小、二中等の体育館もしくは校舎等を考えの中に考慮するような現状に今あるのか確認、お答え願いたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） ご質問にお答えします。

現在のところ町民に配布したマップの中には、現在二小と二小につきましてはまだ未修繕ということですので、避難所という形では現在取り扱っておりません。ただし、今後修繕とか復旧することによって避難所とかそういう形で指定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君。

○2番（渡辺正道君） ありがとうございます。



避難計画の話を出してしまいまして混乱させてしまいまして申しわけございません。いずれこの避難計画に基づいて考えると、やはり震災、いわゆる災害はいつ起こってくるかわからないので、早急に、二小、二中初め校舎の跡地利用を含めた利活用を、先ほどから何度も申し上げているように、解体ありきではなくて、何らかの形で貴重な町民財産を残して、大前提の事業の必要性和緊急性、その効果を検証しながら今後の町執行部の行政運営に期待して私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、渡辺正道君の一般質問を以上で終わります。

続いて、5番、堀本典明君の登壇を許します。

5番、堀本典明君。

〔5番（堀本典明君）登壇〕

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、復興政策について。（1）、昨年3月定例会においても質問させていただきましたが、復興政策についてです。帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除されてから1年が経過します。復興住宅の整備も進み、徐々にではありますが、町民が帰町されている現状で、今後の町を考えると最重要課題である定住促進等の政策を来年度打ち出されておりますが、復興政策について全体のビジョンをお聞かせいただきたいと思っております。

2、デザインナンバープレートについて。観光振興や知名度向上を目指し市町村が原動機付自転車及び小型特殊自動車向けの独自デザインナンバープレートの交付がふえており、当町においてもイメージアップのため導入を検討すべきと考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

3番、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助事業について。（1）、原子力発電所の事故により被災した12市町村の事業者の帰還、再建を促進し、町機能の早期回復を図ることを目的とした事業であります。不採択や一部不採択という内容が多く、事業者が計画どおりに再建を果たせていないというような意見をよく耳にします。町においても、復興計画等に沿った内容の確認を行い、確認回答書を出している立場として、県に対し内容の確認、要望する必要があると考えておりますが、町の対応をお聞かせください。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 5番、堀本典明議員の一般質問にお答えいたします。

1、復興政策について。（1）、来年度定住促進等の政策を打ち出しているが、復興政策についての全体ビジョンを伺いたいについてお答えいたします。議員ご承知のように、平成27年6月策定の第2

次災害復興計画では、どの道を選んでもふるさとに誇りを感じ、富岡のつながりを保ち続けられる町、これから加わる仲間も居心地よく親しめる地域と本町が目指す姿をお示しし、そのために町民の心をつなぐふるさと富岡の復興と町民一人一人の心の復興が必要との基本理念を定めました。平成30年度においては、引き続きふるさと富岡の復興と心の復興を具現化すべく、町民に寄り添った安心、安全な町づくり、人と町とのつながり、富岡の発展を支えるにぎわい、活力の創出と帰還困難区域の復興再生の3つのテーマを町政の柱と位置づけ、産業の集積による雇用の創出、その基盤づくり、健康で安心して暮らすことができる医療、福祉の充実、地域に開かれた学校教育の構築とふるさと教育を初めとした将来を担う人材の育成、次世代につなげる農業の着実な取り組みと新たな農業へのチャレンジ、富岡の魅力を強みを生かした交流人口の拡大、そのための情報発信体制の強化と発信能力の向上を具体の方向性として各種事業の実施や展開に未来志向で取り組んでまいりたいと考えております。

私といたしましては、町民の皆様はもとより、新たに町民になられる皆様、そして富岡に思いを寄せてくださる全ての方々とともに、復興再生へのさまざまな取り組みに全力でチャレンジし、ふるさと富岡の未来を切り開いてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、2、デザインナンバープレートについて。(1)、観光振興や知名度向上を目指し、市区町村が原動機付自転車及び小型特殊自動車向けの独自ナンバープレートを交付している。当町においても、イメージアップのため導入を検討すべきと考えるが、町の考えはについてお答えいたします。デザインナンバープレートについては、地域振興や観光振興、郷土愛を深めるなどの目的で名産品や名物キャラクターなどを活用し、独自のナンバープレートを導入している自治体が多くなっております。平成29年8月の時点で全国では473市区町村が導入しており、福島県内でも14の市町村で導入しております。デザインナンバープレートは、総務省通達で定められた規格以内であれば独自に規約等を改正し定められますが、当初の導入費としてデザイン料及びプレートの金型製作費が必要となります。また、ナンバープレート1枚当たりの製作費の単価が現行のナンバープレートと比較して3倍から4倍程度の価格となります。町といたしましても、震災からの復旧、復興をなし遂げる姿をPRし、町のイメージアップを図る取り組みとして、デザインナンバープレートの導入については効果的と考えておりますが、先行している市町村の導入効果を確認するとともに、製作費用なども含め、費用対効果を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3、福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助事業について。(1)、原子力発電所の事故により被災した12市町村の事業者の帰還、再建を促進し、町機能の早期回復を図ることを目的とした事業であるが、一部不採択が多く、事業者が計画どおりの再建を果たせていないとの意見を聞く。町も復興計画などに沿った内容の確認を行い、確認回答書を出している立場として、県に対し内容の確認、要望する必要があると考えるが、町の対応を伺いたいについてお答えいたします。当事業につきましては、議員ご承知のとおり、申請額が1,000万円を超える場合、当町の復興計画等に沿った内容であるかを確認し確認書を発行しております。

しかしながら、県から町に対しては、採択事業者数のみの情報提供にとどまり、それ以外の情報は一切開示されておりません。そのため、確認書を発行した事業の採択の可否や申請額が1,000万円未満の当町を経由しない事業者の状況などは、町では把握できておりません。ご質問のようなご意見が多く出ていることから、昨年県に対し福島県商工連合会と官民合同チームの連名で要望書をもって対応改善を求めました。しかし、現段階で改善に至っていない状況のため、町といたしましても県に対し町への情報開示はもとより、事業者への丁寧な対応、審査及び採択までの事務処理短縮などの要望を行ってまいります。また、今後は、可能な限り採択情報を町にも提供してくださるよう事業者に依頼することや富岡町商工会と連携し情報収集を行いながら事業者の実情に寄り添った対応に一層努め、地域経済振興の加速化を目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

まず、1番について再質問させていただきます。昨年もちょうと同じ時期、3月の定例会で同じような復興政策について質問させていただきました。当時は、避難指示解除目前ということもありまして、そちらの事業が非常に多かった時期でありまして、なかなか本年度に向けて新しい復興事業というものはまだまだイメージできていない状況なのかなと感じておりましたが、本年度は常任委員会や全協でも説明ございましたとおり、すばらしい内容の復興政策、定住促進等の政策を打ち出されてきているなどと思っております、非常に心強いと感じております。

その中で、今ほど町長のご答弁の中にありました産業集積というところで産業団地の造成、その他に向かっていくところかなと感じておりますが、雇用の創出には非常に大きく貢献する産業団地であります、企業が進出してくる場合、物流面を考えると、高速道路の4車線化、特に常磐道については雪も少ないことから非常に利用価値が高いのだろうと考えておりまして、もちろん町で何かできるというわけではございませんが、この高速道路の4車線化、広野以北についてはまだ決まっていないと思うのですが、こういった復興に対して非常に重要な政策にかかわってくると思うのですけれども、そのあたりについて町ではどういった対応をされているかお聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 高速道路4車線化というご質問でございました。前段で我々常磐自動車道町南部区域への追加インターチェンジというところを2年ほど検討し、国、それからNEXCO、福島県とともに勉強会を開きながら検討してまいりましたが、費用対効果というか時間の短縮であったり通行量の増大であったりということがなかなか追加インターチェンジを設置しても見込めないというところではございましたので、しばらく追加インターチェンジの設置につきましては、常磐自動車道の通行量、その他の状況を見定める、見きわめるといったことになろうかと思っております、その中

で勉強会をする中で、当然のごとく追加インターチェンジも必要かもしれないけれども、早急なる4車線化というところが必要だと。企業誘致の面からも、それから中間貯蔵施設への輸送といった面からも必要ですよということを毎回訴えて、このことについては国もNEXCOも福島県も同様に認識しているといったところでございますので、今後引き続き実現に向けた要望、それから現状の確認を求め作業等々をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 高速道路の4車線化であります、NEXCOからいわきから広野までは計画がなされ、そして今事業へもう取りかかっております。これから以北、私は富岡までとかそういうことではなくて、仙台まで何とか片側2車線、4車線化を要望して、これらについては2月21日、広域圏の管理者で要望を行っているところでございます。まだまだこれらについて前向きな回答を得られないのが残念なところですが、町としても広域としても粘り強くこれらについては要望を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

まさに今企画課長、そして町長からおっしゃっていただいたように、広域的に連携しながら必要性を訴えていただいていると。また、国や県、NEXCOもその必要性というものを理解しているということ聞きまして多少安心しておりますが、町長が最後におっしゃったようにまだ前向きなことが出ていないというところなので、ぜひ4車線化しますよと、間違いなく。それは、期限がどこまでで切れるのかわかりませんが、何年以内にとかそういったレベルでも構わないと思うのですが、今吉野大臣が復興大臣やられていて、特に地元出身の大臣でありますので、そういったところに働きかけていただいて、ぜひ時期的なもの、大枠で構わないので、時期的なものでも示していただけるようにまた再度プッシュしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘のように、我が選挙区内から復興大臣が輩出されておりますし、この大臣についても、それから国土交通省に対しても、双葉郡の首長会ではこれらに要望をしているところでございます。重ねてまた要望をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） お願いいたします。これは、なかなかすぐに結論出る問題ではないと思っておりますので、地道な要望活動をよろしくお願ひいたします。

それでは、同じく復興政策についてですが、教育というお話もございました。前回は別な議員さんから大学の誘致など考えてはいかがかという話が出たと思っておりますが、私も将来を担う若者に住

んでもらうということは、地域活性化に非常につながると考えておきまして、大学の誘致など、費用負担も非常に多いのかなと思いますけれども、そこは迷うところかもしれませんが、特に当町には国際廃炉共同研究等もございまして、そういったところと連携できるというのは、そういう研究する方には非常に魅力があるのかと思うのですが、そういった大枠で構わないのですけれども、そういったビジョンは考えていただけるかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご質問の中で考えているかいないかといったところがありました。第2次災害復興計画の中でも大学というか研究室というか、さまざま教育施設についての誘致は考えていかなければならないし、いきたいというようなことで、その意気込みを2次復興計画の中でもお示ししているところがございます。また、避難指示解除の国との議論の過程の中でも国、それから政治をされる方々からも地元地域にやはり活力を取り戻すためには、若い年代の方々が地元にいるということが必要なのだと。そういう意味では、大学、それから専修学校等々を誘致できれば非常に活力を取り戻すというところのきっかけにはなるとお話を聞いておりますので、国、それから国会議員等々についても、認識としては一緒ですけれども、なかなか地方に大学を呼ぶということについて国内で成功例がなかなかないというところもございます。ただ、そうは言いながらも、効果的なものであるとも考えておりますので、その方向に向かってさまざまな施策を展開していきたいとは思います。その前段で、昨年9月の定例議会でも雇用、それから医療、福祉、教育、農業、交流というところのキーワードが町づくり、今後の施策の柱になるキーワードですと町長申しております。これをキーワードにした施策を展開するところがまずは基礎になって、生活向上、それから移住定住についてもそうだと思いますが、そういうものの基礎になると思いますので、そのところをしっかりと進めながら、それから状況、状態を見ながら継続的に大学、専修学校等々の誘致に取り組んでいくというところが必要かと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。まさにちょっと簡単に一朝一夕でできる問題ではないと思いますので、ビジョンの中には、もちろん第2次復興計画にありますので、そういったところに入っているということを確認できて、それはまず安心です。非常に難しい問題だと思いますが、ぜひいろいろ知恵を出して、我々も何かしら知恵を出していかなければいけないと思いますが、実現できるような方向に進めばいいかなと考えております。

今やはり若い世代という話がございました。来年度子育て奨励金についても、最長3年間交付ということで、まず、常任委員会でもちょっと話させていただきましたが、そのあたりについては、今回初めて打ち出す政策でありますので、大きく問題ないかなと考えておりますが、ぜひ若い人に住んでいただくために、3年上限とは言わずに15歳までの方にはもう期限をなくして15歳まで、例えばゼロ

歳から15歳だったら15年間交付するという政策も今後推移を見ながらだと思うのですけれども、そういった政策に打ち出していきたいなと思うのですが、いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 全く新しい政策でありますから、今回の議案の中に提言してございます。そういう意味では、1年間やってみてどの程度の人がそれを希望するのか、あるいはその人たちというのはもともと富岡の町民が戻っていただけるのか新たに町民になれる方がその政策があるために来ていただけるのか、その辺も見定めながら柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。ぜひすばらしい内容の政策だと思いますので、どこまでかというのはなかなか難しい問題あるかと思っておりますけれども、少し若い人たちが戻ってきてもいいよと思ってもらえるような政策に転換していくというか、幅を広げていただければと思います。

復興政策につきまして、余りふろしきを上げ過ぎるというのも問題だと思うのですけれども、将来に投資も必要であると思っております。他の自治体と同じことをしている、他の自治体でもこういうことやっているからというのばかりだと魅力にならないと思っておりますので、ぜひ、今回すばらしい事業を提案していただけたと思っておりますので、今後も思い切った政策をぜひご提案していただければと思っております。

次、では2番目移ります。デザインナンバープレートについて再質問させていただきます。町長のご答弁聞いていて、後ろ向きではなくて検討はしていただけるというような雰囲気かなと感じました。富岡には、有名な桜やツツジ、震災後はとみっぴーもおりますので、町民の方がまた町に愛着が深まるようなものになるのではないかなと考えておまして、導入効果を見定めてというようなお話がございましたが、ぜひこれは若い人にも非常に受けがいいのではないかなと私思っておるのですが、前向きにご検討いただくかどうか、そのあたりまず聞かせていただけてよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 税務課長。

○税務課長（小林元一君） 今のご質問にお答えいたします。

今現在原動機付自転車及び小型特殊につきましては、震災以降やはり大幅に登録台数が減っております。またデザインナンバープレートを導入する場合、町長答弁にもありましたように、導入費プラス今現在使っているナンバープレートを作成する費用から算出しまして3倍から4倍のコストがかかるような状況になります。今現在なかなかそのコスト回収できるように登録台数のデザインナンバープレートにしたとしても見込むことはなかなか難しいとは思いますが、町の震災・復興を遂げる姿をPRするには、走る広告塔としてナンバープレートを採用している町村がありますので、また檜葉町も29年の4月から導入しているということを確認しておりますので、先行している町村の導入効果なども検討しながら導入するかどうか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ちょっと先ほどもお願いしましたが、ほかがやっているからとか費用対効果を考えるのも重要ですが、そこばかりにとらわれずにぜひ課長おっしゃったように走る宣伝効果というところもありますし、今後営農再開であるとかまだまだ困難区域等でも農地の除染などもありますので、そういったところでトラクターなど、数はふえるかどうかわかりませんが、数が幾らでもふえてくれれば非常にアピールになると思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） これ実際に検討をちょっとしたのです。ところが、隣の町でも2桁にやっと上ったところでありまして、残念ながらまだ時期尚早なのかなという考えであります。これらについては、富岡町の町政60周年の前やりました。そういう節目の年に何とか導入できればなど町としては考えておりますので、その辺も見定めながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 余り近隣を意識し過ぎるなというような意見をちょっと述べましたが、そこまで少ないとなかなか踏み込めないのかなということでちょっと反省しました。いろいろこういう案もあるということを入れていただきながら、状況を見ながらぜひまた検討していただいて導入していただければと思います。

では、続きまして3番に移ります。福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金についてでございます。これは、町が基本的に主になる事業ではございませんので、なかなか要望活動、その他になってしまうかと思いますが、町長のご答弁にもありましたとおり、採択事業者数のみの情報提供ということで、これは本当に確認回答書を出しているのにもかかわらず、そういった対応しかしていただけないというのは、何か問題があるのかなのでしょうか。その辺わかれば教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） こちらの事業につきましては、確認書を出した後、県としてはホームページに被災地として出したのか、それとも新設で出したのかというような形での公表の仕方となっております。トータルとしては四十数件被災地、それから申請地ということでは35件程度の公表だと認識しております。そんな中で、町が把握するに当たりましては、確認書を出された事業者を町で把握しておりますので、その方々に結果的にどうだったかと確認するのが今のところのやり方となっております。県にここは大丈夫だったか、この企業はどうかという問い合わせをしても、それについては一切お答えしないという形でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ちょっと非常に難しい。もちろん町で何かできるわけではないと思いますが、確認書を出した中でそういった対応しか県にしていただけないというのもちょっと寂しいかなと思います。やっぱり町としては認めて確認書を出していると思いますので、そのあたりは強く言っていたくしかないのかもしれませんが、その辺はちょっとまた町長からでも厳しく要望していただければと思います。

私いろいろ聞いたところ、他町でも不採択というよりも一部不採択というのが結構多いという話を聞きました。町では、ほかのというか、12市町村でこれ対象になっていると思うのですけれども、そのあたりの情報共有はされていますでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 他町村が申請している件数等について、他町村が把握しているかどうかそれぞれというのはちょっと連携という意味では現在とれていないところがございます。ただ、先ほど回答させていただきましたように、富岡町があくまでかかわっている部分について、商工会もそうですけれども、回答している部分につきましてはそういった連携の中で申請した事業者数を確認しまして、その後採択になったのか不採択になったのか取り下げになったのかという情報については共有しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 町で確認回答書を出しておりますが、これについては本当に復興計画に寄り添ったものかどうかということだけの確認回答書でありますから、これらについて町として確認回答書を出したものは全て通るといようなことではないと思っています。

それから、県がこれだけいろいろな要望をしながら働きかけているにもかかわらず、これらの開示がないというのは、それを開示することによって県が被害をこうむるといような、そういうような不正に共通するようなものが中にはあるのだと思います。そういう意味で開示できないということだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。この震災後特に補助金の不正受給など非常に話題になっておりますので、厳しくなっているのも理解しますが、やはり被災者限定の補助金でありますし、上限金額なんかもありますので、余りそんな大きな不正はないのかなと私は感じるのですが、その中でこの補助事業の公募の要件に当てはまるものについては余り厳しくし過ぎないで、ぜひ事業者の立場に立って審査なり、また後からその補助事業がきちんとなされているかというようなチェックもありますので、そのあたりもしてあげないとなかなか事業者もせっかくこういったものを使って再開していこうと思ってもできないというものも非常に問題かと思っておりますので、これはもちろん町でやっている事業ではございませんので、県や12市町村と連携して、商工会や官民合同チームからもいろいろ



情報いただきながら、ぜひよい方向に進むようにまた強く要望していただきたいと思います。それはお願いしておきます。

以上で私の一般質問終了させていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第8、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第5号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

暫時休議いたします。

休 議 （午後 1時54分）

---

再 開 （午後 1時57分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第5号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、猪狩いづみ氏が平成30年3月31日をもって任期満了となるので、本委員会の委員に引き続き猪狩いづみ氏を任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

猪狩氏は、昭和35年富岡町の太田にお生まれになり、年齢は57歳、現在いわき市好間町にお住まいです。昭和58年成蹊大学経済学部経済学科を卒業、現在は富岡町の株式会社猪狩商店に勤務しております。この間同氏は3人子供の保護者として、また女性としての立場からも児童生徒の教育に強い情熱を持って取り組んでこられました。PTA役員活動を通しては、学校と地域の連携に、また町スポーツ少年団の保護者としてもその活動を長年にわたり献身的に支えるなど青少年健全育成全般の活動にも力を注がれました。平成26年4月からは、富岡町教育委員会委員として、三春町で再開した学校の子供たちの学ぶ環境を整えるために、全国に避難している子供たちの支援を、そして帰町に合わせた町内での学校再開にもご尽力をいただきました。平成27年11月から町帰町検討委員会委員、そし

て平成29年10月からは、町くらし向上委員会委員として、その柔軟な発想で町の復興・再生にも力を注いでいただいております。このように猪狩氏は、人格、識見ともすぐれた方であり、今まで培ってこられた豊富な知識と経験を本町の学校教育や社会教育に生かしていただくため適任と考えておりますので、よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔「投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に12番、高橋実君、13番、渡辺三男君、1番、渡辺英博君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成12票、反対1票、以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、皆さんにお諮りいたします。本来であればここでただいま同意されました猪狩いづみ氏にご挨拶をいただくところですが、明日会議の冒頭でご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのようにいたします。

---

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日7日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時09分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 澤 英 男

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 平成30年第2回富岡町議会定例会

### 議事日程 第2号

平成30年3月7日(水) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例について

議案第 7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について

議案第 8号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

議案第 9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第14号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例について

議案第16号 不動産の取得について

議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算(第8号)

議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 議案第 25 号 平成 29 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 26 号 平成 29 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 27 号 平成 30 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 28 号 平成 30 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 30 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 30 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 30 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 30 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 33 号 平成 30 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 30 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 35 号 平成 30 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 36 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 工事請負契約について
- 議案第 40 号 工事請負契約について
- 議案第 41 号 工事請負契約について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 6 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 30 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 7 号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 8 号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

- 議案第 9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例について
- 議案第16号 不動産の取得について
- 議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）
- 議案第26号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

---

○出席議員（14名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 渡辺英博君  | 2番  | 渡辺正道君 |
| 3番  | 高野匠美君  | 4番  | 渡辺高一君 |
| 5番  | 堀本典明君  | 6番  | 早川恒久君 |
| 7番  | 遠藤一善君  | 8番  | 安藤正純君 |
| 9番  | 宇佐神幸一君 | 10番 | 高野泰君  |
| 11番 | 黒澤英男君  | 12番 | 高橋実君  |
| 13番 | 渡辺三男君  | 14番 | 塚野芳美君 |

○欠席議員（なし）

---



○説明のため出席した者

町長	宮本皓一	君
副町長	高橋浩一	君
副町長	滝沢一美	君
教育長	石井賢一	君
会計管理者	三瓶直人	君
参事兼 総務課長	伏見克彦	君
企画課長	林紀夫	君
税務課長	小林元一	君
健康福祉課長	植杉昭弘	君
住民課長	斉藤一宏	君
参事兼 生活環境課長	渡辺弘道	君
産業振興課長兼 農業委員 農事局長	猪狩力	君
復興推進課長	黒沢真也	君
復旧課長	三瓶清一	君
拠点整備課長	竹原信也	君
参事兼 郡山支所長	菅野利行	君
いわき支所長	三瓶雅弘	君
総務課課長補佐	遠藤博生	君
教育総務課 校長補佐兼 学校管理係長	飯塚裕之	君

○事務局職員出席者

議事 事務局局長	志賀智秀
議事 係局長	大和田豊一
議事 係主任	藤田志穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

次に、日程に入るに先立ち、昨日の本会議において町長から教育委員に提案され可決されました猪狩いづみさんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午前10時01分)

---

再 開 (午前10時02分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

2番 渡 辺 正 道 君

3番 高 野 匠 美 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（小林元一君） おはようございます。それでは、議案第6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例につきましてご説明いたします。

町税等の減免につきましては、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた町民の避難生活での負担を軽減し、生活再建に寄与すべく震災以降減免条例を制定し実施しております。平成30年度におきましても、現在の帰還状況や事業再開の状況などを勘案し、一部内容を改め、引き続き町税等を減免する条例を制定するものです。

それでは、第1条をごらんください。第1条につきましては、本条例の趣旨を定めており、第2条におきましては用語の意義を定義しております。

次に、第3条におきましては、町民税の減免を規定しており、第1項におきましては、東日本大震災により死亡や生活保護の扶助、障がい者となった場合に減免の対象とするものでございます。

次に、次のページの同条第2項をごらんください。第2項におきましては、平成29年中の所得金額に応じて減免割合を規定しており、所得金額が1,000万円以下に対する減免を規定するものでございます。

第3項におきましては、家、屋敷課税に該当する町民税を免除するものでございます。

第4項におきましては、第1項又は第2項の規定による減免については、減免の割合を大きいものを適用するものでございます。

次に、第4条におきましては、固定資産税の減免を規定しており、第1号においては、避難指示が解除された区域の土地、家屋について法令に基づき平成30年度から平成32年度までの3年間は2分の1の減額課税となりますが、平成30年度については全額を免除するものでございます。なお、帰還困難区域については、法令に基づき全額免除が継続されております。

第2号の償却資産につきましては、平成30年度は通常課税といたします。ただし、震災及び原発災害等の影響により使用不能等の状況にある者については申請により全額を免除するものでございます。

次に、第5条、軽自動車税の減免規定につきましては、平成30年度は通常課税といたします。ただし、避難指示区域内に放置され使用不能等の状況にあるものについては申請により減額を免除するものでございます。

次に、第6条、国民健康保険税及び第7条、介護保険料の減免に関しましては、平成30年2月6日付にて厚生労働省より免除等に対する財政支援の決定通知がなされ、その通知にのっとりまして条例

の規定を制定しております。

まず、第6条、国民健康保険税の減免規定については、第1項第1号で避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の対象世帯に対する規定でありまして、平成26年4月1日から平成29年4月1日までに避難指示が解除された区域の世帯は、平成29年中の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯を除き全額を免除するものでございます。なお、帰還困難区域対象となっている世帯の方は、基準所得額に制限なく全額を免除するものでございます。

次に、次のページの第2号をごらんください。第2号の規定は、緊急時避難準備区域の対象となった世帯及び特定避難勧奨地点で避難を行った世帯の方に対する規定でありまして、平成29年中の基準所得額を合算した額が600万円を超えた世帯を除き全額を免除するものでございます。

次に、第2項においては、保険税の適用期間を規定するもので、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度分の保険税に適用するものでございます。

第3項においては、資格取得がおくれた場合でも平成23年3月分以降の保険税を減免の対象とするものでございます。

第4項においては、所得の更正等により保険税の変更があった場合にも減免の対象とするものでございます。

次に、第7条、介護保険料の減免規定は、第6条、国民健康保険税の条文を適用しており、「保険税」を「保険料」、「世帯」を「被保険者」、「基準所得額を合算した額が600万円」を「個人の合計所得金額が633万円」と読みかえるものでございます。

次に、第8条については、この条例の施行に関しまして委任規定を定め、附則としまして施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成30年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） おはようございます。それでは、議案第7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての内容につきましてご説明いたします。

今回の条例は、平成26年度に介護保険法が改正され、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることとなったことに伴い、県において定めていた居宅介護支援事業者等の人員及び運営に関する基準を町の条例として定めるものでございます。

第1章の総則では、この条例の趣旨、居宅介護支援事業の基本方針等について定めております。

第2章では、居宅介護支援事業者の従業員の人数や管理者など人員に関する基準について定めております。

第3章では、運営に関する基準として、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針について、運営規定として、職員の職種、人数及び職務内容、営業時間等について、職務で知り得た利用者及び利用者の家族の秘密の保持について、記録の整備として記録の保存を5年にすることについて定めております。

第4章では、基準該当居宅介護支援に関する基準を定めております。

附則として、施行期日を平成30年4月1日からとしています。ただし、第15条第18号の2の規定は、平成30年10月1日からの施行となります。また、管理者に係る経過措置といたしまして、第5条第2項の規定において、平成33年3月31日までの経過措置を設けるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を農業委員会事務局長より求めます。

農業委員会事務局長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） おはようございます。それでは、議案第8号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてご説明を申し上げます。

農業委員会に関する法律が平成27年9月に改正され、農業委員会の委員の選出方法が選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化されるとともに、農地の利用集積を推進するため、農地利用最適化推進委員の設置が定められました。これに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数について条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。

第1条で趣旨を規定してございます。この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものと定めております。

続きまして、第2条において、委員の定数を10人と定めております。

それから、第3条では、推進委員の定数を10人と定めております。

続いて、附則でございます。施行期日につきましては、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

それから、附則の第2項におきまして、富岡町農業委員会委員の定数条例、富岡町農業委員会の選任による委員の議会推薦に関する定数条例の廃止を行ってございます。

それから、第3項におきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正としまして、農業委員会の委員の次に農地利用最適化推進委員を加えまして、年額21万3,000円、農業委員会会長以下全てに対し加算額、予算の範囲内で町長が定める額と定めております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 富岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、県議会議員の改正を受け、町議会議員の期末手当を0.05月引き上げるための改正であります。改正本文中第1条で平成29年度分の支給割合を、第2条では平成30年度以降の支給割合を改正しております。

それでは、議案第9号別紙資料、新旧対照表をごらんください。まず、1ページの新旧対照表、(第1条)関係は、本年度分の支給割合についての改正となります。

第5条第2項の中段になりますが、6月の支給割合はそのままに、12月の支給割合について現行「100分の157.5」を改正案において「100分の162.5」に改め、100分の5、すなわち0.05月を引き上げるものでございます。

続いて、2ページの新旧対照表、(第2条)関係は、平成30年4月以降の支給割合について、第1条で引き上げた12月分0.05月を6月と12月にそれぞれ0.025月とするための改正であります。6月について、現行「100分の147.5」を0.025月引き上げ「100分の150.0」に、12月について現行「100分の162.5」を0.025月引き下げ「100分の160」に改めるものであります。

第9号議案書にお戻りいただきたいと思いますが、附則において12月期の期末手当に反映するため、平成29年12月1日から適用とし、第2条の規定に係る平成30年度以降分については、平成30年4月1日の施行とするものでございます。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(伏見克彦君) それでは、議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、福島県知事等の改正を受け、町長等の期末手当を0.05月引き上げるための改正であり、議案第9号と同様の改正内容となります。

それでは、議案第10号別紙資料、新旧対照表をごらんください。まず、3ページの新旧対照表、(第



1条)関係では、本年度分の期末手当支給割合について、12月分の支給割合を現行「100分の157.5」を0.05月引き上げ「100分の162.5」とするものであります。また、4ページの新旧対照表、(第2条)関係では、平成30年4月以降の期末手当の支給割合を6月について現行「100分の147.5」を「100分の150」に、12月について現行「100分の162.5」を「100分の160.0」に改めるものであります。

第10号議案書にお戻りいただいて、附則におきまして、12月期の期末手当に反映するため、平成29年12月1日から適用し、第2条の規定に係る平成30年度以降分については平成30年4月1日の施行とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(塚野芳美君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を教育総務課長補佐より求めます。

教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長(飯塚裕之君) 議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について内容をご説明いたします。

今回の条例改正は、平成29年度中に受けた6件の指定寄附金35万5,000円を奨学資金貸与基金として積み立てするため、所要の改正をしようとするものです。

議案第11号別紙資料5ページをごらんいただきたいと思います。基金の額であります。第2条第1

項中基金の額、現行の「原資346,767,500円」を改正案「原資347,122,500円」に改め、第2項で原資のうち現行の「18,267,500円」を改正案「18,622,500円」に改めるものです。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。別表中下の2段をごらんください。その他篤志家奨学基金、現行「267,500円」をその他篤志家奨学基金改正案「622,500円」に、計の欄、現行「18,267,500円」を改正案「18,622,500円」に改めるものです。

議案にお戻りください。附則において、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての内容につきましてご説明いたします。

本日差しかえをさせていただきました議案第12号をごらんいただきたいと思います。平成30年度より都道府県が国民健康保険者となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うようになります。今回の改正は、国民健康保険事務の一部を町から福島県へ移管することに伴い、町の事務を指定する必

要があることから所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っております。議案第12号別紙資料をごらんください。7ページになります。目次の第1章の章名及び第1章第1条については、それぞれ「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」と改めるものでございます。

目次の第2章の章名及び第2章第2条については、それぞれ「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」と改めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号 富岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容につきましてご説明いたします。

今回の改正は、平成30年度から32年度までの介護保険料を改正するものでございます。現在介護保険運営協議会におきまして、平成30年度から32年度までの介護保険事業計画の策定について協議をいただいているところでございます。その中で、今後の介護保険サービス料を見込んだ結果、介護保険基準額について現行の「6,500円」から「7,500円」とすることが委員の皆様方に了承を得たことから、これに基づきまして平成30年度から32年度までの介護保険料を改正し、平成30年4月1日より

施行するものでございます。富岡町の介護保険料は、1段階から9段階まであり、その段階については、本人の属する世帯が住民税課税か非課税世帯か、また本人が住民税課税か非課税かなどで決まります。第5段階が基準となる段階で、月額が7,500円、年額で換算いたしますと9万円となります。他の段階につきましては、第1段階から第9段階までそれぞれ基準額に対する割合で介護保険料が決まり、例えば1段階ですと基準額に対する割合が0.5となり、月額が3,750円、年額が4万5,000円となるものでございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っております。議案第13号別紙資料をごらんいただきたいと思っております。8ページになります。第14条中、現行「平成27年度から平成29年度まで」となっているものを「平成30年度から平成32年度まで」と改め、第1段階から第9段階までの介護保険料年額を新たな基準額に対する割合でそれぞれ定めるものでございます。

また、新たに第3項として、国における低所得者軽減強化に伴い、第1段階の保険料については、条例で定める額にかかわらず4万500円とすることを定めております。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 富岡町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めますが、表につきましては朗読を省略してください。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。それでは、富岡町道路占用料徴収条例の一部を改

正する条例について内容の説明をいたします。

本案は、福島県の徴収条例に準拠し改正を行ってまいりましたが、平成22年度の震災以降占用料を徴収していなかったことから見直しをするためこのたび徴収金額の改正及び名称等の改正をするものです。福島県は、平成29年12月26日に道路占用料徴収条例を改正しており、今回の金額改正はこれに準拠するものです。また、経年により組織の名称が変更、延滞金の徴収割合が変更していること、算定した額の徴収割合が変更したことによる改正です。

議案第14号別紙資料、新旧対照表により説明をいたします。資料10ページをごらんください。第2条第1項第2号で日本鉄道建設公団と運輸施設整備事業団が統合し、名称が変更になったことから「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改めるものです。

第4条第1項で延滞金の年額負担割合を福島県に準じ「14.5%」を「10.75%」に改めるものです。

11ページをごらんください。別表、(第2条関係)の占用物件1本につき1点当たりの占用料を福島県に準じ、第1種電柱が「770円」を「350円」に、以下同様に第2種電柱が「1,200円」を「540円」に、第3種電柱が「1,600円」を「730円」に改めます。以下11ページから18ページに記載の別表のとおり金額を改正するものです。

18ページをごらんください。18ページに記載のある備考9は、占用の期間が1カ月未満にあるときのイ、単価が1年当たりの定額で定められている場合において、単価を準じて除して得た額に「1.05」を「1.08」に改めます。また、ロ、ハについても「1.05」を「1.08」に改めるものです。

議案書に戻っていただき5枚目をごらんください。附則の第1項において、施行日を平成30年4月1日としており、附則の第2項においては、第3条第1項にただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合において翌年度以降の占用料は、毎年度当該年度分を4月30日に徴収するものとなっておりますが、これは前年度までに占用箇所を把握しているときであり、災害、震災の影響により流失、崩壊、移設等により正しく把握できないことから、平成30年に限り占用料の徴収方法の特例として「4月30日」を「9月30日」とするものです。

附則の第3項においては、改正後の富岡町道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日の以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、当日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前のおりとするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(塚野芳美君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 富岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例についての内容につきましてご説明をいたします。

今回の条例は、大玉村に設置した富岡町仮設診療所の平成29年3月の閉所に伴い、富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成30年4月1日といたしまして、経過措置として、富岡町仮設診療所特別会計の平成29年度分の歳入歳出及び決算に関しましては、施行期日以降でも決算等が伴うことから、従前の例によるもので定めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 富岡町仮設診療所設置条例及び富岡町仮設診療所特別会計設置条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 議案第16号 不動産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、当町が平成31年度中の開館を目指し整備を進める地域交流館にかかわる不動産取得でございます。取得予定不動産は、土地及び建物でございます。このたび建物の取得につき富岡町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

取得する建物の詳細につきましては、資料、議案第16号 不動産の取得について、地域交流館整備事業取得明細書をごらんください。土地の所在は、福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央384—1、384番3、413—2、家屋番号は384番1、種類は店舗、構造は鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建、床面積は490平方メートルでございます。

議案書に戻りまして、取得の方法は買い入れ、取得予定価格は3,994万560円となります。取得の相手方は、坂本種苗株式会社、住所は福島県双葉郡富岡町中央1丁目103番地でございます。なお、別紙資料としまして、取得建物各階平面図を添付しましたので、ご確認ください。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 地域交流館の不動産の取得ということなのですが、こちら建物だけとなっているのですが、土地は現在もう取得されているのか、それか賃貸になるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 土地につきましては2,725.91平米ということもございまして、議会にかけると5,000平米以下ということでございまして、なお、取得につきましては、所有者様との契約が調っている状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） わかりました。

ただ、この金額を見ますと、相当面積に対して高いような気がするのですが、この算出方法はどのような方法でとられているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、それではあわせて、ですから5,000平米以下だから議決を必要としないということだったけれども、この金額は両方含んでいるわけだから、その辺をあわせて説明しないと、建物だけでこれだけの金額と読み取るとそれは難しい問題になるので、あわせて説明してください。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 先ほどの土地の取得については、金額的には8,000万円を超える金額ということでございますが、面積につきましては2,725平米ということでございましたので、そのような対応をさせていただきました。

なお、建物の価格の算定につきましては、不動産鑑定を実施いたしまして並びに移転補償という考え方を持ちまして算出してございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 土地代は別ということで8,000万円かかったということ。それも相当高いのかなという気はするのですが、建物も移転補償も含めたにしても、こちらの建物何年たっているかわかりませんが、店舗ということで、中はがらがらのような状況なので、審査の方法がちょっと不信に思う点があるのですが、実際にその償却年数も含めてこの値段では民間から見ればちょっとあり得ない数字だと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 今回の不動産鑑定をしました建物につきましては、鑑定以外にも評価額を基本としまして、これまでの曲田第1団地の整備事業において除却補償しました海鮮四季工房きむらやの例を参考にさせていただきまして、また本建物建築経緯も参考として算出したものでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 私所管なのですが、ちょっと勘違いしていた部分あって、不動産取得ということで土地の取得かなと思って、今まで何回も説明、全協でも説明受けています。その中で、不動産の取得、土地の取得かなと思っていたのですが、建物の取得ということであればちょっと理解できないのです。今回の原発の事故によって、地震、また原発の事故によって損壊はないのかどうか、あと原発の放射能汚染がどういう形になっているのかちょっと説明してください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 建物の躯体につきましては、使用に耐え得る



ものということで中の調査をしてございます。

それから、線量につきましても、中につきましては今現在使用しているリースされている部分ございますが、線量的には0.9マイクロというようなことでの使用となっております。

なお、外観等につきましては、線量等の確認をさらに詳しく加えまして調査をしてまいりたいと考えてございます。

〔議長、済みません〕と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 今の0.9マイクロというものは訂正させていただきます。0.09マイクロということでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 地震災害はないと。あと放射線量に関しては0.09だということで、数字的には問題ないのかなと思うのですが、さくらモールも同じような状況で建物を取得してどれだけのお金かかったか皆さんよくわかっていると思うのですけれども、あの建物をそのまま改築して改装して利用するという考えなのですか。改築して利用するとなれば、さくらモールのときと同じようにやっぱりかなりのお金かかってしまうのかなと思うのです。その辺を踏まえると、やっぱり私は問題なのかなと。あとあの建物そのものは、審査は受けているのですね。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 建物自体が鉄骨造ということもございまして、躯体等について支障が生じるというものではないという判断をしているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、ですから答弁が違うのです。問題があるかないか聞いているのではなくて、審査は受けましたかと尋ねているわけですから、被害の審査。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 今現在建物につきましては、鹿島建設さんが使用しているということもございまして、中身について、罹災判定という意味では実際行ってはいない状況でございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） さくらモールにつきましては、議員今言われたとおりでございますが、今回の地域交流館につきましては、改築をある程度の数字、概算としましては5,000万円というような形での検討をしているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 改築で5,000万円、購入費で3,900万円、約4,000万円、そうすると9,000万円ですよね。あれだけの建物をどういう改築するか私まだ出てきていないからわからないですけども、

9,000万円かけるというのはちょっと莫大な費用なのかなと。それだったら新築が私はいいのなかと思うのですが、その辺をきちっと費用対効果出してもらわないとなかなか理解できないです。

あとは調査に関しては鹿島さんが使っているから調査かけない。調査かけないで自分たちが見た目で、ああ、大丈夫だということで買い入れというのはちょっと無謀なような気するのですけれども、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 現在鹿島さんが使われているということの中で調査をしていないのではないかとということでございますが、先ほど説明させていただきました鉄骨づくりということもありまして、地震の影響が出ていないという判断のもと事業を進めさせていただいているということですので、ご理解いただければと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 続けてどうぞ。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 申しわけございません。先ほど施設の鑑定をしているというようなご説明をさせていただいたかと思うのですが、その鑑定を受ける際に施設の内部を見てそのような金額的なものも判断並びにその施設の使用に耐え得るものの判断もあわせて鑑定を行っているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 課長、あとですから改修するよりも新築したほうがいいのではないかとことに対しては。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 鑑定につきましては、曲田地区の不動産鑑定を手がけている不動産鑑定の先生にお願いしたものでございます。

なお、中につきましては、先ほどの5,000万円と言いましたのは、設備も含めてということで考えてございます。鑑定の中で施設の耐え得る問題につきましても、先ほど答弁繰り返すようですが、使用に耐え得るものというようなことでの鑑定評価をいただいているということですので、ご理解いただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） カウントしませんから、13番もう一回改めて質問してください。

○13番（渡辺三男君） 不動産鑑定は、地震の判定とは違いますので、例えば何か影響あるような状況あっても、それは値段が下がるだけです。不動産鑑定はできますので。ただ、地震のときの多分外部の判定はしていると思うのです。多分半壊以上にはなっていないと思うのです。その後で今度は購入するのであれば、やっぱり内部もきちっと判定してこれなら大丈夫だよということを見きわめてから購入すべきだと思うのです。買うことは、私は反対ではないのです。ちゃんとしたものを買ってくださいということなのです。

あと線量に関しても0.09と言っていますが、実際7年たってかなり下がっているという部分もあります。ただ、人が集う、子供が集う場所にしようとしている部分ですから、さくらモール以上にお金かけなくてはならない状況が生まれたらどうするのですかということなのです。そういう心配を抱えて中古物件を買うのであれば新しいものをつくったほうがいいのではないのですかということなのです。解体費用は、審査次第ではただで解体できるわけですから、半壊以上になるかどうか私わかりませんが。そういうことを聞きたいのです。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 施設取得につきましては、中古物件というようにこともあって、これを改修して使用に耐え得るもの、それとも一旦更地にして使用するものということでの比較につきましては、今土地の取得、土地の所有者様にこれまでの経緯の中でもあそこの施設を使える状態ということ判断の上、子供の遊び場というようにお話をさせていただいている中で、ぜひあの建物を使ってほしいという思いを受けて、なお中身につきましても建物の面積規模感等で今後計画している子供の遊び場という施設になり得るかどうかなどというようなものを含めて検討して今回のこの建物を再利用しようという判断をしたものでございます。

なお、建物中身につきましても遊び場になり得る施設整備に関しましては、いろいろと今後そういったプロジェクトチームを立ち上げながら学識経験者または県内にあります子供の遊び場を手がけた先生からもお話を伺いながら、施設の中へどういったものが子供たちの遊びに関して有効なものかということを現在検討しておりまして、これから基本計画等も立てながら施設整備を進めていくところでございます。

なお、費用対効果につきましては、確かに隣のさくらモールにつきましてもこれまでの金額等もありますが、商業施設とあわせて一体としての施設整備の中で有意義な施設づくりを尽くしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 被害調査という意味です、被害調査。被害調査はしていないということをつき。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 坂本種苗の建物につきましては、私も内部に入らせていただきまして確認させていただきました、鑑定前に。こちらの構造につきましては、鉄骨の柱にブレスで補強されている形になっておりまして……

〔何事か言う人あり〕

○拠点整備課長（竹原信也君） 鑑定士の方も1級建築士も……

〔何事か言う人あり〕

○拠点整備課長（竹原信也君） 異常なしという判定になっています。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議いたします。

休 議 (午前 1 1 時 2 3 分)

---

再 開 (午前 1 1 時 2 5 分)

○議長(塚野芳美君) それでは、一旦再開します。

それで、11時40分まで休議いたします。

休 議 (午前 1 1 時 2 6 分)

---

再 開 (午前 1 1 時 4 0 分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

先ほどの13番議員の質問に対して答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長(猪狩 力君) まず、今回の案件で建物と土地の考え方で議員の皆様建物ということでの認識が伝わらず、土地もあるのではないかというようなことでうまく伝わらなかったことにつきましては、おわび申し上げます。

なお、ご質問いただきました建物につきましては、不動産鑑定を行った中で今の現在の建物のつくりがこれまでの立地構造、用途、間取り、経年数から判断しましてさほど大きな損傷は認められないという判断をいただきまして、その中でこの安全に使える範囲の中の建物の価値というものを見出しただいてその価格を提示したということでございます。

なお、今後建物につきましては、間取り等も検討させていただきながら、先ほどもお答えさせていただきました子供の遊び場としての機能をその範囲の中で検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(塚野芳美君) 13番さん、1度だけ質問があれば認めます。

13番、渡辺三男君。

○13番(渡辺三男君) 質問というよりは、もう質問はみんなしましたので。ただ、これだけ高価なものを取得するというので、今の状況を見ますと、曲田地区値段どんどん上がっているような状況の中ではない部分はあるのかなと思うのですが、土地の件も議会承認要らないからということで一切今まで出してこなかったというところが間違いの発端なのかなと。その辺全容は私はわかりました。いい悪いは別にして理解はしました。

ただ、担当課としても、多分よその町村で商業地区がじゃんじゃん立ち上がってくると。そういう中で、前にもちょっと町長に聞いた経緯ありますが、いち早くそういうものを立ち上げてさくらモールをきっちと強固なものにしていきたいという気持ちは十分私は理解はしております。その辺のきっちとした説明をもう一度、やっぱり議員全員がわかるような説明をすべきだと思うのです。その辺をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、これまでの答弁した中身のほかにまだ説明できる部分ありますか。

土地の経緯は、直接的には議決案件ではありませんので、ここで改めて聞くということは控えていただきたいと思うのです。やるのであれば、これは委員会の席で確認すべきことであったので、その点は先ほどの面積及び金額が議決案件ではないので。ただ、参考として8,000万円という数字は示されました。では、あえて面積まで含めての答弁をいただいて、それでその件は終了したいと思いますので、産業振興課長、土地の面積をお知らせください。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 土地に関しましては、坂本氏所有と坂本種苗さん所有で2つに分かれますけれども、面積としては2,725平米というような面積になります。筆数につきましては……よろしいですか。面積については、今ほど申し上げました面積でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第8号）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、事業精査等による減額でありまして、既定の予算から歳入歳出それぞれ28億2,289万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ248億956万3,000円とするものでございます。

初めに、歳入の内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税9,586万9,000円の増額につきましては、それぞれ収入見込みにより、第1項町民税において8,194万3,000円の増、第2項固定資産税において253万1,000円の減、第3項軽自動車税において52万3,000円の増、第4項町たばこ税において1,593万4,000円の増額によるものであります。

第3款第1項預金利子につきましては、交付額の確定により41万3,000円を増額するものであります。

第7款第1項自動車取得税交付金につきましては、交付額決定により46万7,000円を増額するものであります。

第9款第1項地方交付税4億9,417万3,000円の減額は、普通交付税の交付見込みにより1億472万5,000円を増額する一方で、震災復興特別交付税の交付見込みにより5億9,889万8,000円を減額することによるものであります。

第11款分担金及び負担金、第1項負担金1万5,000円の増額は、収入見込みによるものでございます。

第12款使用料及び手数料1,392万2,000円の減額につきましては、第1項使用料において町営住宅使用料1,434万7,000円の減等により1,305万3,000円の減額、第2項手数料において各種証明書の交付手数料など86万9,000円を減額することによるものであります。

第13款国庫支出金12億3,978万8,000円の減額は、第1項国庫負担金において児童手当負担金1,077万5,000円の減、太田モニタリング道路負担金3,580万2,000円の減などにより4,482万2,000円を減額し、第2項国庫補助金において被災児童生徒等就学支援補助金4,800万円の減、福島再生加速化交付金4億9,679万9,000円の減、津波被災地域企業立地補助金2億597万7,000円の減、被災者支援総合交付金8,694万1,000円の減などにより8億4,937万6,000円を減額し、4ページをお開き願います。第3項国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金1億3,447万9,000円、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2億1,340万8,000円の減などにより3億4,559万円を減額することによるものであります。

第14款県支出金2億4,547万7,000円の減額は、第1項県負担金において福島県災害弔慰金等負担金6,187万5,000円の減額など6,563万3,000円を減額し、第2項県補助金においては営農再開支援事業補助金8,731万9,000円の減、福島県事業再開帰還促進事業交付金7,811万6,000円の減などにより1億6,523万5,000円を減額し、第3項県委託金において衆議院議員総選挙委託金1,389万1,000円の減などにより1,460万9,000円を減額したことによるものであります。

第15款財産収入208万3,000円の増額は、第1項財産運用収入において基金利子等183万8,000円を増額し、第2項財産売払収入において車両売払収入など24万5,000円を増額したことによるものであります。

第16款第1項寄附金510万5,000円の増額は、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金などの

増によるものであります。

第17款繰入金10億731万2,000円の減額は、第2項基金繰入金において財政調整基金繰入金1億3,179万2,000円、復興交付金基金繰入金4億8,632万円の減額などにより10億742万4,000円を減額したことによるものであります。

第19款諸収入は、それぞれ収入見込みにより、第1項延滞金、加算金及び過料で18万1,000円を減額、第2項町預金利子2,000円の減額、第3項貸付金元利収入3万9,000円を増額し、第4項雑入において原子力事故損害賠償金5,659万9,000円、療養給付費負担金返納金967万3,000円、ふるさと帰還通行カード事務費1,200万円の増額などにより8,396万5,000円を増額したことにより、第19款として8,382万1,000円の増額となったものであります。

5ページをお開き願います。第20款第1項町債1,000万円の減額は、福島県災害援護資金貸付金1,000万円の減額によるものであります。

以上により、歳入合計28億2,289万9,000円の減額補正となっております。

次に、歳出の主な内容について申し上げます。6ページをお開き願います。第1款第1項議会費637万5,000円の減額は、議員共済費や議員活動費の減額等によるものでございます。

第2款総務費2,382万1,000円の減額は、第1項総務管理費において災害派遣人件費負担金5,250万円、国庫支出金返還金4,341万4,000円が増額となる一方で、事業完了等により人件費、物件費などが減額となったことにより715万8,000円を減額し、第2項町税费において賦課徴収事務諸経費の減などにより400万2,000円を減額し、第3項戸籍住民基本台帳費では個人番号カード関連事務交付金の減などにより496万3,000円を減額、第4項選挙費で衆議院議員総選挙経費の減額などにより756万2,000円を減額したことなどによるものであります。

第3款民生費2億4,420万2,000円の減額は、第1項社会福祉費において他会計への繰出金の減及び事業精査によりまして3,379万1,000円を減額し、第2項児童福祉費において保育施設運営費や児童手当支給事業費の減額などにより1,406万8,000円を減額、第3項災害救助費において災害弔慰金など東日本大震災救助経費7,667万5,000円の減、線量計校正など放射線健康調査事業3,979万1,000円の減、応急仮設住宅維持管理費2,839万3,000円の減、早期帰還移転補助金1,785万円の減など1億9,634万3,000円を減額したことによるものであります。

第4款衛生費7,016万5,000円の減額につきましては、第1項保健衛生費において住宅清掃費補助金など環境衛生事業費2,097万7,000円、保健センター施設整備費1,275万7,000円の減、その他事業精査などにより4,511万円を減額し、第3項上下水道費において双葉地方水道企業団負担金2,505万5,000円を減額したことによるものであります。

第6款農林水産業費1億1,437万7,000円の減額につきましては、第1項農業費において営農再開支援事業3,884万4,000円の減、被災12市町村農業者支援事業費1,179万9,000円の減、農地基盤整備対策事業費1,120万円の減、農地等維持修繕事業費3,947万5,000円の減額など合わせて1億1,434万4,000円

を減額したことなどによるものであります。

7ページをお開き願います。第7款第1項商工費8億5,256万4,000円の減額につきましては、富岡産業団地整備に係る用地購入費、物件移転補償費など7億4,844万9,000円の減額、企業再開帰還促進事業負担金6,083万円の減額などが主なものでございます。

第8款土木費12億2,504万円の減額につきましては、第2項道路橋梁費において道路維持管理費5,217万9,000円の減、照明灯工事など照明灯管理事業費1,873万8,000円の減、道路新設改良事業費9,708万8,000円の減などにより1億7,316万5,000円を減額し、第3項河川費において河川整備事業費1億3,570万7,000円の減などにより1億4,378万9,000円を減額し、第4項都市計画費において防災集団移転事業費、がけ地近接等危険住宅移転事業、津波被災住宅再建事業費など移転元土地購入費や住宅建設移転費の助成金など合わせて9億266万3,000円を減額したことなどによるものであります。

第9款第1項消防費6,296万円の減額につきましては、防犯パトロール、消防施設の維持補修費、災害備蓄品備蓄倉庫に係る事業費、防災行政無線工事費の減額などによるものでございます。

第10款教育費1億9,218万6,000円の減額は、第1項教育総務費において事業精査により2,888万3,000円を減額し、第5項社会教育費において歴史民俗資料館事業費5,580万6,000円の減、文化交流センターの備品購入やホール運営費など4,292万6,000円の減などにより9,933万4,000円を減額し、第6項保健体育費において施設改修工事費4,000万円及び備品購入費2,720万円の減などにより6,990万9,000円を減額したことなどによるものでございます。

第11款災害復旧費3,057万7,000円の減額につきましては、8ページをお開き願います。第1項農林水産業施設災害復旧費において林道施設等の災害復旧事業費2,671万6,000円を減額し、第2項公共土木施設災害復旧費において測量設計委託料237万9,000円など344万1,000円を減額したことなどによるものでございます。

第12款公債費につきましては、一時借入金利子1,000円の減額でございます。

第13款諸支出金につきましては、公有財産購入費1,000円の減額でありまして、歳出合計が28億2,289万9,000円の減額補正となっております。

次に、9ページをお開き願います。第2表の継続費補正であります。第7款商工費、第1項商工費、事業名、富岡産業団地整備事業につきましては、富岡産業団地整備に係る工業用水の配水管布設や造成工事及び工事管理委託に係るもので、工期が3カ年にわたることから総額を64億500万円、年割額を平成30年度5億8,566万円、平成31年度31億7,234万円、平成32年度26億4,700万円とし、継続費を設定するものであります。

次に、10ページをお開き願います。第3表、繰越明許費補正でございます。第7款商工費、第1項商工費、事業名、中小企業等支援事業130万9,000円、同じく事業名、富岡産業団地整備事業6億1,986万5,000円、第10款教育費、第5項社会教育費、事業名、歴史民俗資料館整備事業796万5,000円、第11款災害復旧費、第1項農林水産業施設災害復旧費、事業名、林業施設等災害復旧事業6,680万円につき



ましては、年度をまたぎ事業実施することとなったことから追加で繰越明許費を設定するものでございます。

次に、11ページをごらんください。第4表、債務負担行為補正につきましては、設計図書の作成や工事管理業務などを実施する発注者支援業務を平成30年度より委託するため、期間を平成30年度、限度額を2,160万円として債務負担行為の設定をするものであります。

以上が今回の補正の概要でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 午後1時まで休議いたします。

休 議 （正 午）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

16ページをお開きください。16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 66、67ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 営農再開支援事業補助金の3,761万6,000円と下の農地基盤整備対策事業費の減額になった要因教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 1点目の営農再開支援事業につきましては、大きく除草作業の事業料の減というもので大きく変更になってございます。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 農地基盤整備対策事業につきましては、委託料、それと工事費でございますけれども、これは請け差等による不用額として減額となっているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、80、81ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 上段にある農地等維持修繕事業費3,947万5,000円、これも減額になった要因教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） こちらにつきましても、必要見込額の減とい

うことでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） これ過剰に当初予算とり過ぎているの。請け差は請け差でわかるのだけれども、当初の予算の確保が過剰にとり過ぎていたのですかという質問です。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 過剰というものではございませんが、ある程度の幅を持たせて予算を計上しているということでございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 当初予算幾らあって幾ら使って3,947万5,000円の請け差が出るのかちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 当初におきましては、管理エリアの区域の縮小等によってある程度面積範囲が狭くなったということとやり方につきましても変更が生じたということでの総体的な金額が下がったということでございます。

○議長（塚野芳美君） それは理由であって、当初予算が幾らで、それで結果この中で。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 失礼しました。当初が1億7,000万円が予算計上していたものでございますが、そこから3,947万5,000円ということでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、82、83ページ。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 83ページの上の段の富岡町被災事業者等再開支援事業補助金についてですが、1,200万円減ということなのですが、思ったほど利用する方がいなかったのではないかと思うのですが、この採択された件数はどのくらいあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） こちらの事業につきましての利用事業者数は19社となっております。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 当初はどのくらい予定、何社くらい予定されていたのかとあと採択されなかった事業者はいるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） こちらの予算につきましては、当初3,500万

円で10社を想定していたものでございますが、こちらにつきましては県の事業再開事業の利用された方があわせてこちらの町の事業を活用されるということもございまして、当初よりも利用者が多く申請が上がっていたということで、途中でまた同じように3,500万円補正をさせていただいて20社ほどを見るということでもございました。ただ、こちらにつきましては、上限額が350万円ということで、なかなか350万円へ達するものはありませんで、ある程度19件はあったものの金額が圧縮されているというようなことでもございます。

それから、あくまで町としましては、利用しやすい事業ということで、昔500万円だったものを350万円に減額させていただきましたが、リースまたはいろんなものに使えることということで、ある程度使えないものもございまして、多く利用していただくということで、申請上げていただいたもの、事業者につきましては利用させていただいているということでもございます。

○議長（塚野芳美君） 採択されなかった事業所がいたかないか。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 全て採択ということで指導しながら取り組んでいただいているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。

比較的使いやすい補助金ということなのですが、やはり県の補助金がなかなか採択されない事業所もいますので、その辺をフォローしていただく上で来年度もやる予定ではいると思うのですけれども、もう少しその額を上げていただくとかその辺はなかなか難しいところなのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） ほかに類するような補助金もこの金額までのものはほぼ見当たらないと思います。今回500万円だったものを350万円に下げたということも利用頻度を上げるという意味合いからそうさせていただきました。また、この金額の増額につきましては、当面はその利用を多く図っていただくということを主に事業に取り組んでいきたいと考えてございますので、額のさらなる上積みということについては現段階では考えていない状況でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 用地管理事業費の3,661万2,000円の内容、減額の。教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） こちらにつきましては、敷地の借上料と用地購入費、物件移転補償費と

なっているところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○復旧課長（三瓶清一君） こちらにつきましては、六反田2号線のその借り上げ用地購入費を計上していたところですが、こちら次年度に繰り越してしまっただけです。減額となっております。物件移転補償費についても同じでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今年度予定してどうい理由で次年度に延びたのかわからないけれども、これは国県補助関係でやっている部分であれば、年度に延びても問題なかったのか。あと地主さんとの協議の中で、地主さんがうまくなくて年度を越したのか、当町の役場担当課で仕事量がいっぱいである間に合わなくて処理できなくて延びたのか、中身をよく教えて。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） こちらは、六反田2号線は、モニタリング道路として環境省より受けてやる道路でございます。これは環境省の仕事等も兼ね合いがありまして、用地を全てまとめるまでには至らなかったものですから、工事費としては先送りとしてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、88、89ページ。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。河川整備費減額補正となっているのですが、かなり大きな額減額されているのですけれども、委託も工事も進まなかったということで、内容についてちょっと教えていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 河川海岸でございますけれども、こちらは除草でございますから、今年度におきまして河川の除草を行った形の請け差でありまして、下の整備事業費につきましては、計画しておりました大作と大膳町、蛇谷須の排水路がございました。その3路線でございますけれども、こちら用地にいろいろと手間取りましてまだ用地が決まらなかったことがございます。それで次年度に先送りとしていただいております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 89ページ上、照明灯の工事費1,000万円。何灯の部分減額になっているのかと処理できなかったのかなと思うのだけれども、こんなに薄暗くてどうのこうのとかと言っているのに防犯灯関係の工事費減額になるというのはちょっと理解できないのだけれども。

それと、道路新設改良事業費の9,708万8,000円、これの内容も教えて。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） こちら照明灯でございますけれども、まず光熱水費、これは見込みより少なかったことがありますして減額としていたるところでございます。

それから、庁舎点検というところの委託でございますけれども、こちら道路照明、防犯灯関係を交換する際に委託をいたしたところ請け差が出たというところでございます。照明灯に関しましても、工事費を概略では見積もりをしていたところですけども、その他の請け差等が発生しましたので減額としていたるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 道路新設改良事業の9,708万8,000円の減額についてお答えさせていただきます。

まず、損失補償費としましては、当初移転補償の中で立ち木の移転を計画しておりましたが、移転費の中でも伐採、処分、こちらについては環境省との話し合いが調いましたので、そちらの処分費を減という形になったことによるものでございます。

2点目の道路用地購入費につきましては、単価の正式な当初計画した段階におきましては、想定で道路の単価を計上していたところございましたが、鑑定の結果、各箇所によっておのおの単価が出ましたので、そちらに基づきまして契約した請け差でございます。また、調査設計委託につきましては、こちらは請け差でございます。道路整備工事につきましても、当初12月で3,000万円ほどの補正をし、少しでも前倒しで進めていこうということで計上したところございますが、西側の6号線から駅に係る西側の部分の地権者との話等々で若干のおくれが生じまして、12月に計上したところまでは工事ができなかったということでございます。それで、以上合わせまして9,708万8,000円の減額を今回行うものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、90、91ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 公園維持管理の分なのでですけども、これの減額になった要素とあわせて、

総括で質問したほうがいいのかわからないのですけれども、解除区域の中の公園の遊具関係、立ち木も含めた、地面も含めた、遊具も含めた放射線量、シーベルト、あとはベクレル、面的なやつであれば。そこら辺しっかり所管で管理してデータ持っているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 公園の維持管理でございますけれども、こちらにつきましても公園の管理の委託料と工事費につきまして請け差が発生しておりますので、不用額として減額しているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 申しわけありません。公園の管理のデータというものは持っているところではございますけれども、線量のデータ、こちらちょっと今のところ把握はしていますが、用意していないものですから後ほどの回答とさせていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 委託料と工事費の請け差というのはわかりました。

とにかくデータ、子供が使う施設だからしっかり環境省なら環境省で国でやった事後測定の数値ぐらいはちゃんとシーベルトの部分でピンポイントで押さえているのか、面的なやつならばベクレルでしっかり押さえているのか確認してちゃんと安全確保して使わせるようにしてください。お願いしておきます。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） ご指摘のとおり、線量等を確認しつつ開放してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 95ページの防犯対策事業費の防犯カメラ事業補助金ですが、こちら減額されておりますが、実際何件ぐらい利用されたのか教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

現在のところ18件ということで申請を受け付けております。予算につきましては、まだ余裕を持った形で引き続き申請の受け付けをしております。



以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） まだ解除して1年足らずということなので、来年度も引き続きこの事業は行っていたらいいのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答えいたします。

一応当初予算には引き続き計上させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 先ほど言ったように、町で責任を持って管理する施設。しかも、去年の4月

1日で解除になった区域の公園であろうが何であろうが町の管理するもの全部事後測定国では終わっているわけだから、全部所管課でこの資料をきっちり目を通して把握していると思うのですけれども、そこら辺全部、所管課多岐にわたると思うのだけれども、関係する課全部答弁してください。

お願いします。

○議長（塚野芳美君） では、総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 総務課におきましては、公営住宅あるいは集会所等の管理をしてございますが、線量等についての調査というものを行ってはいけません。解体方針あるいは存続させるという方針が決まりましたら、線量等についてもしっかりと調査をして管理をしてまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 生活環境課としては、消防頓所という所管がありますので、除染の結果、除染した結果については報告を受けておりますので、引き続き管理していきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 復旧課につきましては、公園設備等がございますので、こちらもしっかりと管理してまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 産業振興課としましては、多目的集会所、それから市場等所管してございます。今現在工事中のもの等もございりますが、線量管理については十分注視しながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 教育委員会では、隣接の文化交流センター及びスポーツセンターにつきましては、毎月測定をしておりますのでございます。

なお、一中につきましては現在工事の途中で、測定等定期的に行いしましたが、今後引き渡しを受けた以降につきましては、教育委員会で定期的に管理していきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 健康福祉課におきましては、保健センター並びに保育所等を管理しておりますのでございます。これから再利用するところに関しましては、環境省の環境再生プラザにしっかりと線量を測定していただきながら対策をしているところでございます。まだ使用していないところについてはしっかりと線量測定はしてありませんので、これから行ってまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 線量関係は以上で所管課でよろしい。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 済みません、具体的な名称はお出ししませんでした。スポーツセンター及びその周辺定期的に測定をしておるところでございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 各現課で測定していますはいいのだけれども、国で除染工事として終わったらば事後測定通知というものを民間の家でも出てくるのだけれども、そういうもの預かっているのでしょうか。預かっているのか預かっていないのかどうなっているのかちょっとまた教えて。これを持っていて定期的に下がってきているのか各現課で測定していますという返事ならわかるのだ。各現課で職員がはかっていますは違うと思うのだ。まず国の除染関係、フォローアップも何も高いところはフォローアップ2回、3回とかやっていくけれども、最終的に引き渡しになった事後測定通知書もらって預かって保管して認識しているのですかと。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 （午後 1時27分）

---

再 開 （午後 1時28分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） ただいま各公共施設の関係で今議員おただしの環境省から普通の民間のうちですと事後終わったらば終わったよという通知が来るわけですが、現在のところ町の公共施設についてはそういうものがまだ来ていないということです。環境省にすぐ早急に申しつけ、取り寄せて、その後それをもとに各公共施設の線量チェックに入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 来年度4月1日から小学生14人かな、中学生2人、あと小さい子供が入ってくるようになると思うのだけれども、そういう親御さんに安心感持たせるときに、専門知識を持った父兄がいたら、国から民間と違ってまだ来ていないからよくわからないような話では困るのでないの。しっかり自分ら所管するところは事後測定通知書もらって、自治体に発行していない民間だけだと言うのなら、申し入れして発行してもらって、除染やっているのだから。ちゃんとしたバックデータを持って大丈夫です、安心して子供を預けてください、遊ばせてくださいというのが自治体でないかな。

各課長どうだ、町長。俺はそう思うのだけれども、富岡の町民として、議員として。町の施設が絶

対大丈夫だ、富岡町大丈夫だから戻ってきてください、子供も含めて。それが我々大人がしなければならぬ立ち位置でないかと思うのだけれども、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今の件につきましても、先ほどの繰り返しになりますが、早急に環境省にお願いし、そして特に4月1日から学校再開するわけですので、それについては町も線量を調査しますし、環境省に再度お願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 平成29年度富岡町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年度国、県支出金の交付見込みに伴い、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,921万5,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ33億2,593万7,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。119ページをごらんいただきたいと思います。第1款第1項国民健康保険税は、一般被保険者国保税の収入見込み減などにより121万円を減額するものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料の収入減により2,000円を減額する

ものです。

第3款国庫支出金1億7,523万円の減額は、第1項国庫負担金において療養給付費等負担金の交付決定などにより2,387万2,000円を減額し、第2項国庫補助金においては交付見込みにより災害臨時特例補助金を1億5,135万8,000円減額することによるものでございます。

第4款第1項療養給付費交付金は、交付決定により退職者医療交付金を4,181万7,000円増額するものでございます。

第5款第1項前期高齢者交付金は、交付見込みにより67万9,000円の増額をするものでございます。

第6款県支出金、第1項県負担金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金146万7,000円を減額、特定健診等負担金21万9,000円を増額し、合わせて124万8,000円を減額するものでございます。

第7款第1項共同事業交付金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金で277万9,000円を減額、保険財政共同安定化事業交付金で191万6,000円を増額するもので、合わせて86万3,000円を減額するものでございます。

第9款繰入金、第1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金で421万2,000円を減額するものでございます。

第11款諸収入105万4,000円の増額は、第1項延滞金、加算金及び過料において34万7,000円を増額し、第4項雑入で国保法第65条、第三者納付金などで70万7,000円を増額するもので、歳入合計において1億3,921万5,000円の減額補正とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。121ページをごらんください。第1款総務費405万円の減額は、第1項総務管理費で職員費の減額などにより358万9,000円を減額、第2項徴税費で事業完了に伴い38万6,000円を減額、第3項運営協議会費においても事業完了に伴い7万5,000円を減額することによるものでございます。

第2款保険給付費は、本年度支払い実績から推計し、第1項療養諸費で21万円を増額するもので、第2項高額療養費は財源更正によるものでございます。

第3款第1項後期高齢者支援金等は、病床転換支援金確定により7,000円を減額するものでございます。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、財源更正によるものでございます。

第6款第1項介護納付金は、本年度支払い実績から推計し117万円の減額をするものでございます。

第7款第1項共同事業拠出金は、拠出金の確定により高額医療費共同事業医療費拠出金で1,059万1,000円を減額、保険財政共同安定化事業拠出金で3,027万7,000円を減額し、合わせて4,086万8,000円を減額するものでございます。

第8款保健事業費は、事業完了に伴い、第1項特定健診審査等事業費で88万3,000円、保健事業費で16万2,000円、合わせて104万5,000円を減額するものでございます。

次ページ、122ページをごらんいただきたいと思います。第9款第1項基金積立金は、国民健康保

除給付費支払準備基金へ新たに積み立てをするため4,999万9,000円を増額するものです。

第11款第1項予備費において1億4,228万4,000円を減額し、歳出合計において補正総額を1億3,921万5,000円の減額をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計補正予算の質疑も一般会計と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。126ページをお開きください。

126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。総括でございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なしと認めます。

以上をもちまして質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 平成29年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ490万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2,128万7,000円とするものであります。

147ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款使用料及び手数料、第1項使用料は収入実績により3,000円の増、第2款繰入金、第1項繰入金は歳入歳出予算の調整により499万1,000円の減、第4款諸収入、第3項雑入は電源立地交付金の納入実績による8万5,000円の増であり、歳入補正総額が490万3,000円の減額となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。148ページをお開き願います。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費の490万3,000円の減額は、事務事業費の精査、請負差額の不用額の減によるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件に関しましては項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

152ページから155ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 平成29年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,107万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ5億9,245万1,000円とするものであります。

159ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、収入実績及び他事業との調整による596万1,000円の減、第2款使用料及び手数料、第1項使用料は収入実績及び滞納繰り越し分による321万7,000円の増、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は事業精査による3,336万円の減、第4款繰入金、第1項繰入金は歳入歳出予算の調整により562万6,000円の減、第6款諸収入、第2項町預金利子は収入実績による1,000円の増、第6款諸収入、第3項雑入は下水道工事指定店登録等の納入実績による65万3,000円の増であり、歳入補正総額が4,107万6,000円の減額となったものです。

160ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費の4,107万6,000円の減額は、事務事業費の精査、請負差額の不用額による減によるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。



○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

164ページから172ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 平成29年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2億8,208万8,000円とするものであります。

175ページをごらんください。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は、事務精査による2万2,000円の減、第2款使用料及び手数料、第1項使用料は納入実績による28万8,000円の増、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は事業精査による279万6,000円の増、第4款繰入金、第1項繰入金は歳入予算の調整により520万円の減、第5款諸収入、第3項雑入は電源立地交付金の納入実績による32万6,000円の増であり、歳入補正総額が181万2,000円の減額となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。176ページをお開き願います。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費は、事務事業費の精査及び請負差額の不用額により2,135万1,000円の減、第3款諸支出金、第1項繰出金は、国庫補助金の歳入に伴う処理による1,953万9,000円の増額であり、歳出補正総額が181万2,000円の減額となったものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

180ページから187ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 平成29年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。今回の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算額より歳入歳出それぞれ6,369万1,000円を減額し、歳入歳出の予算額を歳入歳出ともに2億4,923万円とするものであります。

まず、歳入予算の補正についてご説明申し上げます。191ページをごらんください。歳入予算の補正につきましては、保留地の処分に伴い、第4款第1項財産受払収入として1,248万7,000円を増額し、一方第1款第1項繰入金として一般会計繰入金について第4款第1項の財産受払収入と歳出予算との調整により7,617万8,000円を減額補正し、歳入予算の総額として6,369万1,000円を減額補正するものであります。

次に、歳出予算の補正についてご説明申し上げます。192ページをごらんください。今回の歳出予算額の補正は、各種事業の完了見込みと繰り越しなどによる最終的な事業費の精査による補正であります。まず、第1款第1項事業費の6,359万1,000円の減額補正についてでございますが、土地区画整理事業諸経費としまして土地賃借料180万円の減額などにより諸経費総額で226万8,000円を減額、また土地区画整理事業整備費としましては調査設計費で1,900万円の減額、街路整備工事費で2,600万円の減額、整地工事費で400万円の減額、上下水道工事負担金で800万円の減額、損失補償費で400万円を減額し、整備費総額で6,100万円を減額並びに給与費としまして時間外勤務手当30万円の減額などにより給与費総額で32万3,000円を減額し、第1款第1項の事業費として6,359万1,000円の減額を行うものであります。

次に、第2款第1項予備費についてでございますが、本予算につきましては年度内の事業費がおおむね精査できたことにより、本予算を全額減額するものであります。

以上より、歳出予算額としまして総額で6,369万1,000円の減額補正することとしたものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。193ページをごらんください。今回繰越明許費として設定する予算は、第1款第1項土地区画整理事業費で、設定予算額は8,300万円であります。本予算につきましては、街路工事費を進めておりますJR駅前駐車場の整備において整備用地の一部が新設道路の改良事業、曲田区画街路4号線のJR跨線橋仮設工事の作業地と調整したことにより、本地の整備工事費と区画道路61号線ほか整備工事において、降雪により工事日数に不足が生じたことなどにより、これらに係る予算額8,300万円を繰越明許費として補正するものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

198ページから203ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 平成29年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成29年度国庫支出金の交付見込みなど既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,373万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,523万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。207ページをごらんください。第1款保険料、第1項介護保険料は、年度途中の加入増に伴い84万円の増額をするものです。

第3款国庫支出金2,870万円の減額は、交付見込みにより、第1項国庫負担金において介護給付費負担金として1,257万1,000円の減額、第2項国庫補助金は調整交付金として7,115万7,000円の増額、地域支援事業交付金として540万3,000円の減額、災害臨時特例補助金として8,188万3,000円を減額し、合わせて1,612万9,000円を減額するものでございます。

第4款第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金として3,420万4,000円の減額、地域支援事業支援交付金として135万6,000円を減額し、合わせて3,556万円を減額するものでございます。

第5款県支出金304万1,000円の減額は、第1項県負担金において介護給付費負担金177万3,000円の減額、第2項県補助金において地域支援事業交付金126万8,000円を減額するものでございます。

第7款繰入金1,273万1,000円の増額は、第1項他会計繰入金において介護給付費繰入金1,295万6,000円を減額、職員給与費の減に伴い832万5,000円を減額し、第2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として3,401万2,000円を増額するもので、歳入において5,373万円の減額補正をするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。208ページをごらんいただきたいと思っております。

第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費など514万9,000円を減額、第2項徴収費は賦課徴収事務諸経費として25万円を減額、第3項運営協議会費は介護保険運営協議会費として43万2,000円の減額、第4項介護認定審査会費は認定調査事務諸経費として170万円の減額、合わせて753万1,000円を減額するものでございます。

第2款保険給付費は、第1項介護サービス等諸費において介護サービス給付費3,460万円の減額、第2項介護予防サービス等諸経費において介護予防サービス給付金70万円を減額、第3項その他の諸費は財源更正をするもので、第4項高額介護サービス等費において高額介護サービス及び高額介護予防サービス費153万2,000円を減額、第5項特定入所者介護サービス等費において特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費700万円を減額、第6項高額医療合算介護サービス費等において高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費120万円を減額、合わせて4,503万2,000円を減額するものでございます。

第3款地域支援事業費118万円の減額は、第1項介護予防事業費において介護予防生活支援サービス事業費など56万円の増額、第2項包括的支援事業費として包括的支援事業費など174万円を減額するものでございます。

第5款の諸支出金は、第3項繰出金において一般会計繰出金1万3,000円を増額し、歳出において5,373万円の減額補正をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。214ページをお開きください。

214、215ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 216、217ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 218、219ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 220、221ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 222、223ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 224、225ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 226、227ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 234、235ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 平成29年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ260万2,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4,625万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。239ページをごらんください。第1款保険料、第1

項後期高齢者保険料は、新たな加入者の増に伴い65万9,000円を増額するものです。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い194万7,000円を増額するものでございます。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金は、還付金確定により4,000円を減額、歳入の補正総額を260万2,000円の増額とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。240ページをごらんいただきたいと思います。第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額の確定により276万7,000円を増額するものでございます。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、確定により5,000円を減額するものでございます。

第4款第1項予備費において16万円を減額するもので、歳出の補正総額を260万2,000円の増額とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

244ページから247ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 平成29年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第25号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、富岡町仮設診療所特別会計の廃止に伴い、実質収支額をゼロとするために、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,016万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明をいたします。251ページをごらんいただきたいと思います。第1款繰越金、第1項繰越金は1,000円を増額し、歳入予算を1,016万6,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。252ページをごらんください。第1款諸支出金、第1項繰出金は、一般会計繰出金として9万8,000円を増額をするものでございます。

第2款第1項予備費は9万7,000円を減額し、歳出総額を1,016万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

256ページから259ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 平成29年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。



総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第26号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ76万4,000円を減額し、歳入歳出総額を755万2,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。263ページをごらんいただきたいと思います。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金において、予防支援サービス計画費収入金の減により76万4,000円を減額し、補正後の歳入総額を755万2,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。264ページをごらんいただきたいと思います。第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、介護予防サービス計画費の減により36万7,000円を減額し、第2款諸支出金、第1項繰出金は一般会計繰出金として1,000円を増額し、第3款第1項予備費において39万8,000円を減額し、補正後の歳出総額を755万2,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても、項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

268ページから271ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 平成29年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日8日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時22分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 正 道

議 員 高 野 匠 美

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成30年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成30年3月8日(木) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第27号 平成30年度富岡町一般会計予算

議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算

議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算

議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算

議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計予算

議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

議案第36号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第37号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第38号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第39号 工事請負契約について

議案第40号 工事請負契約について

議案第41号 工事請負契約について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第27号 平成30年度富岡町一般会計予算

- 議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算  
 議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算  
 議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算  
 議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算  
 議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算  
 議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計予算  
 議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第35号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
- 

○出席議員（14名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 渡辺英博君  | 2番  | 渡辺正道君 |
| 3番  | 高野匠美君  | 4番  | 渡辺高一君 |
| 5番  | 堀本典明君  | 6番  | 早川恒久君 |
| 7番  | 遠藤一善君  | 8番  | 安藤正純君 |
| 9番  | 宇佐神幸一君 | 10番 | 高野泰君  |
| 11番 | 黒澤英男君  | 12番 | 高橋実君  |
| 13番 | 渡辺三男君  | 14番 | 塚野芳美君 |

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

- |               |       |
|---------------|-------|
| 町長            | 宮本皓一君 |
| 副町長           | 高橋浩一君 |
| 副町長           | 滝沢一美君 |
| 教育長           | 石井賢一君 |
| 会計管理者         | 三瓶直人君 |
| 参事兼<br>総務課長   | 伏見克彦君 |
| 企画課長          | 林紀夫君  |
| 税務課長          | 小林元一君 |
| 健康福祉課長        | 植杉昭弘君 |
| 住民課長          | 斉藤一宏君 |
| 参事兼<br>生活環境課長 | 渡辺弘道君 |

産業振興課長兼 農業委員 事務局局長	猪	狩	力	君
復興推進課長	黒	沢	真也	君
復旧課長	三	瓶	清一	君
拠点整備課長	竹	原	信也	君
参事兼 郡山支所長	菅	野	利行	君
いわき支所長	三	瓶	雅弘	君
総務課課長補佐	遠	藤	博生	君
教育総務課兼 校長補佐係 課長	飯	塚	裕之	君

---

○事務局職員出席者

議事事務局局長	志	賀	智秀
議事事務局係長	大	和田	豊一
議事事務局主任	藤	田	志穂

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回富岡町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

4番 渡 辺 高 一 君

5番 堀 本 典 明 君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第27号 平成30年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長(伏見克彦君) おはようございます。それでは、議案第27号 平成30年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

平成30年度当初予算は、平成29年度に引き続き、第2次復興計画の基本理念と12の重点プロジェクト及び各種アクションプランに基づき、原子力災害からの復興・再生の加速化に必要な取り組みを着実に進めていくため、ふるさと富岡のさらなる生活環境に充実に向けた取り組み強化、ふるさと富岡の発展を支える産業と地域交流基盤の再生、町民一人一人の生活再建と心の復興に向けたつながり強化を3本の柱として重点的に予算配分を行いました。予算総額は、対前年比で41億5,980万1,000円、20.9%減の157億8,409万6,000円となり、帰還を目指し復旧・復興事業を加速したことで、ここ数年続いていました予算規模の拡大がひとまずとまったところでございます。歳出総額に対する財源につ



いては、歳入総額の36%を国、県支出金、町税及び各種交付金が30.9%、繰入金、その他が32.8%となっており、不足財源の補填については、財政調整基金の繰入金19億9,338万2,000円を計上し予算編成を行っております。

それでは、第1表、歳入歳出予算についてご説明いたします。3ページをお開き願います。初めに、歳入について申し上げます。第1款町税につきましては17億1,160万1,000円、前年度と比較しまして1億1,892万6,000円、率にして7.5%の増となっております。主な内容といたしましては、第1項町民税が7,802万3,000円の増、第2項固定資産税が2,287万8,000円の増、第4項町たばこ税が1,615万7,000円の増などとなっております。

第2款地方譲与税につきましては、第1項地方揮発油譲与税が196万6,000円の減、第2項自動車重量譲与税が160万円の増となり、前年度比較で36万6,000円、0.7%減の5,290万円となりました。

第3款利子割交付金につきましては14万1,000円、22.4%増の77万1,000円となりました。

第4款配当割交付金につきましては106万3,000円、38.8%減の167万7,000円となりました。

第5款株式譲渡所得割交付金につきましては6万3,000円増の50万4,000円となっております。

第6款地方消費税交付金につきましては1,523万1,000円、6.6%減の2億1,469万4,000円となっております。

第7款自動車取得税交付金につきましては233万8,000円、25.7%増の1,144万円となりました。

次に、3ページから4ページをごらんください。第8款地方特例交付金につきましては13万2,000円、4.4%増の314万8,000円となっております。

第9款地方交付税につきましては、見込みにより普通交付税2億8,123万6,000円、特別交付税5,636万9,000円、震災復興特別交付税25億4,000万円を計上し、総額では対前年度比1,670万6,000円、0.6%減の28億7,760万5,000円を計上しております。

第10款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度と増額の56万3,000円を計上しております。

第11款分担金及び負担金につきましては116万4,000円、9.1%増の1,397万2,000円となっております。

第12款使用料及び手数料につきましては、第1項では商業施設や町営住宅の施設使用料など4,475万6,000円を計上し、第2項では各種証明書等の交付手数料など793万円を計上したことにより、前年度と比較して52万6,000円、1%減の5,268万6,000円となりました。

第13款国庫支出金につきましては、対前年度比23億8,347万4,000円、33.3%減の47億6,764万3,000円となりました。減額の主な内容としましては、仮設住宅支援事業や生活支援バス運行事業等に係る被災者支援総合交付金9,658万9,000円の減、産業団地整備事業や認定こども園整備事業等に係る福島再生加速化交付金が9億1,134万2,000円の減、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2億618万4,000円の減額などとなっております。

第14款県支出金については1億3,274万円、15.9%増の9億6,676万3,000円となりました。主な内

容は、電源立地地域対策交付金（移出県分）で1億円の増、福島県避難解除等区域商業機能回復促進事業補助金1,504万8,000円の増、福島森林再生事業補助金3,410万円の増などに対し、福島県事業再開帰還促進事業交付金4,700万円、営農再開支援事業補助金3,941万6,000円の減額などとなっております。

次に、5ページをごらんください。第15款財産収入につきましては97万1,000円、7.9%増の1,328万3,000円となっております。

第16款寄附金につきましては、前年度計上しておりました再生可能エネルギー寄附金3,000万円が減となり、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金等それぞれにつきまして存目で計上をいたしております。

第17款繰入金については20億9,596万5,000円、30.4%減の48億912万7,000円となっております。主な内容といたしまして、福島再生加速化交付金基金繰入金の経産省、文科省及び農水省合わせまして9億7,853万9,000円の減、財源補填のための財政調整基金繰入金が7億……失礼しました、福島再生加速化交付金基金繰入金につきましては9億7,853万9,000円の増でございます。それから、財源不足補填のための財政調整基金繰入金が7億4,945万2,000円の増に対しまして、公共用施設維持運営基金繰入金3億6,000万円、復興交付金基金繰入金（国交省分）が7億5,483万6,000円の減、福島再生加速化交付金基金繰入金（国交省分）につきまして24億9,301万3,000円の減などとなっております。

第18款繰越金につきましては、前年度同額の5,000万円を計上しております。

第19款諸収入については、電源地域振興・みらいを創る市町村支援事業助成金1億円の増、中小企業基盤整備機構助成金、過年度分でございますが、1,000万円の増等により1億3,205万5,000円、133.8%増の2億3,071万4,000円を計上しております。

第20款町債につきましては、福島県災害援護資金貸付金500万円を計上しており、対前年比50%減となっております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページをお開き願います。第1款議会費につきましては、単身赴任手当72万円の増等によりまして、対前年度比較233万4,000円、2.1%増の1億1,144万9,000円となっております。

第2款総務費につきましては、前年度比で1億2,703万9,000円、4.3%増の31億516万円となりました。主な内容といたしましては、国庫支出金等の返還金2億6,655万4,000円、災害派遣人件費負担金4,500万円、双葉地方町村会負担金2,360万1,000円、町民コミュニティー支援システム改修委託料2,178万4,000円の増などに対しまして、電源立地地域対策交付金、公共用施設維持基金積立金1億2,298万5,000円、復興交付金基金積立金（農水省分）が5,375万8,000円、集会所維持工事費2,960万円の減等によるものでございます。

第3款民生費につきましては3億7,939万8,000円、16.9%増の26億2,603万8,000円となっております。主な内容といたしましては、認定こども園施設整備に係る事業費4億4,506万8,000円、子育て世

帯定住促進事業2,600万円の増等に対し、応急仮設住宅維持管理委託料3,202万9,000円、線量計等校正業務委託料2,790万8,000円、早期帰還移転補助金1,551万円の減などによるものでございます。

第4款衛生費については3億135万1,000円、38.3%減の4億8,551万3,000円となりました。主な内容といたしましては、河川水質検査、仮設トイレ、巡回清掃等に係る委託料2,604万7,000円、双葉地方広域市町村圏組合、じん芥処理負担金1,334万2,000円の増等に対し、保健センター機能回復工事2億687万2,000円、県立医療施設に係る造成工事費3,700万円、不快害虫駆除委託料3,137万4,000円の減などによるものでございます。

第5款労働費については、雇用対策事業費負担金として前年度同額の3,000円を計上しております。

次に、7ページをごらんください。第6款農林水産業費につきましては、前年度と比較して1,117万3,000円、0.6%増の18億1,331万6,000円となっております。主な内容といたしましては、有害鳥獣捕獲に係る実証委託料4,700万円の増、林業復興に係る全体計画の策定委託料3,410万円の増、築場復旧に係る委託料3,000万円の増などに対し、農地維持修繕工事費4,900万円、農業集落排水事業特別会計繰出金4,165万8,000円、営農再開支援事業補助金1,381万5,000円の減額等によるものでございます。

第7款商工費につきましては9億1,481万5,000円、39.5%減の13億9,944万1,000円となっております。主な内容といたしましては、富岡産業団地整備費6億6,112万9,000円、地域交流館整備に係る委託料1,000万円の増などに対しまして、産業団地整備に係る用地購入費10億7,225万5,000円、産業団地整備に係る測量設計委託4億3,500万円、事業再開帰還促進事業負担金1億円の減等によるものでございます。

第8款土木費につきましては38億9,298万5,000円、54.6%減の32億3,076万7,000円となっております。主な内容といたしましては、JR東日本への工事負担金6億9,049万6,000円、定住促進化対策住宅助成金1億2,600万円、河川整備工事費等1億3,649万3,000円、町営住宅被害調査に係る委託料307万2,000円の増等に対し、災害公営住宅購入費35億4,265万6,000円の減、防災集団移転事業に係る移転元土地購入費6億4,821万7,000円の減、同じく移転元土地購入費1億2,516万円の減額等によるものでございます。

第9款消防費につきましては1億980万1,000円、15.4%の増の8億2,489万5,000円となっております。主な内容といたしましては、合同消防頓所整備費として8,486万4,000円、防火防犯パトロール委託料5,504万9,000円の増等に対しまして、防災行政無線戸別受信機購入費2,381万8,000円、家庭用防犯カメラ設置事業補助金250万円の減額等によるものでございます。

7ページから8ページをごらんください。第10款教育費につきましては3億4,058万1,000円、23.9%増の17億6,807万2,000円となっております。主な内容といたしまして、富岡第一中学校施設整備に係る事業費1億775万円の増、アーカイブ施設に係る事業費2億513万5,000円、生涯スポーツ振興事業に係るさくらスポーツクラブへの運営補助金として2,638万3,000円の増等に対しまして、体育施設整備に係る工事費5,000万円及び体育施設に係る備品購入費4,707万5,000円の減、展示基本構想策定業

務委託料1,890万2,000円の減などによるものでございます。

第11款災害復旧費につきましては2,954万1,000円、12.2%増の2億7,191万2,000円となりました。主な内容といたしまして、漁港災害復旧事業費3,163万1,000円の増等に対し、道路橋梁施設災害復旧に係る測量設計委託料667万8,000円の減額等によるものでございます。

第12款公債費につきましては5,051万7,000円、27.6%減の1億3,252万9,000円となっております。内訳といたしましては、元金が4,874万3,000円の減額、利子が177万4,000円の減額となっております。

第13款諸支出金は、存目計上でございます。

第14款予備費につきましては、前年度同額の1,500万円を計上しております。

以上が平成30年度一般会計当初予算についての主な内容でございますが、主要な事務事業の詳細につきましては、平成30年度事業計画の概要をお手元に配付しておりますので、参考資料としてごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 28、29ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 40、41ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。以前全協でちょっとお話をお伺いしましたが、JRの新しい駅ということで負担金が出るということをお伺いしました。ほかの町村の動向とかそういった形の今の内容をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 他町の状況ということでございますが、他町におきましてもこのたびの負担金ということで当初予算に計上をし、議会に提出しておるという状況でございます。議会の中での進捗というところについては、まだ把握はしてございませんが、そういった状況でござい

ます。

○議長（塚野芳美君） 5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） 予算上計上されているというのは理解しておりますが、他町の状況を見ながら予算執行していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） この件につきましては、当然どこかの町村で否決というようなことになれば町村会の予算についても執行できないということになりますので、こちらは他町の状況をよく把握して執行してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、Jヴィレッジ近くに駅つくるということで、前に1回ちょっと質問した経緯ありますが、つくるつからないは別にしても、何の説明も聞いていないのです。執行部からもそういう詳しい説明が議会には多分まだないのかなと思うのですけれども、説明あってしかるべきかなと思うのですが、その辺のきちとした説明いただけませんか。

本来であれば、説明いただいてから予算にのってくるのかなと思うのですが、そういう状況なものですから、知っている中身でいいのですので、説明方お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 今回当初予算に計上して議案に提案するまでの経緯ということでご説明をさせていただきます。

昨年11月9日に町村会長から知事へJヴィレッジの「復興シンボル」中核拠点化に関する要望というものが提出されております。要望書の中身としましては、Jヴィレッジに国際大会やJ1リーグ公式戦が開催できる規格のスタジアムを整備してください。それから、交流人口の拡大、それから双葉地方の地域活性化に資する各種施設の新増設を行ってください。それからもう一点でございますが、Jヴィレッジの交通アクセスの強化ということで、JR常磐線の新駅を開設していただきたい。さらには、広野インター以北の4車線化というような内容の要望を行っております。

その後11月14日に町村会長、知事の連名でJR水戸支社長へ要望書を提出しております。こちらについては、新駅の設置ということでの要望でございます。

さらに、11月30日には、協議書の取り交わしが行われまして、12月22日に覚書、それから調査に関する協定書の締結というものが行われております。この覚書の中で概算の工事費というものが示され、さらには地元の負担割合やJR、県、それから地元の負担割合というようなことが締結をされているというところでございます。

1月に入りまして町村長会議で決定ということになりまして、総事業費概算で15億円、工事は30年度、31年度の2カ年で行う。それから、30年度事業費については約13億円、残りの2億について31年

度事業費というような内容の決定がされているということでございます。各町地元の負担分につきまして、各町で各町の負担ということもございまして、設置町である檜葉、広野については3分の1ずつの負担のうちの8割を設置町で、残りの2割分をその他の6町村で均等割と人口割というような形で負担するというような内容になってございます。

経過としては以上のようなところでございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます、詳しく説明いただきまして。

非常に情けないというか、町村長会でやっているものですから、我々の耳にほとんど入ってこないのです。広域圏あたりであれば、広域の議会ありますから、そういう部分で入ってくるのかなと思うのですが、ただ水戸支社の要望書とか検討、すり合わせした状況を詳しく説明いただきましたが、もう少し早く説明していただければよかったのかなと思うのです。よその議会の動向なんか見ますと、広野、檜葉もまだまとまっていないような状況があるみたいなのです。ただ、実際富岡にとっては、Jヴィレッジに駅できることはマイナスはないのかなと、ただ負担金多少出てきますので。よその町村が一番心配しているのは、これは一般財源で出さなくてはならないのではないのかという考え方が多いみたいなのです。だから、その辺を一般財源ではなくてまだ使える財源があるのかなと思うのです。例えば富岡だったら、エコテックのいただいたお金を補助金充当している事業でもそれを充当できるような話をしてもらおうとか大熊、双葉なんかもそういう話なのです。どういってお金で実際負担金が出てきたときに町としてはどのお金を当て込んでいるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 現在財源といたしましては、補助金等の財源がございませんので、一般財源ということで考えております。

議員おっしゃっておりますエコテックに係る基金、そこからというお話もございしますが、この基金の目的としてなかなかそこに直接充てるということはできませんので、その基金を目的に沿った一般財源を充当しなければならぬ事業に充てて、そしてそこから捻出した財源をもってこれに充てていきたいという考えを持っております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） いろいろ手法はあろうかと思うのですが、だからその辺の手法をちょっと見方を変えてくれても私はいいのかなと思うのです。わざわざわかりづらくして一般財源から出して、それで一般財源で今までやっていたものにそのエコテックあたりの補助金を回していくという、見づらいうり方しないで、県もその辺は本来少し考えてくれてもいいのかなと思うのです。本来であれば、こういう状況ですので、8カ町村の負担分5億円ですか、15億円の中の3分の1、5億円、この辺は本来は、前も言ったように、やっぱり県で何らかの形で考えてくれてもいい金額なのかなと思うのですが、県は5億円出すということですから、それは按分の考えに立っているのかもしれないけれども、

この有事の際ですからその辺も強く要望はするべきだと思うのです。最終的には、5番議員に答弁があったように、8カ町村が1町村でも否決になればこの予算は執行しませんよということなものですから、その辺は各町が足並みそろそろことは期待しておりますが、ぜひ予算的な面では強く県にも要望していただき、またエコテックとかそういう財源に関しては、今まで全協やら何やらで何回もやっている中で、私もそうだし、各議員も使い勝手のいいお金にしてくださいよということは強く要望していたのですけれども、全然取り入れてもらっていないというのが現状ですよね。その辺を強く今後要望していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 管理型処分場受け入れの際の地域振興に係る交付金でございますが、そちらの用途としては交流促進というようなこともございますので、町の交流促進に直接つながるものではございませんが、広くそういった捉え方ができるのかというようなことも企画課とも検討してまいりたいと考えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 町づくり活性化事業費の中の富岡町災害復興計画策定業務委託料2,000万と計上してあるのですけれども、簡単にその内容を説明してください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今回災害復興計画策定業務委託料につきましては、富岡駅前にぎわいづくりアクションプランの策定費用ということで計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。



○8番（安藤正純君） 2,000万円という金額だったものですから、例えば帰還困難区域の特定復興整備計画、こういったものもその中には含まれますか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 今回2,000万円ということで計上させていただいたものについては、帰還困難区域の計画ということには予定をしておりません。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 65ページの空き家・空き地バンクの事業委託の件でお聞きしますが、今町としても進めている事業だと思うのですが、この前所管の委員会でも定住政策で別課から出た説明をいただいたのですが、今回これについても十分かわってくる事業だと思いますので、今の空き地・空き家対策の現状はどうなっているかまず教えてください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 空き地・空き家バンクの運営状況と申しますか、現在の登録状況でございますが、現時点で101件の登録申請がございまして、うち26件ほど取り下げはございますが、申請に基づいて現地の調査をしているといったところでございます。現在8件ほどの利用申し込みはございますが、まだ契約、それから賃借等々の契約までに至っているということではございません。8件の利用申し込みがあって、利用者に物件を紹介しながら利用者がご検討をいただいているといった状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 9番、宇佐神幸一君。

○9番（宇佐神幸一君） 今の説明もそうなのですが、今回これから定住を進めるために一番町の中で考えていくと、空き地の保全管理というもの、これは前もお話ししたときに個人の所有地でありますので、町としては極端な政策はできないという形もいただいたのですが、これからはもしそれに変わるものがあるのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 残念なことながら、直接的に空き地を町が管理していくということは今のところ考えられない状況。さきの定例会等々のご質問でのお答えにもなりますが、やはり民有地については所有者が基本的には管理していくべきものだと思っております。

ただし、その際にもお答えしましたが、防犯であったり防火というところの観点から空き地であったり土地が荒れるということを防ぐための手だてということについてはしていかなければならないということでございますので、そのところについては状況、状態をしっかりと見きわめながら検討してまいりたいといったところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません、99ページの004の放射線管理のところの線量計校正業務委託なのですが、今年度の委員会の報告をちょっと見させていただいたのですが、使っている方が思いのほか少ないような気がするのですけれども、来年の見通しというか、ことしから見て来年どのぐらいの人がこれ使用していく状態なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 線量計の台数ということでございますが、今回当初予算に計上させてもらったのが約1,900台分ということで、前年は4,500台分ほど計上しておりました。これにつきましては、線量計はもう要らないから返すというそういった町民の方が多いということで理解しております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 住民が大分そういうストレスがなくなってきたのかなとは感じるのですけれども、今までそういう何年かつけてきた人が個人個人の情報というものは無理だと思うのですけれども、そういう中で全体として富岡町で実際生活していた中でどういう線量の状況だったのかという、健康管理も含めてなのですけれども、個人としてではなくて、大きなデータとしてそういうことをまとめてある程度出していくということは可能なのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） お答えいたします。

今までのデータの蓄積ということであれば、積算の線量計というものも貸し出ししておりますので、そちらのデータの取りまとめというものは可能かと思えます。そういった取りまとめを通じて町民の方に広く発信していくということが今後出てくるのかなと理解しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 107ページの環境衛生事業費の一番下のところ、生ごみ処理容器・処理機器設置補助金というものがあるのですけれども、どういう方にこの補助金が出ていくのかちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

この補助金の中身につきましては、予算計上させていただいたのは処理容器については5台分ということで計上。あと処理機機械一式についても補助金4万円ということで5台分を、補助率は2分の1ということで、これ震災前においてもそういう補助金実施しておりましたので、今回引き続き計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、どういう方を対象に。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 対象者は、ここで生活している方、町民対象で考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今町で生活しているというのが非常にはっきりしない状態で、町は住民票を町に避難先を戻す、住所が違うところに住まわれている方はそこに住民票を動かすというような形の方に出すという形でいくのか、それとも以前の町民が自宅周辺である程度住民票は正式に戻ってきていないのだけれども、自宅を使用しているという方々にも出すのかというそのこの区別をちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） この制度につきましては、町内で住民票ある方、町内で生活する中での環境を守るためにということの目的ありますので、町内という形で考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 当然町外ではだめなのですけれども、町内に設置するとき、住民課でちゃんと町に戻ってきましたよという住民票の登録をした方に限るのか、今住民票が富岡にあって富岡の自宅にまだ戻ってきたよとなっていない方でもいいのかということです。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長、ですから今変則ですから、居住届を出した町民、それからあと新町民とかその辺も細かく説明してください。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） 済みません。お答え申し上げます。

この件につきましては、新たな町民も含まれます。また、住民票届出していただく、居住届という形ではとっておりません。行ったり来たりして生活する方もいらっしゃいますので、あくまでも町内に行ったり来たりと、何泊はするかもしれませんが、町内で生活する方ということで住民票ある方という形で捉えております。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 補足させていただきます。

生ごみ処理機なものですから、今鳥獣被害もたくさんあります。そういう意味では、これを管理できる方ではないとこれらのものはなかなか補助金をいただいて設置したとしても管理ができないというようなことになろうかと思っておりますので、富岡町でお住まいになり、そして管理もきちっとできる方ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、町内に住民票を有する人であればいいのでしょうか。だから、いわきに住んでいて富岡町に住民票あれば補助金申請していわきで使ってもいいわけなのでしょう。だめなのですか、それは。それでは、居住届をして住んでいる人以外はだめだということだね。その辺ははっきりしてください。

今まではそういうもの。今特例ですからなっていますけれども、町内に住民票を有する者としかなくなっていませんでしたよね。いつ変えたのですか。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） この補助金については、基本的にはおっしゃるとおり住民票を有する方。ただ、この目的は、町内の環境、生ごみ処理をして環境を整備するものでありますので、町外に設置するものに対しては今のところ考えておりません。あくまでも町内で利用するというので考えております。居住届、住まなくても行ったり来たりした形で生活する方もいらっしゃいますので、そういう方はもちろん住民票あると思っておりますので、そういう方に対象と考えております。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 町長が答弁したことは理解できるのですけれども、今特例でいわきに住んだり郡山に住んだりしていますけれども、本来この補助金をつくったときには、町内に住民票を有する者とだけだと思うのです。それが内規で多分変えたのかなと思うのですが、内規でいつ変えたのですか。震災後変えたの。

〔何事か言う人あり〕

○13番（渡辺三男君） そうすると、今回変えるのですか。その辺ちょっともう一回お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（渡辺弘道君） お答え申し上げます。

補助金の要綱的なものは変えてございません。ただし、今こういう状況なのは十分理解していただけると思いますが、あくまでも町内に設置するという形で運用しているところです。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 本来であればそうするのであれば、委員会あたりで今こういう状況ですので、町内をきれいにすることですから町内に限りということにしますよという報告あればありがたかったのですが、説明はわかりました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、108、109ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） きのうちも減額出てきたのだけれども、営農再開支援事業補助金、これの内容。面積的にどのぐらい予定しているのか。仮に農業を再建するのに機械関係、農機具関係も含まれているのか。

あと農業復興対策事業費の整備委託料の内容詳細に、2,000万円の。

あと下に行って鳥獣被害防止云々の実証委託料。これ上にある有害鳥獣捕獲に伴った鳥獣の、今の状態だと広域に委託するようになるのかな。そこら辺の頭数だったり、この4,700万円に対してどのぐらいになっているの教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 1点目の営農再開支援事業補助金についてでございますが、こちらにつきましては除染終わった農地の保全管理ということで550ヘクタールを想定した中での保全管理ということでございます。

それから、2点目の整備委託料でございますが、こちらにつきましては一筆調査等を今現在行ったものをさらに集約化するためのデータを作成するための委託料でございます。

続きまして、こちらにつきましては、イノシシ等のモデル地区を選定させていただきまして、これ

は県からのモデル地区実証ということで、センサーカメラ、さらにはGPSを取りつけた行動範囲情報を集約して効果的な捕獲法を検討するための実証のためのその委託料ということでございます。先ほどご質問ありましたイノシシを運んでというようなものではございません。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） では、1番目のものだけ。この550ヘクタールで何回ぐらいどのようなことをするのかちょっと教えて。2番、3番はわかりました。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 保全管理につきましては、反当たり3万5,000円の予算の中で、田を3万5,000円の中で年間約3回除草または耕うんをするような保全管理というものでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 営農再開のところの試験栽培・実証栽培、あと栽培支援金というところがあるのですけれども、これを具体的にご説明ください。

それから、農園運営関係が3つほど出ておるのですけれども、この農園運営に関するところもうちょっと詳しく。どのような方向で進んでいくのかお聞かせください。

それから、鳥獣被害の実証委託のところで、今若干説明があったのですが、センサーカメラやGPSで捕獲方法を考えていくということなのですけれども、捕獲方法を考える以前に来ないようにしていくことも必要だと思うのですけれども、そういうことも含めて考えているのかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 1点目の試験栽培・実証栽培支援金でございますが、こちらにつきましては水稻やタマネギなどの作付を始めたときの支援補助金ということでございます。

それから、栽培支援金につきましては、小浜と下千里で行っていますワイン用ブドウ試験栽培、こちらに関する補助支援金でございます。

さらに、農業復興対策事業費の中の農園等の支援の関係でございますが、こちらにつきましては農業アクションプランに基づきまして、農業を通じた町民の交流の場、生きがいにつながるふれあい農園というようなものの支援補助メニューがございまして、そちらの被災者支援総合交付金を活用しました10分の10の補助でございますけれども、こちらに申請を行いまして採択を受ければ曲田周辺の高齢者の生きがい対策にもつながるとということで農園を作成し、貸し出し、交流の場をつくりたいとい

うものの事業でございます。

鳥獣関係でございます。こちらにつきましては、先ほども答弁させていただきました実証試験という位置づけになりますので、あくまでイノシシの行動範囲等またはセンサーカメラ等でイノシシの行動を把握してそれについて対策を講じていくというものの事業費になりますので、具体的な捕獲等につきましては今実施隊の皆さんにお願いしている箱わなによる捕獲ということをあわせて、あくまでも実証のそういった行動計画を把握するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） まず、試験栽培・実証試験で水稻とかタマネギを始める方へということだったのですけれども、こういう場合に支援金を出しますよという基準をもう少し詳しく。なるべくこういう人たちがふえていくということが大切だと思うのですが、その辺が農家の人はわかっているのかもしれないのですが、必ずしも今は農家の人だけでなくいろんな形で始めるという法人化の話とかそういうものもありますので、まずそういうものが始められるのにももう少し具体的にどういうときに出るのかということをお教えください。

それから、生きがづくりの農園をつくるということで、非常に土をいじるということはいいことだと思うのですが、どの辺の農地を予定しているのか。それもお聞かせください。

それから、鳥獣被害のイノシシの実証なのですが、捕獲をするという今考えに基づいているのですが、まず少なくともある程度人が帰ってきているところに近づけないということも必要かと思うのですが、そういうことに関する考え方、実証ということには至っていないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 1点目の試験栽培・実証栽培につきましては、あくまで前年度も水稻作付、それからタマネギについては、若干の面積ではございますが、これから拡大していくということでさらなる農家の参画を促すというものでございます。そういった場合の新たに農業を始めるに当たって資材等の補助を行っていくというもので、広がりを見せるための支援補助金でございます。

それから、農園につきましては、場所が確定しているかどこになるかということでございますが、あくまで曲田土地区画整理地内でそういった高齢者の方の行動範囲といいますか、なるべく近い範囲、今のところ想定していますものが栄町等にありますが公営団地周辺の農地ということで考えてございます。

それから、実証の委託につきましては、あくまで県からのこういった事業のメニューということで、あくまで捕獲という意味合いではなくて、これまでも過去にもGPSを取りつけてイノシシに首輪としてつけて行動範囲を把握するというのも過去にはやっておりますけれども、今回もあくまでセンサーカメラあるいはGPSを設置しまして、ある程度町内の中の過去に設置したような場所を除



く、ある程度イノシシが巣となっているのではないかという部分に設置を検討しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、116、117ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 118、119ページ。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 中ほどの震災後久しぶりに出てきた松くい虫、これはどこら辺を予定して、どんな内容になっているのかと下に行って林業復興の計画策定委託料の詳細、内容をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 松くいにつきましては、これまでも現場で道路に面しているところの隣接する松が松くいにやられて危険な場所というところを発見し対応してまいったところでもございます。今回につきましては3カ所を、これまでの実績を踏まえて3カ所程度を計上しているということでございますので、あらかじめこのことという考え方ではなくて、ある程度のこれまでの実績を踏まえた3カ所程度を予算計上させていただいているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、2点目の林業復興対策事業費の中の計画策定委託料、こちらにつきましては福島森林再生事業の10分の10の補助を活用しまして放射線等の影響もあるその森林の間伐、それから除伐を行いながら、さらには森林の中の道路、表土が流出しないような柵をつくって、そういった柵を設けるような事業がメニューがございますので、今年度はそちらの年次ごとの計画とさらにはある程度の場所の50ヘクタールほどの場所の同意取得などを含めました計画策定を計画しているものでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 松くい虫3カ所ということなのですが、それに伴って町道とか幹線道路の危険箇所のところはやってきているとは思っただけなのですが、この3カ所に限らず町有が関係した森林の部分、今国で森林除染やっていますよね、グリーンフィールド関係。国で全部松くい虫関係のやつをやってもらえるのだったらいいのだけれども、中途半端なものは手出していませんので、そこら辺事前に箇所を決めて国でやってもらおうと、もう。できないのであれば、この予算の中の3カ所を充当してやるとか。特にグリーンフィールドの周り特によく見てください。お願いしておきます。

あと森林は、今言ったように放射線量云々ということで、しっかりこれも確認しながらやってください。国でやらせるとしても、この予算の策定の中で事後にやってもやり残しがないような計画を立てるようにしてください。要望して終わります。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 議員ご指摘のとおり、現場の確認を怠らず事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、120、121ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページ。

1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） 123ページの商工業振興事業費の商工会運営補助金についてお尋ねします。

これ所管でございますが、政策的なことでございますので、質問させていただきます。

皆さんご存じのように、町の商工会というものは、平時でも、さらに今のような状況下において、一人でも多く帰っていただくあるいは事業再開していただくということでありまして、町の復興には非常に重要な組織だと私は認識しております。それで、今回780万円という補助金でございますが、私個人としてはもし必要であれば780万円と言わずもっとどんどん補助して育成してしかるべきだと考えております。

しかしながら、この780万円というものは税金でございますので、昨年4年間町のかじ取りを任せられました町長の意向が現在の商工会の執行部にスムーズに伝わり、円滑に運営できるような状況下にあるのかどうか、その1点だけお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 商工会補助金に関しまして、商工会活動そのものが今いわき市を中心とした事務所で事業を行ってございます。これまでも産業振興課としても事業の本所の置くべきところということも含めて検討会に意見を申し上げてまいりました。今後来年度事業に当たりましては、方向性としては検討会の意向を踏まえ、本所を富岡に構えるという意向を伺っているところでございます。なお、これは総会で決定されることではございますが、意向的にはそのようなお話を伺っているところでございます。

この補助金につきましても、これまでの経緯を踏まえて事業に合わせて予算計上させていただいているところですので、議員ご指摘がありましたこの金額にかかわらずもっと拡充すべきというご意見も踏まえ、事業に当たりましてはあくまで町と両輪ということで、商工事業者のさらなる発展のために産業振興課とあわせて商工会と事業推進に当たっていききたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今1番議員からありました商工会等の関係でございますが、その件につき

ましては商工会の事務局長を通じ、私からも今課長からありましたが、4月以降富岡町のさくらモールの事務所に戻ってくるということでの報告を受けていますし、今後とも商工会につきましては、体制的な問題もありますが、引き続き求めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） ただいま答弁いただきましたけれども、質問の争点からちょっとずれているような気がいたしまして、なかなか答えにくい部分もあると思いますが、それは答えなくて結構です。

ここで1点だけ確認したいのですが、30年度予算では780万円と計上してあること、これは当時ですが、これは私賛成しますけれども、この計上してあっても予算の執行に当たっては、なかなか答弁しにくいことも含めて、十分にいろんな角度から熟慮の上執行していただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 議員ご指摘のいろいろな角度からこの予算の執行については執行してほしいということでございますので、そのご意見を踏まえながら、十分検討させていただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） この問題に関しては、私も去年ですか一般質問でもちょっと言わせてもらった経緯ありますが、780万円の補助、多分この下、商工催事補助金とかも多分そうなのだと思うのだけれども、補助金の金額云々ではなくて、金額は本気になってやってくれば、こういう事象が起きた状況ですから金額幾ら上がっても別に私はいいのかなと思うのです。ただ、富岡町役場、町長筆頭にして、出先機関、国の機関とか銀行とかあらゆる機関にとにかく4月1日解除だと。解除した以上は、国の機関もいち早く戻ってくださいと。そうやってお願いしながらここ1年進んできたのかなと私は思うのです。それで、銀行でも国の機関、出先機関でも何でもほとんどもう戻ってきた状況にありますね。そういう中で、富岡町と本当に両輪のごとく走らなくてはならない商工会。商工会が全然建物つくって戻ってくる兆しがないと。いつになったら戻ってくるのだと。何のための商工会なのだ。富岡町商工会でしょう。いわきに本部を構えて富岡町の商工会のメンバーの人たちのいろいろお手伝いをしているからいいという問題では私はないのかなと思うのです。そういう中で、商工会と富岡町は全く両輪のごとく走らなくてはならない中で、何で戻ってこないところに手厚い補助金を出すのかということなのです。さくらモールの一室を借りて、今プレミアム商品券終わったからもう来ていないのかな、借りているだけで。プレミアム商品券のときには週3日来て町民のためにいろいろ手を尽くしてくれたと。非常にありがたかったのかなと思うのです。そういう中で、今さくらモールの中の事務所で事業を行っているのかどうか。それで、はっきりいつ戻ってくるのか。商工会会長は、

どういふ考えを町に伝えてきているのか。その辺知る限り教えていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今議員からいろいろと質問がありましたが、商工会とは昨年えびす講市とかいろいろな面でお手伝いをいただきまして、本当に両輪のごとくご協力をいただいているところがございます。事務所の機関の関係につきましては、会長と面と話したわけではございませんが、事務局長を通じことしの春には帰町するというので、その中にも何で富岡町商工会だろうということいろいろお話はさせていただきましたが、商工会会員の賠償の問題と申しますか、申告の問題と申しますか、そういうものも抱えているので、29年度についてはというようなことがありまして、ぜひ30年の4月からはこちらに来て業務を再開ということをお願いしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。

今答弁でもあった賠償の問題やいろいろ富岡町商工会のメンバーの人たちの手足になっていろいろやってくれているのだと思ひます。そのやること自体が富岡町に戻ってきてやるのといわき市でやるのでは全然違うのです。やっぱり富岡町に戻ってきてやることによって商工会加入メンバーが富岡町の状況を見ると。そういう中で見て、ああ、ここまで進んだのか、では俺も帰る準備しようかとかと。そう一つの心が私は動いていくのかなと思ひます。そういう心なしの人たちが商工会会長だとか役員やってもらったのでは困るのです。

富岡町商工会というものは、富岡町でやっている商工会ですから、本来は。ただ、今特例で方々に散らばっていますけれども、それで結局は富岡町に今戻ってきて本気になってやっている人たちにはほとんど目が行っていないという状況なのかなと思ひます。だから、私は商工会のどうだこうだ言う立場にはないですけれども、町、町民の貴重な税金が入っていく団体である以上は、町からも強く言ってもらわないと。その辺をぜひお願いします。

○議長（塚野芳美君） 滝沢副町長。

○副町長（滝沢一美君） 今ありましたように、町に戻ってきて業務を再開するというのがあるべき姿だと思ひますので、その辺私からも重々お話をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 123ページ、商工振興費の委託料のところでは5,500万円上がっているのですが、これはプレミアム商品券だと思ひますけれども、昨年度プレミアム商品券全部予算を使い切ることではできなかったわけですが、有効に活用する人もたくさんいたのかなと思ひますが、昨年度の反省を踏まえて今年度はどういふ方法でやっていこうとしているのか。それから、いつごろから

始めるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 委託料につきましては、プレミアム商品券に関して今年度につきましては7,834セット販売することができまして、多くの方にご利用いただいたところです。来年度につきましても、県に対する事業申請が終わりまして認められている状況でございます。なお、販売数につきましては、ことし7,834セットでございましたので、1万セットを想定した販売に向けて進んでいきたいと考えてございます。

なお、販売につきましては、先ほど来ありました商工会がというお話ございましたけれども、今年度もまた、次年度につきましてもその販売に当たりましては、委託会社等を通じて販売するわけでございますけれども、販売に当たりましてはこれまで週3回の販売ということ、さらには当初はある程度の通した中での店舗での販売を行いましたけれども、そういった販売効果が上がるような取り組みの仕方につきましては、より多くの販売機関を設けたり、販売の仕方につきましても熟慮しながら進めていきたいと考えてございます。

なお、なるべく昨年は残った部分がありましたけれども、次年度につきましても早期完売ということで目指してまいりたいと思いますので、議員の皆様にもよろしくお願ひしたいと思います。

時期につきましては、昨年が8月の3日でございます。今年度につきましても、補助申請があつて作成してということになりますので、その8月3日よりも早目に販売することで進めていきたいと思ひます。具体的な何月ということではございせんけれども、昨年の8月3日よりも早目に販売にこぎつけたいと考えてございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 昨年度プレミアム商品券こつこつ、こつこつ使つていきますと、大きいものをどんと買えばいいのですが、本来富岡町の中でいろいろ消費してもらつてということが大きな目的の一つでもありますので、やはり期間は長いほうがよろしいかと思ひます。8月で、今回は皆さん使うほうもなれてるので、早目に早目にとつて、期間が長ければそれだけ利用してくれる人も多くなつてくるのかなということがあります。昨年度も後半に来てもう使えないのなどと言う方も、少数ではありますけれどもそういう人もいらつたので、なるべくPRをして。

それから、販売なのですが、集中販売ということで販売してはいたのですが、なかなか昨年度は週何日かしか、富岡でしか販売できないということであるのですが、今さきにもありましたが、商工会も先日の理事会で富岡に新年度早い時期に戻つてくるような方向で進んでいるということ話があつたわけですが、やはり毎日きちつと買えるような体制をとつていただきたいと思ひます。毎日というのは全てとは言えませんが、土曜日とか日曜日に町に来られる方も含めて買えるような体制が整えられないのかなと思ひます。その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） プレミアム商品券につきましては、なるべく早く販売を目指すということで昨年8月3日より前倒しということで検討してございますが、なおさらに販売に向けては毎日販売ということも確かに効果的なものでございますので、平日につきましてはそのような販売をとっていきたいと考えています。なお、土日につきましては、前半の最初の売り出しのときにある程度土日も含めた形の10日間なりずっと通した形での販売を最初に実施して、それ以降につきましては状況を見ながらもう一段そういった販売の仕方、さらにはあとは各種イベント等も実際に開催してことし行いましたが、そういったところでの販売もイベントに合わせて来場された方が富岡町内で買えて、しかも使えるというそういった場面をつくりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 課長、あと販売期間長くという話がありましたけれども、ことし29年度は6カ月でしたか、それを長くということも可能なのかも含めて。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 済みません。販売期間というものは、あくまで12月の末まででことし実施させていただきました。それまでの間は販売ができて、使えるのが1月の末ということでございましたが、販売する窓口の設置につきましては、先ほど答弁させていただいた店舗での販売並びに土日あるいはイベントというようなそういった形での販売ということでご説明させていただきました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 11時40分まで休議いたします。

休 議 （午前11時24分）

---

再 開 （午前11時35分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 126、127ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。上段の前ページからの引き継ぎのところなのですが、桜まつり事業なのですが、日にちはメイン日等々出てきているのですが、具体的に桜まつり事業今年度どうなっていくのでしょうか。内容の説明をお願いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 今回の桜まつりにつきましては、実行委員会

で骨子を検討していただいて、プロポーザルによって事業者が決定したところでございますが、その内容につきましては昨年復興の集いの中での桜ということでやらせていただきましたが、富岡第二中学校のグラウンドを使いまして、イベント的には富岡の出身者の芸能関係の方等にそういったイベントをやっていただくのとあわせてあくまで町民の皆さんが桜をめぐるということでございますので、ある意味昔でいう座るシートを持ち寄って中学校のグラウンドの芝生のところに敷いていただいた、座っていただいた中での観桜というような形で、これまでの前回のような大きなテント立ててということでの催しではなくなっております。

なお、あとはイベントの中身につきましては、今イベント会社さんとの調整の中でさらなる議論を重ねて決まっていくものでございますので、あくまでイベントと桜の、あとは足湯とかそういったものについてはほぼ決まっているのですが、中身につきましては若干細部がありますので、これから決まるという部分もでございます。大きくはそのような流れでございます。

あとは長年やってまいりましたよさこいにつきましては、チーム数をこれまで昨年よりはふやす形で300メートル区間の歩行者天国となったところに2つに分かれながらよさこいの踊りを実施するというところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 委員会が違いますので、日程等も言えるでしょう。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 4月の15日にイベントを開催しまして、15日につきましても歩行者天国という形で、イベントはありませんけれども、簡易的なものということ。失礼しました、14、15でございます。失礼いたしました。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 今歩行者天国の話もあつたのですけれども、昨年度はライトアップ等もやっていたと思うのですけれども、ライトアップことしもあるような話では聞いているのですけれども、ライトアップの期間とあと歩行者天国というか通行どめにして歩ける日にちというのは、ただいまの話ですと1日のよう、15日の日曜日のような話だったのですけれども、歩行者天国の日数がふえるということはないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 歩行者天国につきましては、あくまで規制する関係もありますので、イベント日と合わせて2日間ということでございます。さらには、ライトアップにつきましては、町がライトを貸し出した富岡プラスにライトアップを実施していただくということで、日数につきましては、ある程度の期間を設けているということではございますが、ちょっと失念しておりまして、イベントに合わせてその前後ライトアップするというところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） ライトアップに関しては、富岡プラスの事業ということなのでしょうけれども、ことしのさくらの開花状況とか出てきたわけですしけれども、桜の状況によってライトアップの期間というものは変わってこようかと思うのですけれども、その辺は柔軟に対応できる予算とか委託になっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） ライトアップにつきましては、ある程度固定でつけますが、昨年も桜がもったということで延ばしてやったという実績がございますので、その辺については臨機応変に対応できるかというように考えてございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 同じく桜まつり事業についてなのですが、この桜まつりは震災前から町の一大事業ということだったのですが、今委託されているということではあるのですが、補助事業として国、県から補助が出るかと思うのですが、今後長い目で見て、今までは観光協会が主体となって祭りをやっていたわけですしけれども、今後については補助が出る限りは委託してやるのかもしくは観光協会を復活してやるのか、その辺今後の展望をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） イベントにつきましては、あくまでできるだけ町の持ち出しを少なくするというような観点で、補助が活用できるということであれば補助を活用してまいりたいと考えてございます。

なお、祭りイベントについては、これまで観光協会が大きな役割を果たしてきたということでございます。今現時点におきましては、停止中でございますので、これまでも観光協会が今後の観光部門を担うために再開ということでご意見いただいておりますが、今現在は休止になってからある程度年数がたっている関係もありまして、その会員の方々等の意見を確認しながら再開に向けてという形、段取りになろうかと思っております。

なお、今現時点におきましては、富岡プラスにその役を担っていただいているところもございまして、次年度はこれまでの実施していなかったお祭りも復活するということもあります。そういった部分も踏まえて、これまで観光協会が間に入って実施してまいりましたので、その観光協会の必要性については十分認識しているところでございますので、今後その再開の時期等についてはまた熟慮していきたいと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。

やはり観光協会が主体となっていたわけですから、当然町としては観光協会を復活させたいという



のはあるのですが、現実的にもう今までの会員、理事もばらばらになってしまって再開するの非常に困難だと私は思っているのですけれども、時期的に解除して1年たったわけですから、現実的にその辺は動いていって本当に再開するのか、廃止するのか、その辺までできれば来年度中ぐらいに決めるべきだと思うのですけれども、それによって桜まつりをどうやっていくかということも考えていかななくてはいけないと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（猪狩 力君） 議員ご指摘いただきましたいろんな各種イベント等の下支えをしていました観光協会、事業再開等もある意味会員の皆さんが事業者ということがあったり、ゆかりのある方だったりという会員でございました。これまでも書面でいろいろな相談を過去にしてきたところがございますが、なかなかその間があいてしまっていることもあります。そういった部分も踏まえて、ある程度のいつまでもということではなくて、会員の方にそういった意向も踏まえながら、確認作業を行いながらそういった方向性を出していきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） なかなか難しいところはあると思うのですが、先ほど課長から富岡プラスにもちょっとやっていただきたいというお話もありましたが、今現時点で観光協会にかわる役割としては、富岡プラスも十分機能していけるのではないかと思います。ただ今の現状では富岡プラスの職員数も大した人数もないということで、なかなか機能できていない状況だと思うのですが、富岡プラスをもう少し活性化させるために何か来年度動きがあるのかどうか最後にお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 富岡プラスの設立目的としまして、町と人のつながりを確保する、プラスする事業ということを1つ柱として事業をされている。その中で、各種イベント事業を主体となっているものもあれば側面支援をするといったかかわり方を持っている。観光協会が再開されるまでの間当面やはり富岡プラスにはご活躍いただいて同様の役割を担っていただきたいとは思っているところがございますが、議員ご意見の中であったように、そろそろ本来的な役割を担うべきところの再開もしくはまた別な考え方で設立であったりというところは必要なのだろう。そういう観点から先ほど産業振興課長についてはしっかりと検討してまいるという回答になったと思えます。

来年度富岡プラスについての事業でございますが、まだ会社の社員総会、それから理事会等々事業の決定はなされていないものの、昨年同様な事業を展開していくとは聞いております。その中で町といたしましては、富岡プラスに運営補助金を昨年同様額今回も予算に計上しておりますが、運営補助金で事業応援をしていたり、それから事務局職員を復興支援員の形でお雇いいただくための支援というような形もしているところがございます。当面は、このような支援を続けながら、会社の理事、それから社員の皆様でしっかりと今後の事業展開を考えていただきたい。我々も会社に適宜ご意見申し

上げたり、それから相談に乗ったりというところで側面支援はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。

きのう補正予算でもちょっとお伺いしました。河川整備費で本年度用地の関係で事業ができなかったということで同じような額計上されていると思うのですが、やはり大きな川ではなくても今自然災害が非常に多い状況の中で河川整備必要なものは必要です。ある程度スピード感持ってやっていかなければいけないと思うのですが、本年度はめどが立っているのかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 河川整備でございますけれども、これは3排水路、大作、大膳町、蛇谷須ということで、今年度におきまして事業の説明をそれぞれ個別に行っているところでございまして、おおむね了解を得ているところであります。それで、次年度につきましては、これに基づき用地測量を行い、用地買収に入って整備までという考えでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、132、133ページ。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 済みません。蛇谷須特環のことでちょっとお聞きしたいのですが、ほかの公共下水関係、農業集落排水関係は、順調と言えれば順調なのですが、使用量が昨年度よりも見込みが出てきているわけですが、蛇谷須に関しましては使用開始がなかなかないようなわけですが、何か方策を立てていかないと、維持費だけで使用が非常に少ない状態が続いているわけですが、その辺に関して、ここでの質問ではないのかもしれないのですが、蛇谷須の維持管理に関しては今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 蛇谷須につきましては、現在ですと使用再開14件ほどとなっております。蛇谷須につきましても、前年度までに災害復旧で復旧を行っているところもございしますので、当面状況を把握しながら維持管理をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 蛇谷須地区特定環境保全下水道以外町が管理する公共物の維持管理につきましても、使用状態が上がらないにしても、例えば下水道なんかであれば運転をすれば使用実態がなくても維持管理はかかっていくといった状況があります。そういった観点でちょっと見守っていく必要ありますねという回答だったのですが、町といたしましては、先ほど来から特定廃棄物に係る交付金というお話も先ほど出ておりましたが、生活環境の維持という観点からその交付金は活用できますので、そういうものを当て込みながら、それから徐々に使用水量が上がってくるといったところを待っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 中段に震災による就園・就学補助で4,600万円を計上してありますけれども、この震災による子供の対象の人数はどれくらいがいて、どういう内容のものを計画しているか、その辺詳しく教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） ただいまのご質問でございますが、まずこちらの就園・就学補助につきましては、震災前であれば要保護ですとかそういった方を対象に行っていた補助事業でございます。ただ、震災以降につきましては、いずれも生活が避難生活ということで、二重、三重にもなると。経済的負担が大きいということで、被災者全体にその適用を見ているところでございます。現在対象者は、あくまで申請主義にはなってしまうのですけれども、対象者は毎年900名程度いる状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐、ですから中にどのような、保育料とかなんとかと中身あるでしょう。中身まで含めてご説明してください。

教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 失礼いたしました。中身につきましては、要保護の中身と同じでございます、例えば学校で言えば入学の準備に関するもの、それから学用品に関するもの、給食費などもそうでございますし、それからあとは校外活動や修学旅行なども費目としては対象でございます。

また、就園につきましては、保育料等が対象でございます、延長保育にも対応しているところでございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） このネーミングが震災により避難した児童生徒に対してと書かれているものですから、例えばもう避難指示が解除して富岡に戻ってこられる子供ももう避難は解除したのだけでも該当するという考え方でよろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 来年度につきましては、解除後ではありますけれども、震災当時の被災者という枠であれば富岡町内に戻られても避難先で生活を続けられても対象となっております。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） 今ほど被災における就園・就学補助ということの説明ありましたけれども、富岡町内での学校再開に当たり、今実施したいと考えておりますのは、被災にかかわらず富岡町内で学ぶ子供たちについては同等の補助をしていきたいと考えております。

それは、今ほど説明しましたように、入学に関するもの、あとは学用品、給食費、校外活動、修学旅行等も含めて、3.11時点で富岡に住所を有していなくても今回富岡で学ぶ子供にはそのような補助をしていきたいと考えています。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長、保育料の部分はそちらの所管でしょうから、その分の……。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） では、私から未就学児の保育料についてお話ししたいと思います。まず、富岡の住民票を持たれている方が富岡町内でお住まいになっている方の保育料につきましては、申請主義になってしまいますが、申請することでその保育料については金額のご負担を町でさせていただいているような状況でございます。

あと富岡町内に戻られている方、郡山のとみたさくらの保育所にいる方につきましては、保育料に

については全額免除ということで、お菓子代だけをいただいている状況でございます。来年度は、富岡第一中学校で一時預かりをするわけですけれども、こちらについても保育料という形はとらずにお菓子の料金だけを取らせていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、今町民という話がありましたけれども、それは新たな町民も含まますよね。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 新たに富岡町内に住民票を移されて一時預かりをされる方、あとは31年4月以降認定こども園等に通われる方につきましては、保育料は免除という形で今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 学校の子供もあと要支援の子供もどちらも申請主義という今回答ありましたので、その該当する子供にはこういうものが免除になりますよと、そういう案内はきっちり出してください。

お願いします。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） ありがとうございます。

そういった周知につきましては、徹底してやっていきたいと思っております。現在行っておりますのは、広報等による周知、それからダイレクトメール、直接対象者の方には通知をしているところでございますので、以降においてもできる限りそういった制度を利用いただけるような案内はしてまいりたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） 児童につきましても、広報等を活用しながら、なるべくいろんな媒体を使いながら周知をしてまいりたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、144、145ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 146、147ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 148、149ページ。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと1点聞きます。

001のウォーターサーバー賃借料155万6,000円ですか、これ多分ウォーターサーバーとは水とかお湯出てくるものなのかなと思うのですが、多分それだったらどういう使い方をするのかちょっと教えてください。例えば職員室だけ置きますよとか子供も全部それで水飲んだりするのだよとかと。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） お答えいたします。

ウォーターサーバーにつきましては、設置箇所を2カ所と予定してございます。それは、南校舎1階、2階にそれぞれ多目的ホールというものがございます。場所はそちらになります。そちらの設置理由としましては、今回改修工事によりまして、従前はトイレの前に手洗い場、水飲み場があったのですけれども、そちらが今後はございまして、多目的ホールにその水道の蛇口が集中しております。そういった場所に設置するのが適しているということでそちらの設置箇所を選定してございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。私心配したのは、放射能物質が心配だから置くのかなと思って心配したのですけれども、そういう含みがあるとすれば私はまずいのかなと思うのです。水道の蛇口がなくなったというのは、何で改修工事でつけなかったのですか。これだけの予算ですので、総体的な予算からいけば150万何がしですから本当に小さな数字かなと思うのですが、これからずっと続く問題でもあるし、放射能の水道水源にそういう心配があるととられたのでは、私はちょっとまずいかなと思って。何で今回水道蛇口を撤去してそこにつけなかったのですか。その辺の理由、改修した意味何にもなくなってしまうと思うのですが。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 先ほどの説明不十分で申しわけございませんでした。水道の蛇口を撤去したというのは、トイレの様式といいますか間取りというか、全て改修をした関係で以前あったところにもとのように水道の蛇口を設置することができず、そのかわりに多目的ホールにそれぞれ蛇口を集中させて設置したということでございました。済みません、伝わらなくて。

それから、ウォーターサーバーにつきましては、現在こちらのサーバーを利用している世帯もかなりふえているということもございまして、そういった方々に配慮しての設置といたしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） ちょっと待ってください。教育総務課長補佐だけではないのですけれども、質問と答弁が若干ずれているのです。ですから、今の場合もウォーターサーバーの件、結局水道水に放射能が含まれている可能性があるからと誤解されるのがまずいので、だからその辺このウォーターサーバー置くことに対してのどのような話をするのだと。誤解されるとまずいよということを言っ

ているわけですから、その点について説明ください。

教育長。

○教育長（石井賢一君） ウォーターサーバーの件についてお答えします。

水道設置をした時点で今現在水道の水質検査等を実施しまして、今のところ何の問題もなく未検出ではあります。ただ、安心をさらに担保する意味でウォーターサーバーを設置いたしました。それについては、先ほど課長補佐が言いましたように、家庭の中でそういう仕組みをとっていらっしゃる家庭もあるということなので、水道の水も飲みますし、こちらも飲めるという体制をとっていきたいと考えておりました。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっとそれは、私は通らないのかなと思うのです。まずは、今まで水道蛇口あったところがトイレの改修によって蛇口つけられなくなったと、そういう理由で最初はウォーターサーバーをその近くに設けたよということだったのですけれども、今だんだん中身が変わってきていますよね。やっぱり不安解消のためにつけたということになってきていますので、水道の蛇口に関しては、つけられなくなったら莫大な金額で改修工事やったわけですから、当然違うところに設けるべきだったと思うし、蛇口に関しては。あとサーバーに関しては、そういう不安解消のためということであれば、富岡町帰ってこれないでしょう、水飲めないのだもの。水飲んでいたらあくまでも不安が出てくるのだもの。そういう意向父兄から出たのですか。出たとすれば、やっぱり問題解消のためにきちっと話す場があってしかるべきだったと思うのですが、ちょっとそれは問題私はないのかなと思うのですが、どういう考えですか。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

○教育長（石井賢一君） この件について、保護者会等実施しまして、今までのところ保護者会の中では放射線に対する質問は一件もございませんでした。

ちょっと補足しますと、一番の問題は通学の問題、あと放課後児童クラブでの実施がどうかという問題の質問ありましたけれども、放射線に対しての質問はございません。ただ、私たちは、より放射線に対する不安を解消したいという思いがあったものですから、校舎内及び表側のアスファルト等も含めて、今フェンスの張りかえもしておりますし、できるだけ線量に対する不安をなくしたいという思いでこのサーバーも設置したいと考えたところであります。

○議長（塚野芳美君） 蛇口の件は。

教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 蛇口の件でございますが、済みません、言葉を変えて申し上げますと、前は各トイレの前であったものを集中して移設したということで多目的ホールに移したところでございますが、済みません、なくしたということで伝わっているようでしたら大変私の説明が悪かったと思います。移設ということで、蛇口をなくしたということではございませ

んでした。

○議長（塚野芳美君） 課長補佐、トイレと多目的ホール、今度ホールに設けた蛇口の位置関係というものは近いのですか。

総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） 位置関係、距離にすれば近いと認識してございます。さすがに以前は本当にトイレ出ですぐのところでしたので、従来よりは歩く距離は出てまいります。長い距離ではないと認識しております。

○議長（塚野芳美君） では、一言でなくてもう一度だけ。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） そういうことではなくて、一番最初にトイレの前にあった蛇口が多目的広場に全部移して近くになくなったからウォーターサーバーをつけますよと言ったのです。それで、その蛇口がなくなったために不便を期するのであれば、なぜ改修工事のときにつけられる場所につけなかったのですかということなのです。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐、ですからちょっとお互い話がかみ合っていないのです。手洗いの水道、それはですから多目的ホールに設けたと。水は、さらに安心感を与えるために設置したのだと。そこを説明しないと。今の質問ですと、トイレの近くにあった水道の蛇口をなくしたから、だからウォーターサーバーを設けたとちょっと誤解されたふうに伝わっていますので、その辺よく丁寧に話してみてください。

教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） まず、蛇口の性質と申しますか、使用用途につきましては、従前手を洗いますとともに飲料水としても使っておりました。場所は移設となつてしまいましたけれども、そちらも使い道、用途は同じでございます。手洗いプラス飲み水、飲料水としても使うということで、使用の用途としては全く同じでございます。それに加えてさらにウォーターサーバー部分を増設したという意味合いになるかと思えます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 済みません、今の関連でちょっと1つお聞きしたいのですけれども、ウォーターサーバーという機械はお水だけ、今ウォーターサーバーはお湯も出ますよね。そういう観点で取り扱いもどうなのですか。お湯が出ないものなのかお湯も一緒にあるのか。やっぱり1年生とか小さい子がいるので、その辺の管理を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼学校管理係長（飯塚裕之君） そういった機種があるのは存じ上げておりますので、来年度導入に当たりましてはより学校にふさわしいような機種を選定してまいりたいと思



ます。

○議長（塚野芳美君） 補佐、ちょっとそれでは話が確定できないから、ですからどちらを置くぐらいのこと、教育長とあなた相談しても何しても、例えば水だけのものにするとかお湯も出るのも設置しよう。では、そのお湯の対策はどうだと。もう少し丁寧に説明してほしいのですけれども、もし相談する時間が要るならば。

教育長。

○教育長（石井賢一君） この件についてお答えします。

高野議員が懸念されることは十分わかりますので、我々としては水だけに限定していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、午後1時まで休議いたします。

休 議 （午後 零時10分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

それでは、午前に引き続きまして項別審査を継続いたします。

150、151ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 154、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 156、157ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 158、159ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 160、161ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 162、163ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 164、165ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 166、167ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 168、169ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 170、171ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 172、173ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 174、175ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 176、177ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 178、179ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 180ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） では、今国で富岡川の旧今村病院の前の左岸、北側の通り除染やっていると思うのですけれども、あわせて右岸の南側、あそこの位置づけ多分河川公園になっていると思うのです。そこら辺の河川公園もしっかり考えて、県でやるとも町でやるとも、数年前からこのぼりなんかも横断的に吹き流しみたいなことやったりしていると思うのですけれども、そこら辺も今後考えていくべきだと思うのですけれども、その点とあと町が管理する道路、町道でも農道でも、青い部分の草を刈る時期と防火面の枯れてからの刈り取り、あわせて単独事業費になるとも補助事業になるとも常にきれいな状態で安全、安心な状態で保つようなこと各課所管課で考えてもらいたいということとあと町営住宅の137ページだけに住宅補償費と何か出ていたのだけれども、あえて聞かなかったのだけれども、復興住宅もう整備は終わっているのはわかるのですけれども、これから他町村で住んでいる人が富岡に住民票を持ってきて、富岡で住んで富岡の仕事をしたとしても、今の状態では復興住宅には入れないと思うのです。あと民間で今新築物件かなりつくってきているとは思っているのですけれども、結構家賃が高いのです。だから、今の町営住宅でリフォームして安価で提供できる町営住宅の整備とか来年度あたりからは考えてはいるのでしょうかけれども、これもあわせて早急に手だてして定住人口につながるような方策を順次とっていかないと余計におくれてくるのかなと懸念されるところが

多大に見受けられるのですけれども、各現課長が今後の富岡町のあり方をどう考えているのかちょっとお聞かせ願います。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 1点目の富岡川の今村病院の北側の件でございますが、こちら震災前も河川公園的な位置づけをして多くの町民の方が利用していたというところでそういう位置づけになっておりまして、現在環境省において除染を少しずつではありますが進めておるところでございます。その範囲について、なるべくこういうところは利用形態が今後も考えられるからということで協議を重ねまして除染の範囲を今後広げていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 町道と農道の除草でございますけれども、この件につきましては草の刈る時期が限定されるというか夏前にとか青いうちに町道、農道に関してはやっているところでありますけれども、これは防火帯とは事業メニューがちょっと違いますので、ちょっと合わせることはできないものと考えております。

なお、防火帯もなるべく早く刈る時期に適したところをやっていきたいと考えますので、よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 町営住宅の整備についてでございます。災害公営住宅については、ご存じのように震災当時の町民が入居できるということでございまして、現在空きはございますが、そういった方たちが戻りたいというときのためにある程度の戸数を確保しておかなければならないというような状況でございます。

一方、町営住宅につきましても、王塚の第2、第3を除きましては解体というような方針を示しておりまして、ご質問にありました新たに富岡にお住まいになるという方の住宅建設につきましても、動向の調査等も行いながら整備計画を策定して必要戸数をはじき出して整備というような方向になっていこうかと思いますが、現在のところ本年度予算には調査費等上げてはございませんでしたが、検討してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 町が管理する道路ののり面関係は大体わかりますけれども、年間を通して常にきれいな状態で持っていけるように計画的にいろんな補助的なお金を考えて、なるべく町持ち出しは少ない状態で常に年間を通じてきれいな状態を保てるようなことを考えてください。

それと河川公園、南側もよく見てみるとベンチあるのです、ベンチ。だから、北側だけが位置づけされているという答弁ですけれども、南側にもありますので、この際ですから右岸、左岸の北、南も合わせて考えて、北側の左岸だけきれいで南側の右岸は草ぼうぼうでというのも格好悪いでしょう。

しかも、剥ぎ取りなんかしないでただ草刈っただけでは、放射能の数値は仮に下がっていたとしても、強さをあらわすベクレルであれば多分に厚労省管轄の数値逸脱していると思いますから、そこら辺もあわせて多分わかっているとは思うのですけれども、もししっかりしたデータを持って、わかっているのなら早急に調べて実際どうなっているのだから。その点から環境省にきれいな除染の話を持ち込んでください。

それと町営住宅、今現在復興住宅でいろいろ取りかかって大変だったでしょうけれども、やはり町営住宅もできるところから、来年からと言わず、そういう人も中にいますので、せっかく富岡町と考えている人がいるのであれば、大々的に大がかりな住宅でなくても、できるところから整備かけて受け入れ態勢とれるようにやってもらいたいのですけれども、どうですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 道路ののり面でございますけれども、これは防火、景観上というところもございまして、常にきれいになるような形には管理してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 今村病院近辺の河川につきましては、線量の高い部分というものの剥ぎ取りをして、さらにそこに覆土をしてという除染を行っております、全体的に線量がどうなっているのかというのをきちんと把握いたしまして除染やっていただくように環境省に申し入れしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 課長、右岸の部分、あえて右岸の部分も整備すべきだという話をしていますので。

復興推進課長。

○復興推進課長（黒沢真也君） 大変失礼いたしました。右岸につきましても、一体的な扱いということで除染、線量の高い部分についての剥ぎ取り等行っていただくように環境省に申し入れをしたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○参事兼総務課長（伏見克彦君） 町営住宅につきましては、今ほどございましたように、調査をして必要戸数等もしっかりとはじき出しながら整備計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 産業団地の進捗状況ちょっと教えてください。四倉の工業団地に行っている企業さんがどれくらい戻る予定であるかとあと新規で富岡に進出したいという進捗がありましたらばお答えできる範囲でお願いします。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、産業団地の進捗状況、整備事業の進捗状況ということでございますが、今年度におきましては事業用地の取得ということを中心にやってまいりました。あわせて造成工事等々の詳細設計を行ったところございまして、用地取得につきましては予定面積に対して約90%程度の取得ができています。残り10%、それから支障物件等々の整理につきましては、平成30年度上半期において行ってまいりたいと考えております。来年度上半期においては、都市計画法に基づく開発許可をいただくべく申請の準備を進めているところございまして、上半期中には申請をしてまいりたい。来年度下半期においては、まず必要な施設整備、雨水調整池であったり進入路であったりというところの工事を進めてまいりたいと考えているところございまして。

後段の四倉工業団地等々のお話につきましては、今年度においてアンケート調査を行いました。アンケート調査を行ったところ、本年度において四倉工業団地入居事業者18社の方々にヒアリングを行いまして、進出意向があるとお答えいただいた会社が3社、もう意向はないのだという方が6社いましたが、将来的な活用を含め興味を示された事業者が9社いるといったところございまして。同時期に合わせて商工会加盟業者の方々約460社やそれから福島県メーリングリスト登録事業者の方々約400社にあわせてアンケートを行いまして、150社より回答がありまして、都合15社程度から興味があるといったような回答をいただいているところございまして。実際的にもうすぐにでも進出したいのだというその町外事業者の方々についてはまだ何も無い状態でございますが、興味を示された方々に対しては、直接こちらから出向いて再度状況の説明であったり会社が希望する状況であったりというところを聞き取っているといたるところございまして。今後もこの活動を続けながら、それから来年度予算にも企業誘致のための戦略策定というところで業務委託費を計上しておりますので、誘致のための戦略というか優遇措置をどうするかといった検討を来年度早い段階でして、あわせて事業者の方々にご案内していくといった作業をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 企業が進出してもらえるとすることは、大変ありがたいことだと思います。それに伴って、やはり企業進出の目的の中に地元の雇用というものもありますので、要は地元の人たちがどれだけこういう企業があったら働きたいなというその働いてくれる人の意向というか、そういった調査は進んでいるのですか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 直接我々がそのところまでの調査をまだできておりませんが、平成29年、これは福島県の商工労働部企業立地課の取りまとめの報告でございますが、平成29年の工場立地状況によりますと、工場の新設、増設に伴う雇用計画人員というものが全体で1,837人というものがございました。前年比で671人の増ということでございまして、相双地区においては平成29年1年

間でございますが、478人の雇用計画があると。計画はあるものの、実際働く方が満足するというか、企業が満足するほど集まっているかという話になると、なかなかそこまでには至っていないといったのが概況という形になります。先ほども申し上げました企業立地に対する戦略等々を策定する業務委託の中には、検討項目の中に、調査項目の中に人に対するどういう雇用を望むのかといったところの調査も入れていきたいと思っておりますので、今後随時報告をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 8番、安藤正純君。

○8番（安藤正純君） 富岡町の産業団地に富岡町の町民だけで雇用が賄えるかというところとちょっと疑問もあるので、確かにこれから大熊、双葉、浪江を困難区域あたりでなかなか自分の町に戻れない方は、富岡までだったらばという人も含めて取り込めるようにその辺頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご指摘のように、我々も頑張ってもらいたいと思っておりますので、議員の皆様のご指導とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

7番、遠藤一善君。

○7番（遠藤一善君） 仮設住宅についてお聞きしたいのですけれども、常任委員会の報告を見ますと、郡山支所、いわき支所で仮設住宅の入居者に関してアンケート等とってあるみたいなのですが、県の復興住宅も3月ではほぼほぼ完成するという状況になってきて、県も当然仮設住宅の撤去という形がだんだん進んでくるのかなと思うのですが、郡山、いわきの状況で住民の意向で今のままの仮設をまた来年度、その次、2年ということで県の発表になっていきますので、その辺どのような住民の状況なのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（齊藤一宏君） お答えいたします。

県の供用します仮設、借り上げ住宅につきましては、ご存じのように1年また延長になりまして、平成30年度、つまり31年3月まで延長することが決定しているところでございます。現在入居状況を申し上げますと、全体で約15%程度で、県の公営住宅が4月から入居始まる地区、いわきは特にあるのですが、そういったところを希望されている方、中通りの仮設等も含めまして4月以降は入居率がいわゆる1桁台まで落ちるであろうというアンケート結果になっております。今後この仮設住宅入居者、残られた方に対する方策につきましては、昨年11月から県並びに国、あと被災12市町村交えた仮設住宅からの再建に向けた検討会というものを断続的に開催しておりまして、その中において今後の仮設の終期の話を含め、退去後のどういったケアが必要なのかといったものも検討しているところでございます。あわせて国におきまして、2月7日だったのですが、関係府省庁横断的な局長クラスの検

討会というものが立ち上がりました。やはり地元の意見等を聞かなければいけないということで、実は2月27日だったのですけれども、ちょうど各種委員会、原特と委員会があった日だったのですが、県におきまして国と県、あと被災市町村交えた意見交換会がありまして、その中残念ながら富岡町では参加することができなかつたのですけれども、意見書という形で今後この被災者をどうしていったらいいか、国としてどのように方策をするかといった話し合いを持ちました。町でも意見を上げさせていただいて、その後町にその結果を含めて来ていただいて説明を受けました。今後なのですが、具体的に市町村ごとに直接ヒアリングに来られてどういった方策が必要なのかといった話、そういったものをまず吸い上げて国において現在のさまざまな支援策についてこのまま継続できるものなのかまたは拡大もしくは新たな支援策といったものを検討していくという流れになっております。現在入居されている仮設の特に建設型仮設の入居者につきましては、なかなか状況的にははまだ再建先が見つからない方であったりまたは中には仮設供用が続いている間はずっと入居しているという方も実は郡山地区の調査の中では3割程度いるというような状況もございまして、そういった方々に各支所を通じまして残られた入居者に対して断続的にかかわっていきたくと考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ちょっと政策的なことでも聞きたいのですけれども、来月第2土日桜まつりということで大々的に桜まつりが行われるのかなと思うのですが、桜の木も大分傷んでかなり枝葉を落とした部分があるかと思うのですが、今後富岡町が桜をうたっていくには、当然桜をふやしていかなければだめになっていく桜だけで最終的にはなくなってしまふのかなと思うのです。そういう意味合いで考えれば、なかなか今の二中の前の桜通り、あと公園の前ということで、拠点整備で除染すれば公園もいずれ開放になるかと思うのですが、あの桜だけに頼っていたのではいずれなくなってしまふと。やっぱり思い切って今ある部分の桜も老木は切って間に新しい桜をきちっと入れていかないとなくなってしまいますので、その辺をどう町として政策的に考えているのか。

あと今ある桜通りの部分だけではやっぱり最終的にはなくなることを懸念しますので、ふやす部分もなければならぬと思うのです。私考えるには、今だからできることというものがあると思うのです。簡単に言うと、夜の森から役場庁舎まで桜ロードみたいなものをつくってふやしてくると。今だったら農地の部分の確保とか土地の確保に関してはかなり有利に確保できるのかなと。本来今までだとなかなか農地も放してくれないとかで難しい部分あったと思うのですが、今夜の森からこの富岡の役場庁舎に来るまで間一部ボタンザクラなど植わっていますが、ああいう部分をやっぱり役場庁舎までふやしてくるとかあとは今回産業団地できる部分にもそういう桜を植えられるような町道境に産業団地の敷地に10メートルくらい、もったいない話ですけれども、土地を確保してその辺にも桜を植えるとか。そうしていかないともう桜まつりどころではなくなってしまうのかなと思うのです。だから、将来的にどのようにして町として桜をふやしていくのか、その辺の考えあるかないかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、前段の既存の桜並木といった観点からでございますが、このことにつきましてはたくさんの議員の方から一般質問、それから予算審議の際にもご質問いただいているところでございまして、基本的にはまずは既存木の保全ということが基本になるのだと思います。その上で古死木だったり衰弱したものであったりということについては、議員おっしゃるとおり植えかえということも当然必要になってくると思います。そういうことをしながら、拠点区域というか夜の森既存の桜並木のエリアにつきましては、桜を保全する、それから一步前に進んで未来志向で植えかえをしていくとかということをしなが、あわせてその桜並木を活用して周遊だったり散策だったりということがしっかりとできるように、近隣に公園もございまして、公園と一体となって活用できるような仕組みづくりが必要だろうと思います。

もう一つ、これは前もお答えをしましたが、震災前に夜の森地区の景観形成検討委員会などというものを立ち上げて、その検討結果、今提言が出ておりますので、その提言の中では夜の森公園と並木が一体となるような提言もございまして。そういうものを含めて、既存木周辺については考えていくべきことだろうと思います。また、新たな名所づくりというのか新たな並木ということにつきましては、並木という考え方も1つあると思いますし、桜をめぐる場所、丘だったり斜面だったりというところの候補地選定ということもあると思います。

今ほどお話ししたことにつきましては、前段についてはやらなければならないことだと思っておりますが、まだ構想段階にとどまっているところでございまして、構想を実施の計画に移せるように役場庁内横断的に、担当課多岐にわたりますので、庁内横断的に検討できるように検討会立ち上げる方向で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ぜひふやすことを考えていくとすれば、既存の場所だけでは私は無理があるのかなと思うのです。そういうことから考えれば、やっぱり新たなロード、桜ロードを考えるべきだと私は思います。あと夜の森なんか見ますと、民有地に入っている桜も大分あって、町は管理する面で大分苦勞してきたのかなと思うのです。そういう部分もやっぱり今だったら土地購入できるのかなと、全て予算絡みますけれども、今だったら土地購入できるのかなとかいろんなことが今だったらできることあると思うのです。それをそういう部分にぜひ手をつけていただきたいと。

あと私心配しているのは、体育館施設、グリーンフィールドもあり、体育館の周りも随分桜も数減ったのかなと思うのです。植え込みの中に植えてあった桜とか枯れたりしてとった桜も大分あるのかなと思うのです。そういう部分を常に補填していかないと、将来的にはもう減ってなくなってしまうという不安もありますので、ぜひそういう部分、あるものは減らさない。また、1本でも2本でもよそに桜の木を延ばしていくという考え方で進んでいっていただきたいと。



あと一つ、これ町民から大分言われたのですけれども、夜の森の桜、今帰町してうちつくったり、外に出ていった人たちもいます。ふるさとの桜という思いでその苗木はないのかという話も聞くのです。そういう話を聞かせてもらえば、確かにそうかなと。富岡町の思い出には町外にうちつくった人に桜プレゼントしますよという案も一つの案かなと思いますし、また町内に戻ってきた人にも桜の木をプレゼントするから庭の前に1本植えてくれという広がりも一つの方法なのかなと思いますので、ぜひそういう考えもしていただきたいと。桜の苗木なんかは試験場にでも頼んで苗木を育ててもらおうという手もあると思いますので、ぜひそんな考え持っていただければありがたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） さまざまご提言いただきました。これまでも庁内横断的に検討してまいると言っても実は昨年度もお話をしたところなのですが、現実的には検討が進んでいないといったところが正直なところでございます。来年度においては、しっかりと今ご提言いただいたことも含め検討してまいりたいと思いますし、桜の苗木のお話であれば、今福島県農林種苗農業組合が桜並木の直系子孫を育ててくださるプロジェクトをしております。その苗木については、もう3年生ぐらいになっておりますので、コープふくしまのご厚意で全国各地コープ施設、関連施設に植樹をいただいているところがございます。町の取り分の苗木もございますので、そんなに数は多くないですが、ありますので、そのようなものを活用しながら、今ご提言いただいたような事業ができないものかということについてもあわせて検討してまいりたいと思っております。

まず直近で苗木というところであれば、桜まつりの事業の一環の中で桜の苗木を無償配布しますよというような、数に限りはありますが、そんなような事業ができないかということについては、ちょっと早急に検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） ありがとうございます。そういった苗木を育てているとすれば、まさに企画課長の言うとおりにやっただけであればありがたいと。ただ、その場合に、まずは地元に戻ってきてうちを新築したりリフォームしたりして戻ってきている人たちを優先にしてもらって、数に限りありということですので、どのくらいかわからないですけども、その次はやっぱり町外にうちをつくってそういうものがあれば植えたいなという人、優先順位を決めてやっただけであればありがたいと思います。

あと本当にこれは、私強く思うのですが、夜の森公園と夜の森の桜並木だけを考えるのではなく、富岡町桜で大分有名にもなっていますし、富岡町民それぞれが夜の森の桜はすばらしいと心に思っているわけですから、すばらしいものはじゃんじゃん広げていっていただきたいということで、企画課長からいろいろ話ありましたが、まずはこの役場まで桜ロードというものをひとつつくり上げてくれ

ばすばらしい桜並木になるのかなと思いますので、ぜひそういうことも。検討だけでは前に進みませんので、もうことしでも来年でもそういうことを視野に入れて進んでいただければありがたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ご提言いただきましてありがとうございます。町民憲章の中でも花と緑のあふれる町をつくりましょうということが一番最初に載っております。なかなか震災後震災復興、復旧、復興ということでそのところに目が行っていないところも反省点としてあるわけでございますので、原点に立ち返り花と緑のあふれる町をつくるという原点に立ち返ってさまざま検討し、実施できるものを一つ一つ行ってまいりたいと思います。

あと一つ、せっかくでございますのでご案内申し上げますが、先ほど申し上げました桜苗木を育てるプロジェクト、全国に広げるプロジェクトというところについて、あす岐阜県各務原市の市民公園にコープふくしまのお骨折りで先ほどご案内申し上げました苗木を植樹するという行事がございますので、ご案内をしたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 平成30年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

平成30年度予算は、今年度同様保険税一部負担金の免除が一部を除き継続されるものとして編成しまして、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ27億7,908万6,000円とするもので、予算総額の前年との比較において5億770万8,000円、率にして15.44%の減となっております。

歳入歳出の内容は、平成30年度から都道府県が国民健康保険者となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うようになることで、今まで町に直接入ってきた国公費の一部が県経由になるなど予算科目に動きがあるものの、今年度同様となっておりますのでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。183ページをごらんいただきたいと思います。第1款第1項国民健康保険税は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得層に対する税額として3,423万円を計上し、滞納繰り越し分89万9,000円と合わせて3,512万9,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料6,000円を計上しております。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、災害臨時特例補助金において一部負担金及び保険税免除措置に対する財政支援分として5億8,824万9,000円を計上、特定健診国庫補助金として157万6,000円を計上し、合わせて5億8,982万5,000円の計上をしております。

第4款県支出金、第1項県補助金は、保険給付費等交付金として19億1,865万6,000円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入は、基金積立金預金利子として3,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、保険税軽減相当額と繰入金、職員給与費等繰入金などの一般会計からの繰入金として2億3,544万9,000円を計上しております。

第7款第1項繰越金は、存目で2,000円を計上しております。

第8款諸収入1万6,000円の内訳は、第1項延滞金、加算金及び過料においてそれぞれ存目で合わせて5,000円を計上し、第2項預金利子においても存目で1,000円、第4項雑入においては第三者納付金や返納金及び雑入など全て存目とし、合わせて1万円を計上したもので、歳入合計27億7,908万6,000円となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。184ページをごらんいただきたいと思います。第1款総務費4,376万9,000円は、第1項総務管理費として職員給与費や一般管理事務諸経費及び県国保連合会負担金などで4,205万7,000円を計上し、第2項徴税费において徴税に係る事務諸経費として100万1,000円を計上、第3項運営協議会費は国保運営協議会の運営経費として26万9,000円を計上し、第4項趣旨普及費において広報活動に要する経費として44万2,000円を計上したものであります。

第2款保険給付費20億2,775万7,000円は、第1項療養諸費において免除措置の継続により一般及び退職被保険者に係る一部負担金を含めた保険者負担額など20億188万4,000円を計上しており、第2項高額療養費においては一般及び退職被保険者に係る高額療養費として631万1,000円を計上、第3項移送費は存目として2,000円を計上し、第4項出生育児諸費は1,806万円を計上、第5項葬祭諸費は150万円を計上したものでございます。

第3款保健事業費3,190万2,000円の内容は、第1項特定健康診査等事業費において特定健康診査の実施に係る事業費として2,525万9,000円を計上し、第2項保健事業費では健康増進事業並びに医療費適正化事業として664万3,000円を計上しております。

第4款第1項基金積立金は、国庫支払準備基金の利息分として5,000円を計上しております。

第5款諸支出金3,838万円は、第1項償還金及び還付加算金において3,837万9,000円を計上、第2項繰出金において存目で1,000円の計上しております。

185ページをごらんいただきたいと思います。第6款第1項財政安定化基金拠出金は、存目で1,000円の計上しております。

新たな科目といたしまして、第7款国民健康保険事業費納付金は、平成30年度から県が国保会計の財政運営の責任主体となることから県に納付をするためのもので、第1項医療給付分において3億8,262万8,000円を計上、第2項後期高齢者支援金等分において1億3,019万6,000円を計上、第3項介護給付分において5,052万6,000円を計上し、合わせて5億6,335万円を計上しております。

第8款第1項予備費は7,392万2,000円を計上し、歳出合計を27億7,908万6,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計予算の質疑も一般会計と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、190ページをお開きいただきたいと思います。

190、191ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 202、203ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 204、205ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 206、207ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 208、209ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 210、211ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 212、213ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 214、215ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 216、217ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 218、219ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 220、221ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 222、223ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 224、225ページ。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。  
総括で質疑を賜ります。ございませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。  
討論。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。  
これより議案第28号 平成30年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

229ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款使用料及び手数料は、特定環境保全公共下水道使用料が6,000円、下水道使用料滞納繰り越し分が1,000円の存目計上であります。

第2款繰入金2,434万9,000円は、下水道施設の維持管理費、下水道整備費、公債費等の財源として一般会計繰入金であります。

第3款繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上、第4款諸収入は第2項町預金利子、第3項雑入についてそれぞれ1,000円を存目計上し、歳入総額は2,435万9,000円となったものです。

230ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費1,598万7,000円は、蛇谷須浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理費に係る特環下水道維持管理費1,338万7,000円、環境調査、汚水升設置に係る特環下水道整備事業費260万円であります。

第2款公債費737万2,000円は、特環下水道事業債元金償還金703万3,000円、同利子償還金33万9,000円であります。

第3款予備費は、前年度同額の100万円の予算計上であり、歳出総額は2,435万9,000円となったものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

234ページをお開きください。234、235ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 236、237ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 238、239ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 240ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成30年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

243ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金194万円は、昨年度汚水升を取り出した箇所受益者負担金193万9,000円、受益者負担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上であります。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料1,020万1,000円は、公共下水道使用料1,020万円及び下水道使用料滞納繰り越し分1,000円の存目計上、第2項手数料は督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金5,269万7,000円は、公共下水道災害復旧に係る公共下水道事業補助金です。

第4款繰入金6億4,831万8,000円は、下水道施設の維持管理費、災害復旧事業費、給与費、公債費等の財源として一般会計繰入金であります。

第5款繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入についてもそれぞれ1,000円の存目計上であり、歳入総額は7億1,316万1,000円となったものです。

244ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費2億9,416万4,000円は、富岡浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る公共下水道維持管理費8,874万6,000円、汚水升設置に係る公共下水道整備事業費500万円、帰還困難区域内の復旧に係る災害復旧事業費1億8,183万1,000円、災害復旧等従事職員の給与費1,858万7,000円であります。

第2款公債費4億1,399万7,000円は、公共下水道事業債元金償還金3億4,437万5,000円及び同利子償還金6,962万6,000円であります。

第3款予備費は、前年度同額の500万円の計上であり、歳出総額は7億1,316万1,000円となったものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

248ページをお開きください。248、249ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 258、259ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 260ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。  
討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成30年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

263ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金16万1,000円は、汚水升新規設置による受益者負担金16万円、受益者負担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料72万1,000円は、農業集落排水施設下水道使用料72万円及び下水道使用料滞納繰り越し分1,000円の存目計上、第2項手数料についても督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金1億2,800万円は、過年度分の農業集落排水事業補助金であります。

第4款繰入金9,924万6,000円は、農業集落排水施設の維持管理費、災害復旧事業費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第5款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入についても、それぞれ1,000円の存目計上であり、歳入総額は1億1,293万3,000円となっております。

264ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費3,272万3,000円は、上手岡浄化センター、小良ヶ浜浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る集落排水維持管理費3,072万円、汚水升設置費等に係る集落排水建設事業費200万円、集落排水災害復旧事業費の補助単独等に存目計上3,000円であります。

第2款公債費7,921万円は、集落排水事業債元金償還金6,538万3,000円、同利子償還金1,382万7,000円であります。

第4款予備費は、前年度同額の100万円を計上し、歳出総額は1億1,293万3,000円となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

268ページをお開きください。268、269ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 276ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成30年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時10分まで休議いたします。

休 議 （午後 2時00分）

---

再 開 （午後 2時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします。  
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

平成30年度における当該特別会計における予算額としましては、歳入歳出の予算としてそれぞれ総額で2億4,708万8,000円を計上したところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。279ページをごらんください。第1款第1項財産受払収入としまして保留地の処分費、第3款第1項繰越金としまして前年度繰越金、第4款諸収入としまして第1項町預金利子をそれぞれ1,000円存目計上し、第2款第1項繰入金において当該会計の歳出予算を賄うため、第1款の財産収入、第3款の繰越金及び第4款の諸収入を控除した一般会計繰入金2億4,708万5,000円を計上し、当該会計の本年度歳入予算額を2億4,708万8,000円としたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。まず、第1款第1項事業費でございますが、本予算につきましては土地地区画整理事業整備費としまして4号公園の詳細設計、曲田都市計画街路3号線の整備や5号公園の整地工事、曲田都市計画街路1号線、駅前門口線の保全、修繕などの事業費として、調査設計委託料、街路整備工事費、維持管理工事費及び損失補償費の合計として2億2,810万円を計上しております。また、これら整備に係る諸経費としまして、権利に関する審議会の開催費などで59万7,000円を、担当する職員の給料費として1,789万1,000円を計上し、総額としまして2億4,658万8,000円となったものであります。

次に、第2款第1項予備費でございますが、本予算につきましては既定の予算で賄うなどの応急的な予算としまして50万円を計上し、歳出予算としましては、第1款事業費、第2款予備費の合計額で2億4,708万8,000円となったものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましては、項目が少ないことから一括して質疑を行いたいと思います。

284ページから291ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 今現在の保留地の区画数の数値と今後新年度以降予定している区画数があれば。それに伴っての売払収入予定金額どのようになっているかわかれば。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

昨日の補正予算でもご説明させていただきましたが、現在保留地を処分6区画しておりまして、4区画が契約になっております。現在2区画についてことし、また引き続き来年も処分の方向で進めていきたいと考えております。金額については、今手元に資料がございませんで、後でご報告させていただきますと思います。

また、将来的な話でございますが、駅前地区のところ現在整備しております。こちら整備でき次第保留地となっていきますので、こちらにつきましても今後整備の状況を見ながら売却で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 今後発生するであろう保留地あれば。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 今後発生する保留地につきましては、現在整備している駅前地区のところに保留地がございますので、こちらのところを売却していきたいと考えております。現在は、処分となっていますのは2区画残っているものがございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成30年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算は、今年度同様保険料及び一部サービスの免除が一部を除き継続されるものとして編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,146万1,000円とするもので、予算総額の前年度の比較において54万5,000円、率にして0.03%の減。歳入歳出の内容は、ともに今年度と同様になっているところでございます。

まず、歳入についてご説明をいたします。295ページをごらんいただきたいと思います。第1款の保険料、第1項介護保険料は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得者に対する保険料として987万9,000円を計上したものでございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料及び督促手数料として2,000円を存目計上したものでございます。

第3款国庫支出金7億6,203万2,000円は、第1項国庫負担金において介護給付費負担金など2億3,976万1,000円、第2項の国庫補助金において調整交付金及び地域支援事業交付金、また災害臨時特例交付金として5億2,227万1,000円を計上したものでございます。

第4款第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として3億6,419万1,000円を計上したものでございます。

第5款県支出金1億9,302万4,000円の内訳は、第1項県負担金において介護給付費負担金1億7,987万3,000円、第2項県補助金において地域支援事業交付金1,315万1,000円を計上したものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、利子及び配当金2,000円を計上したものでございます。

第7款繰入金2億5,232万5,000円の内訳は、第1項他会計繰入金において一般会計繰入金及び職員給与費2億4,257万9,000円を計上、第2項基金繰入金において介護給付費準備基金繰入金974万6,000円を計上したものでございます。

第8款第1項繰越金は1,000円を存目計上したものでございます。

296ページをごらんいただきたいと思います。第9款諸収入5,000円の内訳は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項預金利子にそれぞれ1,000円を存目計上、第3項雑入は第三者納付金などで3,000円を存目計上し、歳入合計15億8,146万1,000円となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。297ページをごらんいただきたいと思います。第1款総務費6,886万2,000円の内訳は、第1項総務管理費において一般管理費及び職員給与費5,139万

2,000円、第2項徴収費において賦課徴収事務諸経費39万5,000円、第3項運営協議会費において介護保険運営協議会事務諸経費4万円、第4項介護認定審査会費において認定調査事務諸経費1,703万5,000円を計上したものでございます。

第2款保険給付費14億2,278万3,000円の内訳は、第1項介護サービス等諸費において介護認定者のサービス給付費13億5,858万5,000円、第2項介護予防サービス等諸費において要支援者に対するサービス給付費3,192万5,000円、第3項その他の諸費において審査支払手数料113万9,000円、第4項高額介護サービス等諸費においてサービス給付費213万2,000円、第5項特定入所者介護サービス等費においてサービス給付費2,780万2,000円、第6項高額医療合算介護サービス等費において給付費120万円を計上したものでございます。

第3款地域支援事業費8,880万7,000円の内訳は、第1項介護予防事業費において高齢者施策事業費6,202万5,000円、第2項包括的支援事業費において包括支援事業費2,678万2,000円を計上したものでございます。

第4款第1項基金積立金は、利子積立金として4,000円を計上したものでございます。

第5款諸支出金5,000円の内訳は、第1項償還金及び還付加算金において過年度還付金加算金、償還金それぞれに存目として1,000円。

298ページをごらんいただきたいと思います。第2項延滞金及び第3項繰出金においても、それぞれ1,000円を存目計上したものでございます。

第6款第1項予備費は100万円を計上し、歳出合計を15億8,146万1,000円としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

302ページをお開きください。302、303ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 304、305ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 306、307ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 308、309ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 310、311ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 312、313ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 314、315ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 316、317ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 318、319ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 320、321ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 322、323ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 324、325ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 326、327ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 328、329ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 330、331ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 332、333ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 334、335ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 平成30年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。  
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算は、保険料及び一部負担金の免除が一部を除き継続されるものとして編成し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,424万3,000円とするもので、前年との比較におきまして6.7%、298万5,000円の増。歳入歳出の内容は、ともに今年度と同様になっておるところでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。339ページをごらんいただきたいと思っております。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、避難指示が解除となった被保険者の上位所得者に対する保険料として650万6,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、納付証明及び督促手数料として存目で2,000円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般管理費等の事務費繰入金607万2,000円、保険基盤安定繰入金3,164万7,000円を合わせて3,771万9,000円を計上しております。

第4款第1項繰越金は、存目で1,000円を計上しております。

第5款諸収入は、第1項延滞金及び加算金及び過料、第2項償還金及び還付加算金、第3項預金利子、第4項雑入、全て存目として1万5,000円を計上したもので、歳入合計4,424万3,000円となったものでございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。340ページをごらんいただきたいと思っております。第1款総務費は、第1項総務管理費において一般管理費の事務経費574万9,000円を計上し、第2項徴収費において徴収に係る事務経費として32万3,000円を計上し、合わせて607万2,000円としたものでございます。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合への納付金として3,815万3,000円を計上しております。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において保険料還付金を8,000円、還付加算金を5,000円、第2項繰出金は1,000円の合わせて1万4,000円を計上しております。

第4款第1項予備費に4,000円を計上し、歳出合計を4,424万3,000円としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。



この件につきましては、項目が少ないことから一括で質疑を賜りたいと思います。

344ページから351ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 平成30年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第35号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ720万9,000円とするもので、前年度の比較において4.8%、33万6,000円の増。内容は、ともに今年度と同様となっているところでございます。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。355ページをごらんいただきたいと思います。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、計画策定収入金として670万7,000円を計上しております。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として50万円を計上しております。

第3款第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項雑入は、それぞれ1,000円を存目計上し、歳入合計を720万9,000円とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。356ページをごらんいただきたいと思います。

第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、計画策定委託料として670万

8,000円を計上したものでございます。

第2款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上したものでございます。

第3款第1項予備費は50万円を計上し、歳出合計を720万9,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから一括で質疑を賜ります。

360ページから363ページございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成30年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日9日午前10時より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散 会 （午後 2時37分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 高 一

議 員 堀 本 典 明

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

## 平成30年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

平成30年3月9日(金) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第36号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第37号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第38号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第39号 工事請負契約について

議案第40号 工事請負契約について

議案第41号 工事請負契約について

日程第3 委員会報告

- 1、産業復興常任委員会報告（請願審査報告）
- 2、総務常任委員会報告
- 3、産業復興常任委員会報告
- 4、議会運営委員会報告
- 5、議会報編集特別委員会報告
- 6、原子力発電所等に関する特別委員会報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（14名）

1番 渡辺英博君

2番 渡辺正道君

3番 高野匠美君

4番 渡辺高一君

5番	堀本典明君	6番	早川恒久君
7番	遠藤一善君	8番	安藤正純君
9番	宇佐神幸一君	10番	高野泰君
11番	黒澤英男君	12番	高橋実君
13番	渡辺三男君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一君
会計管理者	三瓶直人君
参事兼 総務課長	伏見克彦君
企画課長	林紀夫君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	斉藤一宏君
参事兼 生活環境課長	渡辺弘道君
産業振興課長兼 農業委員 事務局長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君
拠点整備課長	竹原信也君
参事兼 郡山支所長	菅野利行君
いわき支所長	三瓶雅弘君
総務課課長補佐	遠藤博生君
教育総務課 課長補佐兼 学校管理係長	飯塚裕之君
代表監査委員	坂本和久君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長      志   賀   智   秀  
事 務 局

議 会 事 務 局 長      大 和 田   豊   一  
庶 務 係

議 会 事 務 局 任      藤   田   志   穂  
庶 務 係 主

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回富岡町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

6番 早川恒久君

7番 遠藤一善君

の両名を指名いたします。

---

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第36号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては、さきの全員協議会において説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(植杉昭弘君) おはようございます。それでは、議案第36号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明をいたします。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律に基づき、



町の関係する条例について国の法律基準に合わせ所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っております。議案第36号別紙資料をごらんいただきたいと思っております。20ページからになります。21ページをごらんください。第5条において、現行「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めるなど第2章、介護予防認知症対応型通所介護、第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護に対しまして、日常的な医学管理やみとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、従来の介護療養型医療施設にかわり介護医療院が創設されたことによりそれぞれ改めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第37号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律に基づき、町の関係する条例につきまして国の法律基準に合わせ所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っております。議案第37号別紙資料、29ページからをござらんいただきたいと思っております。32ページをござらんください。第1条において、現行「指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法第78条の4第3項」を「共生型指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法第78条の2の2第2項の厚生労働省令に定める基準及び指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法第78条の4第3項」に改め、47ページをござらんください。第65条において、現行「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改めるなど第1章から第8章に対し日常的な医学管理やみとり、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、従来の介護医療型医療施設にかわり介護医療院が創設されたことによるもの及び共生型サービス特例の新設として、介護保険サービスまたは障害福祉サービスのいずれかの指定を受けている事業者がもう一方の制度における指定も受けやすくなるよう人員、設備及び運営に関する基準を見直した共生型サービスが創設されることをそれぞれに改めるものでございます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（植杉昭弘君） それでは、議案第38号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律に基づき、町の関係する条例について国の法律基準に合わせ所要の改正を行い、平成30年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っております。議案第38号別紙資料、63ページをごらんいただきたいと思っております。第4条第4項において、現行「介護保険施設」を「介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」へ改めるなど第1章、総則、第3章、運営に関する基準、第4章、指定介護予防支援の具体的な取扱い方針について、指定特定相談支援事業者に対し改正された法律に基づき利用者へ指定介護予防サービス事業者等への紹介や指定介護予防支援の提供開始に関する情報提供、また担当職員の具体的な責務など新たに必要な事項を定めるよう改めるものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 富岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） おはようございます。初めに、ため池放射性物質対策事業の全体概要についてご説明させていただきます。

事業の目的は、農業水利としてのため池の機能保全を図るとともに、堆積する放射性物質の農地仮池への拡散を防止するためしゅんせつ工などにより底質の除去を行う事業となっております。現在まで調査を行った30カ所のため池のうち、避難解除区域にありますため池23カ所が8,000ベクレルを超え工事の対象となっております。これらのため池を再生加速化交付金を財源とし平成32年度までに放射性物質対策を完成させる予定であり、平成29年度の対策工事は平成28年度まで詳細調査が完了しているどぶ池を3工区に分け工事を発注しております。

それでは、議案第39号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。2月20日に指名競争入札が執行され、予定価格以下でありましたので、工事請負契約を仮契約いたしました。

別紙資料1をごらんください。工事番号、第3-2-40号、工事名称、ため池放射性物質対策工事（1工区）。工事場所、北郷第2ため池・第3ため池、末工期、平成30年12月28日。工事請負代金の額、1億6,826万4,000円。契約の相手方、桂建設株式会社。契約の方法は、指名競争入札です。

3ページは、入札状況調書です。

別紙資料2をごらんください。1工区は、北郷第2・第3ため池を1件の対策工事として発注しています。工種は、ポンプしゅんせつ工、北郷第2ため池、対策面積4,388平方メートル、北郷第3ため池、対策面積1,420平方メートル、計5,808平方メートルです。ポンプしゅんせつは、ため池に機械を運搬し、ポンプカッターにて底質土を汚染度合いに合わせ吸い取り除去していくものです。吸い取った底質土は、凝縮沈殿処理を行い、脱水処理の後大型土のう袋へ積み込みます。また、ため池に戻す水質及び除去した底質の放射性物質濃度分析を実施してまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、堀本典明君。

○5番（堀本典明君） ありがとうございます。ため池の除染を兼ねたものかと感じまして、非常にいい事業だと思っておりますが、まずこの1工区に対しましてため池、北郷第2と第3あると思うのですが、底質の除去圧が20センチと30センチとなっているのですが、そのあたりの理由をちょ

つとお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） こちらは、ため池の調査ですけれども、こちらは深度によりましてそれぞれ下がっていくものがございますから、場所によっては深かったり浅かったりということで調査の結果となり、8,000ベクレルを超えているところにつきまして対策工事を行うということでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。そのほかございませんか。

6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ただいまの課長の説明の中で8,000ベクレルぐらいあるというお話をされていたのですが、この除去した上でどのぐらいまで下げる目標というか、その辺を定めているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 今まで他町村でも行っていますが、目標としましては3,000ベクレルを目標として、後にいかに落ちたというのも確認する工事を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） 3,000ベクレルといっても比較的高いのではないかと思いますのですが、この20センチから35センチぐらいの除去でそのぐらいに下がるということは想定として考えてよろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） ちょっと説明に不足がございました。3,000ベクレルというのは、乾燥させて3,000ベクレルでございますので、下の底質につきましては大体約半分のベクレルとなる形となるように伺っております。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○復旧課長（三瓶清一君） 申しわけありません。それで、3,000ベクレルという基準ですと、再生に土壤も使用できるというぐらいのレベルでございますので、ご理解を。再生、土を利用することでございますが、再利用できるレベルの土ということになってございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 6番、早川恒久君。

○6番（早川恒久君） ありがとうございます。最終的に完了したらちゃんと全てベクレルをもう一度はかるということよろしいのですか。もしそれでも下がらない場合は、再度やられるというよう

なことなのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 最終的にも底質、それに水質、これも分析を行い確認をしてまいりまして、その程度にならなければもう一度その部分を取り除くというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 39号なのですが、中身に対してちょっと質問させてください。

別紙資料2の③、発生土砂現地保管工となっていますが、多分トンパックに入れて発生土砂、3,000ベクレルに下がるであろう土砂を多分そこに保管しておくのかなと思うのですが、現場内の保管ですよ。3,000ベクレル以下になれば再利用できるということですが、せっかくこの土砂撤去して最終的に水分取り除いて3,000ベクレルになるということは、撤去された場所はもう少し下がると思うのです。堤体、水たまりの下、土砂撤去すれば3,000ベクレル以下に下がると思うのです。下がったところに3,000ベクレルの土砂をまた仮置きすることによって放射線の影響出るのではないかと思うのですが、何で例えば仮置き場なら仮置き場に土砂搬出してしまわないのですか。例えば仮置き場といえ、今私言ったのは、小良ヶ浜、深谷の仮置き場に土砂を運び込むとか。多分これは、やるとすれば環境省がやるのかなと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

ため池の対策事業の中におきましては、しゅんせつした土砂を脱水して大型土のう袋に詰め込みます。それを一時仮置きで近くのヤードに置きまして、それを今度は環境省で仮置き場まで運搬していくという工程となっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。その一時の仮ヤードは、現場内ですか。現場外に一時ヤードつくるのですか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） ため池の工事現場の近くに一時置き場を設けることを考えてございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） わかりました。現場内に一時仮置きをして工期内に運搬するのか、工期が終わった後速やかに運搬するのか、その辺だけちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 運搬につきましては、工期終了後ではなく、1日に作業できるボリューム

ムがございますので、それを仮置きしまして、次の日か当日あたりには運んでいくようになるかと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 解釈の仕方なのですけれども、課長、ですから最後に終わった分も工期内には全部運ぶのだと思うのですが、そのことをはっきり明確に言ってください。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 運搬につきましては、工期内に工事が完了するものと考えていますので、工期内に終了したならば環境省において運搬していただくとうご理解いただきたいと思います。工期内に完了いたします。

○議長（塚野芳美君） いや、ですから、不規則発言しないでください。運搬も含めて、ですから工期内に環境省で運ぶと言っているのですから。まだあるのですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、だから手を挙げてください。

〔「13番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 本当はオーバーですけれども、13番、渡辺三男君。

○13番（渡辺三男君） 工期内に環境省がトンパックを全部運び出してしまうのか、工期終わってから環境省が新たに運び始めるのか、それだけはっきり教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 工期内に環境省で運搬していただくということでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 議案第40号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

2月20日に指名競争入札が施行され、予定価格以下であったので、工事請負契約を仮契約しました。

別紙資料1、5ページをごらんください。工事番号第3-2-41号。工事の名称、ため池放射性物質対策工事（2工区）。工事の場所、椿屋第1ため池・清水ため池。末工期、平成30年9月28日。工事請負代金の額、7,754万4,000円。契約の相手、桂建設株式会社。契約の方法は、指名競争入札です。

7ページは、入札状況調書です。

別紙資料2をごらんください。2工区は、椿屋第1・清水ため池を1件の対策工事として発注しています。工種は、椿屋第1ため池がポンプしゅんせつ工、対策面積2,428平方メートル、清水ため池が直接除去、対策面積2,144平方メートルを643立方メートルを掘削する工事です。ポンプしゅんせつは、1工区と同様の施工方法となります。直接除去は、清水ため池に貯水がないことからバックホーによる直接掘削により底質土を除去していくものです。ポンプしゅんせつを行う椿屋第1ため池の施工内容は、1工区と同様であり、清水ため池においては機械乗り入れのための防護柵撤去、再設置、堤体部復旧のための路肩盛り土刈り払いを計上しております。放射性物質濃度分析も1工区と同様に計上しております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。



〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 議案第41号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

2月20日に指名競争入札が執行され、予定価格以下であったので、工事請負契約を仮契約いたしました。

別紙資料1、9ページをごらんください。工事番号、第3-2-42号。工事の名称、ため池放射性物質対策工事（3工区）。工事の場所、西沢ため池・宮の前ため池。末工期、平成30年9月28日。工事請負代金の額、9,072万円。契約の相手方、有限会社光建設。契約方法は、指名競争入札です。

11ページは、入札状況調書です。

別紙資料2をごらんください。3工区。3工区は、西沢ため池・宮の前ため池を1件の対策工事として発注しています。工事概要は、ポンプしゅんせつ工、西沢ため池対策面積、1,616平方メートル、宮の前ため池、1,088平方メートル、計2,704平方メートルです。施工方法につきましては、1工区と同様に施工し、放射性物質濃度分析も同様に行ってまいります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） 2点ほど。39、40、41号類似するのですけれども、フレコンに詰めたとときの含水比何%を目標にしているのか。

あとは何でこの時期に発注しているのか。工期の中段に梅雨時期が入ったり、寒い時点で滞留水をためた状態で吸引なら吸引するのはわかるのだけれども、できれば含水比下げたり仕事の的確さを考えたときに、底地プラマイゼロに考えたとき、水分は吸引能力に合わせて水分水位10センチとか15センチとか20センチという実証実験やっていると思うのだけれども、満杯の状態でくみ上げる能力よりは最低限水位下げたほうがベクレルの状況も何もいいと思うのですけれども、ちょっと理解できないのですけれども、その点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 申しわけありません、含水についてはちょっと記憶してございませんので、これは後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

発注時期につきましては、調査設計、それから申請の絡みからどうしても年度末の発注となってしまいう状況下に今現在はなっております、次年度においても調査の詳細設計が完了してから申請、それから発注となりますので、次年度におきましても同じような時期になるような予定でございます。その以後につきましては、事前に調査設計を済ませますので、若干ではありますけれども、早く発注できるものと考えております。

3つ目のことですが、この辺につきましても技術的なことが私ちょっと把握していないところございまして、この辺につきましても後ほど回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、高橋実君。

○12番（高橋 実君） わからないのは後でもいいです。

よく考えてください。春夏秋冬考えたときに、やる仕事どういう仕事やるのか考えれば、発注時期よく考えて発注してもらいたい。この状態では、工期内に終わるのかなという不信感が私が出るわけ。

それとあと含水比、フレコンに入れた。環境省で持って行くのであれば、環境省では含水比何%というよりも、自立できないものは引き揚げませんから。自立しないフレコンの中身は、いかなるものでも運び出ししません。自立わかる。斜めになったりこたこたでくの字に折れたりするものは運び出しませんから。そこら辺もあわせて確認しておいてください。そうでないと置きっ放しになりますよ。

あとの答弁保留は後でいいですから、その点だけ。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） フレコンにつきました底質土につきましては、その辺は十分自立するような形まで脱水させて搬出させていただくということでご理解願いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 済みません。線量のことでお聞きしたいのですけれども、ため池で一番高いところと一番低いところの場所というものはおわかりでしょうか。その辺わかったら教えていただきたいのですけれども。

それと、今回の工事のこの場所というものは、高いところからやっているのか、それとも地権者とのというかそういう関係なのか、その辺もちょっと教えてください。

あともう一点、今後帰還困難区域にあるため池というものは、予定としては何年後かにやるのかやらないのか、その辺もお聞きしたいです。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 最初の質問でございますけれども、一番高いところの位置というものは、ため池の中ということでよろしいでしょうか。それとも全体。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 3番、いいですか。ため池の中の泥の部分、今回しゅんせつする泥の部分を言っているのか、それともため池の堤体というか土手も含めてこの全体の中での高いところ、低いところと言っているのか、どちらですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） いや、いや、ですから高いところはわかりましたけれども。

〔何事か言う人あり〕

○復旧課長（三瓶清一君） 済みません。23カ所ございますので、23カ所のうちどこが一番高いのかという質問でよろしいのでしょうか。

ため池の23カ所の中で一番高いと数値が出されているのは、北郷第3ため池でございます。北郷第3ため池で一番高いところが流入口でございます、14万程度となっているところでございます。

続きまして、ため池の中のどこから実施するかということによろしいでしょうか。全体的でございますか。

○議長（塚野芳美君） では、課長、ちょっとお待ちください。

1回目の部分でいいですから、もう少しわかりやすく聞いてください。私もちょっと今どっちか理解できなかったのですけれども、3番議員がおっしゃっているのはあれですね、質問しているのは、幾つかあるため池、町内のため池の中でどのため池が高いのかということとそれからこのため池の中の部分を言っているのですか。そこをはっきり言ってください。

3番、高野匠美君。

○3番（高野匠美君） 私は、それぞれの場所と言ったのですけれども、場所を教えてください。

〔何事か言う人あり〕

○3番（高野匠美君） 23カ所のため池があるうちの一番高いところとそれでその高いところから除染をするのですかという質問です。済みません。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 23カ所のうち一番高いものは、先ほど申しました北郷第3ため池でございます、高いところからではなくて、人家になるべく近いところから実施していくという計画でございます。

帰還困難区域のため池でございますが、これにつきましてはまだ実施の時期が決まってはございませんが、夜の森地区にあります拠点エリアの中のため池は、予算計上して調査を行い実施していかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時刻と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務常任委員会、第2委員会室において産業復興常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第2委員会室で、終わりましたら議会報編集特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時50分）

---

再 開 （午前11時10分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

---

#### ○委員会報告

○議長（塚野芳美君） 日程第3、委員会報告に入ります。

初めに、産業復興常任委員会に付託し審査していただきました請願第1号 「鮭増殖施設の早期復興整備」に関する請願書の審査結果について産業復興常任委員会委員長より報告を求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第6号、平成30年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

審査報告書。本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名、請願第1号 「鮭増殖施設の早期復興整備」に関する請願について。

2、審査の経過。回数第1回、日時、平成30年3月7日午後2時40分、場所、富岡町役場第2委員会室、出席委員、7名、欠席委員、なし、説明出席者、紹介議員、遠藤一善、産業振興課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。請願第1号 「鮭増殖施設の早期復興整備」に関する請願について、本件につい

ては紹介議員及び産業振興課職員に説明を求め慎重に審議し、採決した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

○議長（塚野芳美君） ただいま産業復興常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより請願第1号 「鮭増殖施設の早期復興整備」に関する請願についての件を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号 「鮭増殖施設の早期復興整備」に関する請願書についての件を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願は委員長の報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、この請願は委員長報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

6番、早川恒久君。

〔総務常任委員会委員長（早川恒久君）登壇〕

○総務常任委員会委員長（早川恒久君） 報告第7号、平成30年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、早川恒久。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、3月9日午前10時51分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 健康福祉課に関する件、(6) 教育委員会に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

13番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第8号、平成30年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。本委員会は、3月9日午前10時52分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 復旧課に関する件、(2) 復興推進課に関する件、(3) 拠点整備課に関する件、(4) 農業委員会に関する件、(5) 産業振興課に関する件、(6) 生活環境課に関する件、(7) いわき支所に関する件、(8) 郡山支所に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

7番、遠藤一善君。

〔議会運営委員会委員長（遠藤一善君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤一善君） 報告第9号、平成30年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。本委員会は、3月9日午前10時53分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。(1) 会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する

件、(2) 議会関係例規類の制定、改廃に関する件、(3) 議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

5番、堀本典明君。

〔議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（堀本典明君） 報告第10号、平成30年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、堀本典明。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、3月9日午前10時54分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明のための出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、宇佐神幸一君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第11号、平成30年3月9日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査の申し出について。本委員会は、3月9日午前10時55分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

---

#### ○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、渡辺英博君。

○1番（渡辺英博君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、渡辺英博君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議内容の説明について、1番、渡辺英博君より説明を求めます。

○1番（渡辺英博君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条



の規定により、議長に一任することに決しました。

---

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもちまして本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年第2回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時22分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成30年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 早 川 恒 久

議 員 遠 藤 一 善